

新潟県税務統計要覧

平成 25 年 版
(平成24年度)

新潟県総務管理部税務課

新潟県税務統計要覧

平成 25 年 版
(平成24年度)

新潟県総務管理部税務課

は じ め に

平成24年度のわが国の経済は、上期は震災復興需要などにより持ち直していたものの、下期に入ると欧州債務危機の長期化などによる世界的な景気減速の影響を受け後退に転じました。しかし、年末にかけて政府経済対策や日銀の金融緩和などにより年明けから再び持ち直しの動きに転じ、ようやく明るさが見え始めた状況となっています。

こうした状況の中、本県では法人県民税及び法人事業税が、平成24年度上半期までの緩やかな景気の回復により増収となったほか、個人県民税が税制改正による年少扶養控除などの所得控除の見直しにより増収となるなど、県税収入全体の決算額は226,892百万円（前年度比+3.2%、+7,084百万円）となり、2年連続で前年度を上回りました。

また、県税収入率については、平成19年度に所得税から住民税への税源移譲が実施され、個人県民税の調定額が大幅に増加したことを受け、平成21年度に新潟県地方税徴収機構を設置し収入の確保に努めてきた結果、前年度を0.34ポイント上回る97.98%となり、前年度を上回り全国2位となりました。

これまで本県では、中長期的な収支の均衡を目標とし、歳出抑制と歳入確保を図ってきたところですが、本県の財政状況は、自主財源比率が約4割と全国平均を下回っており、依然として厳しい状況が続いています。さらに、円安による原材料費の値上がりや原子力発電所の運転停止に伴う電気料金の値上げ等の懸念材料もあることから、今後の税収に与える影響が懸念されます。

こうした中、「新潟県財政運営計画」（平成17年9月策定：計画期間平成18年度～34年度）において、県経済を上昇気流に乗せ税源涵養を図ることや「選択と集中」により効率的・効果的な行政を推進することとともに、万全な歳入確保策を講じることを「財政再建団体」に転落させないための3つの改革プログラムとして策定しており、自主財源の中核となる県税収入の向上を、歳入面の最重点課題として位置付けているところです。

私たち税務職員は、このような本県が置かれた状況を常に意識し、「適正で公平な職務の遂行」と「県税収入の確保」という職責を全うするため、納税者の信頼を構築しながら、より積極的な税務行政の執行に努めなければならないと考えています。

平成25年10月

新潟県総務管理部税務課

凡

例

- 1 各表において特に表示のないものは、平成24年度の歳入歳出に係るものであり、平成24年度出納閉鎖日（平成25年 5 月31日）現在における状況に基づいて作成したものである。
- 2 各表ともできる限り従前のものを踏襲し、その利用効率を高めることとしたが、内容についてはやむをえず修正を加えたものもある。

目 次

第 1 財政に関する調

1 歳入決算の累年比較調	2
2 歳出決算の累年比較調	3
3 県税収入の推移に関する調（平成 5 年度～平成24年度累年別）	4
4 県税歳入予算の補正状況調	6
5 県税収入額と基準財政収入額との比較調	7
6 交付金等控除後の実質収入額	8

第 2 調定及び収入に関する調

1 県税収入状況調（税目別、平成22年度～平成24年度累年別）	11
2 税目別調定比率調（平成22年度～平成24年度累年別）	11
3 税目別調定額調（平成 5 年度～平成24年度）	12
4 県税収入額の推移（平成 5 年度～平成24年度）	14
5 納期内納税状況調	
(1) 県 税 部 等 別	16
(2) 税 目 別	16
6 県税徴収金(本税) 決算額調	18
7 県税収入状況調（県税部等別）	20
8 県税調定収入状況調（月別）	
(1) 個 人 県 民 税	22
(2) 法 人 県 民 税	22
(3) 県 民 税 利 子 割	22
(4) 個 人 事 業 税	23
(5) 法 人 事 業 税	23
(6) 地 方 消 費 税	23
(7) 不 動 産 取 得 税	24
(8) 県 た ば こ 税	24
(9) ゴルフ場利用税	25
(10) 自 動 車 取 得 税	25
(11) 軽 油 引 取 税	25
(12) 自 動 車 税	26
(13) 鉱 区 税	26
(14) 県 固 定 資 産 税	27
(15) 核 燃 料 税	27
(16) 狩 猟 税	27
(17) 産 業 廃 棄 物 税	28
(18) 旧法による税（軽油引取税）	28
(19) 合 計	28
9 税目別県税収入状況調（県税部等別）	
(1) 個 人 県 民 税	30
(2) 法 人 県 民 税	30

第4 徴収に関する調

1 滞納整理状況調	114
2 督促状発付状況及び滞納処分票の処理状況調	116
3 滞納額に対する処置状況調	116
4 徴収猶予処理状況調	
(1) 該 当 条 項 別	118
(2) 県 税 部 別	118
5 滞納処分の停止状況調（税目別）	120
6 過誤納金等の還付充当状況調	122
7 不納欠損理由別処理状況調	124

第5 参 考 資 料

1 税 務 機 構 等	
(1) 税 務 機 構 図	127
(2) 税務課事務分掌	128
(3) 研 修 概 要	130
2 税務職員の定数等調	
(1) 税 務 職 員 数	131
(2) 所 属 別 内 訳	131
3 特殊勤務手当の支給に関する条例等（税務職員関係抜すい）	132
4 徴税費に関する調	133
5 徴税費の科目別調（決算額）	134
6 口座振替に関する調	135
7 納税貯蓄組合に対する補助金交付状況調	135
8 個人県民税徴収成績優良市町村	136
9 地方税等の一世帯当たり及び一人当たりの税額累年比較調（平成15年度～平成24年度）	137
10 各都道府県税の調定収入状況調	138
11 都道府県税の住民一人当たり及び一世帯当たりの税額調	139
12 県税の税率等の推移の概要（昭和25年度～平成25年度）	140
13 地域振興局県税部等一覧	190
14 管 内 図	191

第1 財政に関する調

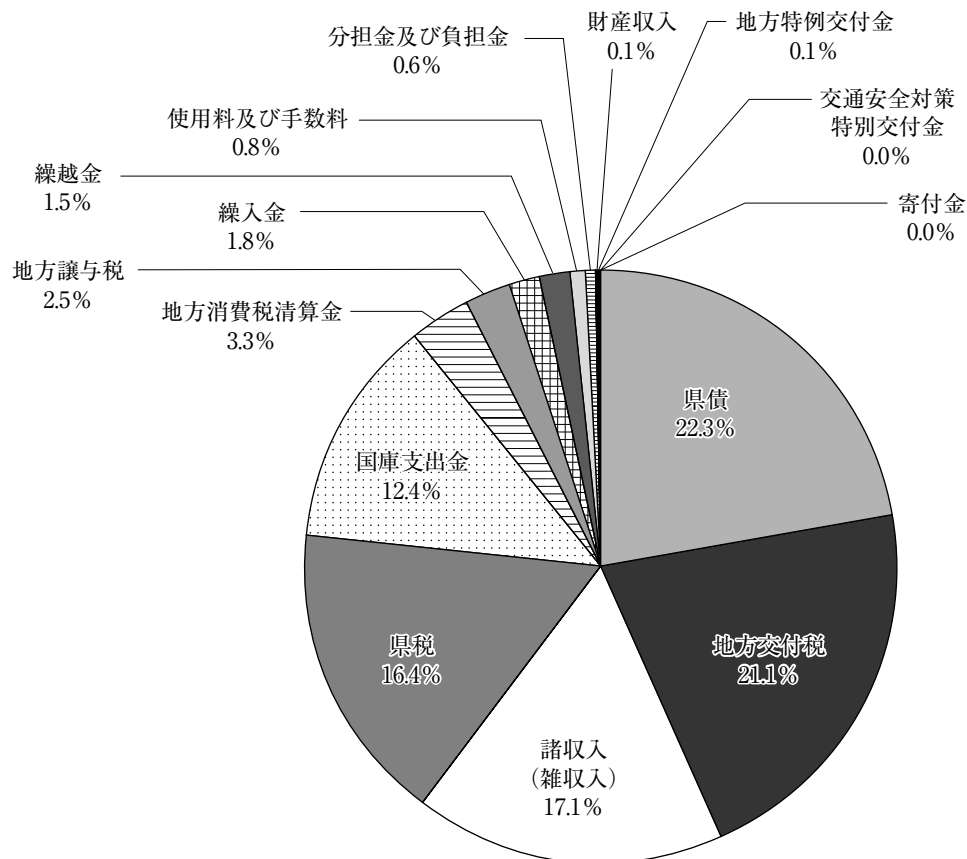
- 1 歳入決算の累年比較調
- 2 歳出決算の累年比較調
- 3 県税収入の推移に関する調（累年別）
- 4 県税歳入予算の補正状況調
- 5 県税収入額と基準財政収入額との比較調
- 6 交付金等控除後の実質収入額

1 歳入決算の累年比較調

(単位：円、%)

区 分 科 目	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		比 率		比 率		比 率
県 税	218,515,155,260	18.4	219,807,663,097	17.8	226,892,313,064	16.4
地 方 消 費 税 清 算 金	46,245,988,231	3.9	45,768,734,610	3.7	45,640,958,524	3.3
地 方 譲 与 税	32,721,385,567	2.8	33,790,794,037	2.7	34,622,652,982	2.5
{ 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	27,149,957,000	2.3	28,695,660,000	2.3	29,551,910,000	2.1
{ 地 方 揮 発 油 譲 与 税	5,188,506,000	0.5	4,743,263,000	0.4	4,734,861,000	0.3
{ 石 油 ガ ス 譲 与 税	376,148,000	0.0	349,393,000	0.0	324,419,000	0.0
{ 航 空 機 燃 料 譲 与 税	6,762,000	0.0	2,457,000	0.0	11,441,000	0.0
{ 地 方 道 路 譲 与 税	12,567	0.0	21,037	0.0	21,982	0.0
地 方 特 例 交 付 金	2,874,875,000	0.2	2,423,785,000	0.2	777,423,000	0.1
地 方 交 付 税	297,776,376,000	25.1	306,414,559,000	24.8	291,680,168,000	21.1
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	692,115,000	0.1	657,475,000	0.1	631,228,000	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	9,802,098,862	0.8	7,814,026,315	0.6	8,719,253,178	0.6
使 用 料 及 び 手 数 料	11,067,397,427	0.9	11,064,744,009	0.9	10,738,547,032	0.8
国 庫 支 出 金	151,582,784,394	12.8	151,676,654,809	12.3	172,302,341,588	12.4
財 産 収 入	1,661,518,375	0.2	1,247,740,703	0.1	1,233,798,424	0.1
寄 付 金	300,260,261	0.0	40,285,162	0.0	57,680,536	0.0
繰 入 金	33,569,177,896	2.8	55,278,797,388	4.4	24,770,104,497	1.8
諸 収 入 (雑 収 入)	124,828,693,164	10.5	118,288,521,962	9.6	237,360,609,199	17.1
県 債	243,539,100,000	20.5	260,723,000,000	21.1	308,868,100,000	22.3
繰 越 金	11,674,520,545	1.0	21,482,374,755	1.7	20,883,331,602	1.5
計	1,186,851,445,982	100.0	1,236,479,155,847	100.0	1,385,178,509,626	100.0

歳入決算の科目別構成比

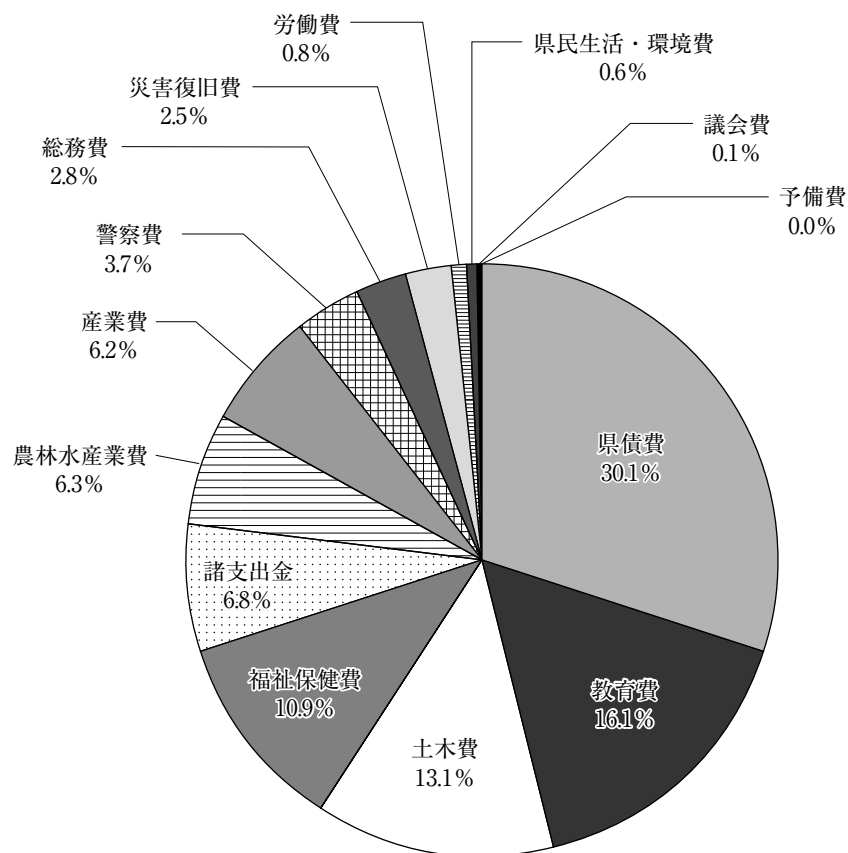


2 歳出決算の累年比較調

(単位：円、%)

区 分 科 目	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		比 率		比 率		比 率
議 会 費	1,291,349,978	0.1	1,440,761,137	0.1	1,383,597,679	0.1
総 務 費	45,559,767,525	3.9	57,541,765,866	4.7	37,973,555,066	2.8
県民生活・環境費	8,182,095,295	0.7	11,630,564,537	1.0	7,992,311,083	0.6
福 祉 保 健 費	140,581,368,756	12.1	146,380,822,181	12.0	147,084,657,193	10.9
労 働 費	14,358,544,931	1.2	15,211,864,721	1.2	11,112,557,951	0.8
産 業 費	81,929,982,577	7.0	82,871,401,502	6.8	83,060,264,178	6.2
農林水産業費	80,939,289,403	7.0	77,702,002,149	6.4	85,105,424,870	6.3
土 木 費	164,511,231,481	14.1	177,036,503,604	14.6	177,120,612,196	13.1
警 察 費	50,071,125,277	4.3	50,766,519,531	4.2	50,453,823,794	3.7
教 育 費	219,284,683,210	18.8	218,412,026,984	18.0	216,992,403,610	16.1
災 害 復 旧 費	3,436,740,379	0.3	16,632,403,432	1.4	33,173,610,453	2.5
県 債 費	260,920,654,383	22.4	269,219,222,503	22.1	406,256,581,467	30.1
諸 支 出 金	94,351,771,303	8.1	90,749,966,098	7.5	91,887,698,464	6.8
(うち地方消 費税清算金)	31,844,523,231	2.7	33,092,847,610	2.7	33,824,907,524	2.5
予 備 費	—	—	—	—	—	—
計	1,165,418,604,498	100.0	1,215,595,824,245	100.0	1,349,597,098,004	100.0

歳出決算の科目別構成比

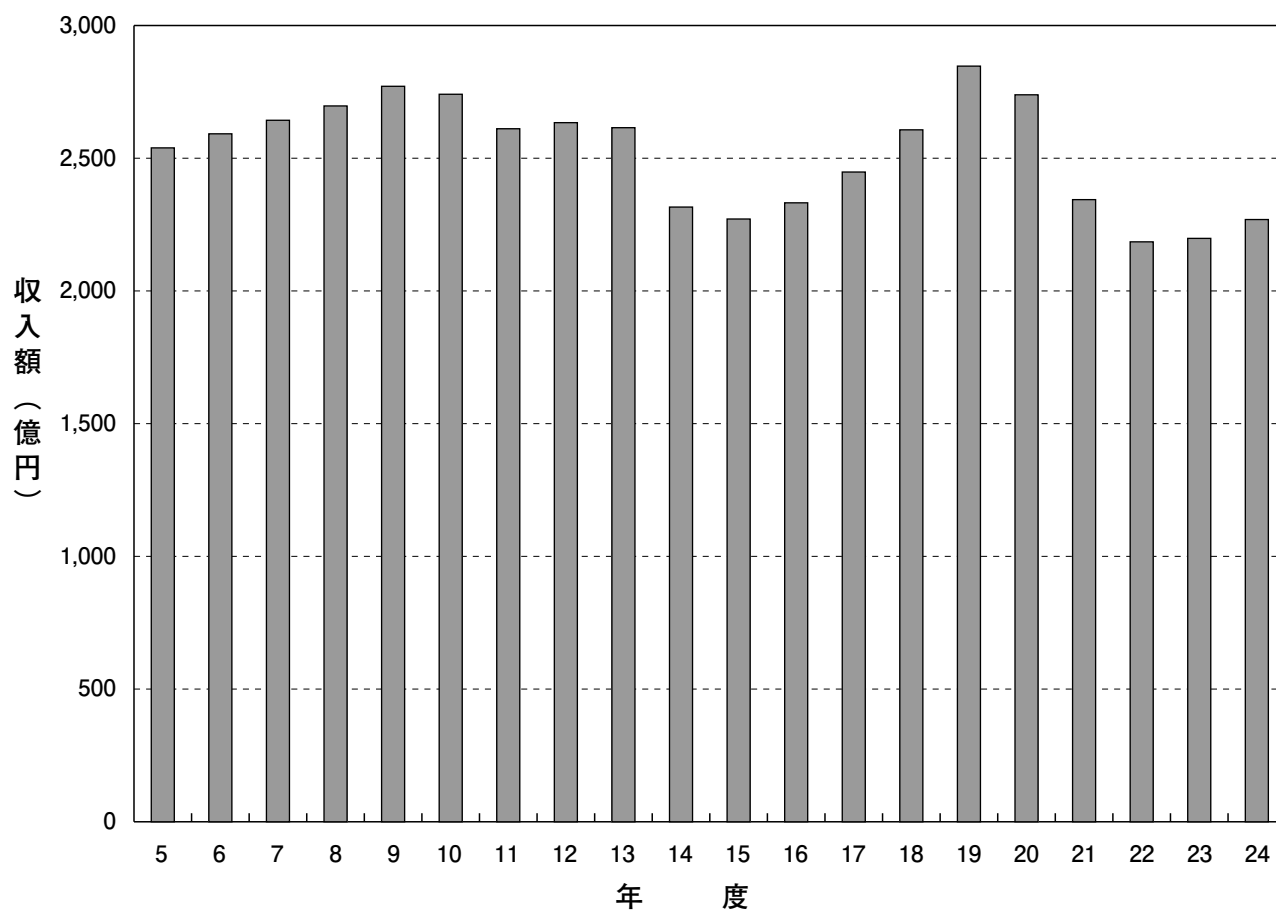


3 県税収入の推移に関する調 (平成5年度～平成24年度累年別)

区 分 年 度	一般会計歳入総額 _(A)	対前年度比	県税収入予算額 _(B)	対前年度比	調 定 額 _(C)	対前年度比
	円	%	円	%	円	%
平成5年度	1,282,782,990,370	111.1	253,600,000,000	98.5	256,664,027,851	98.6
平成6年度	1,274,625,061,868	99.4	258,800,000,000	102.1	261,858,732,383	102.0
平成7年度	1,306,854,430,212	102.5	263,670,000,000	101.9	267,099,995,409	102.0
平成8年度	1,360,865,776,523	104.1	268,400,000,000	101.8	273,702,608,702	102.5
平成9年度	1,307,084,635,867	96.0	276,500,000,000	103.0	280,736,979,493	102.6
平成10年度	1,423,268,583,647	108.9	273,200,000,000	98.8	277,730,604,112	98.9
平成11年度	1,414,316,769,902	99.4	260,300,000,000	95.3	265,497,782,016	95.6
平成12年度	1,363,032,076,781	96.4	262,803,000,000	101.0	268,061,899,109	101.0
平成13年度	1,371,282,170,031	100.6	261,339,000,000	99.4	265,863,250,800	99.2
平成14年度	1,302,948,492,845	95.0	231,533,000,000	88.6	235,805,045,044	88.7
平成15年度	1,273,158,105,855	97.7	226,707,000,000	97.9	231,357,425,552	98.1
平成16年度	1,591,996,042,996	125.0	232,771,000,000	102.7	237,692,511,364	102.7
平成17年度	1,340,866,652,498	84.2	244,502,000,000	105.0	248,541,969,403	104.6
平成18年度	1,351,478,138,646	100.8	260,547,000,000	106.6	264,666,576,127	106.5
平成19年度	1,354,698,731,794	100.2	284,628,000,000	109.2	289,907,872,802	109.5
平成20年度	1,238,762,680,831	91.4	273,727,000,000	96.2	279,323,275,829	96.3
平成21年度	1,300,396,201,916	105.0	234,153,000,000	85.5	240,109,867,367	86.0
平成22年度	1,186,851,445,982	91.3	218,349,000,000	93.3	224,076,084,048	93.3
平成23年度	1,236,479,155,847	104.2	219,593,000,000	100.6	225,123,290,047	100.5
平成24年度	1,385,178,509,626	112.0	226,453,000,000	103.1	231,580,315,551	102.9

区 分 年 度	収 入 額 _(D)	(D)／(A)	対前年度比	対前年度伸長額	(D)／(B)	収 入 率
	円	%	%	円	%	%
平成5年度	253,877,204,895	19.8	98.5	△ 3,857,005,920	100.1	98.9
平成6年度	259,162,529,027	20.3	102.1	5,285,324,132	100.1	99.0
平成7年度	264,283,804,215	20.2	102.0	5,121,275,188	100.2	98.9
平成8年度	269,611,305,600	19.8	102.0	5,327,501,385	100.5	98.5
平成9年度	277,087,929,886	21.2	102.8	7,476,624,286	100.2	98.7
平成10年度	274,031,778,648	19.3	98.9	△ 3,056,151,238	100.3	98.7
平成11年度	261,006,052,351	18.5	95.2	△ 13,025,726,297	100.3	98.3
平成12年度	263,316,810,419	19.3	100.9	2,310,758,068	100.2	98.2
平成13年度	261,444,468,281	19.1	99.3	△ 1,872,342,138	100.0	98.3
平成14年度	231,595,301,651	17.8	88.6	△ 29,849,166,630	100.0	98.2
平成15年度	227,032,438,575	17.8	98.0	△ 4,562,863,076	100.1	98.1
平成16年度	233,117,025,044	14.6	102.7	6,084,586,469	100.1	98.1
平成17年度	244,774,333,479	18.3	105.0	11,657,308,435	100.1	98.5
平成18年度	260,660,134,346	19.3	106.5	15,885,800,867	100.0	98.5
平成19年度	284,741,517,394	21.0	109.2	24,081,383,048	100.0	98.2
平成20年度	273,930,176,354	22.1	96.2	△ 10,811,341,040	100.1	98.1
平成21年度	234,394,336,659	18.0	85.6	△ 39,535,839,695	100.1	97.6
平成22年度	218,515,155,260	18.4	93.2	△ 15,879,181,399	100.1	97.5
平成23年度	219,807,663,097	17.8	100.6	1,292,507,837	100.1	97.6
平成24年度	226,892,313,064	16.4	103.2	7,084,649,967	100.2	98.0

県 税 収 入 額 の 推 移



4 県税歳入予算の補正状況調

(単位：千円)

税 目	調定区分	当 初	補 正					最終予算額
			6月補正	9月補正	12月補正	2月補正	3月専決	
個人県民税	現	64,703,000	—	—	—	332,000	△ 72,000	64,963,000
	繰	856,000	—	—	—	△ 5,000	49,000	900,000
	計	65,559,000	—	—	—	327,000	△ 23,000	65,863,000
法人県民税	現	9,713,000	—	—	—	1,226,000	797,000	11,736,000
	繰	16,000	—	—	—	△ 5,000	1,000	12,000
	計	9,729,000	—	—	—	1,221,000	798,000	11,748,000
県民税利子割	現	1,525,000	—	—	—	48,000	△ 122,000	1,451,000
個人事業税	現	1,919,000	—	—	—	△ 77,000	13,000	1,855,000
	繰	27,000	—	—	—	10,000	2,000	39,000
	計	1,946,000	—	—	—	△ 67,000	15,000	1,894,000
法人事業税	現	33,366,000	—	—	—	4,043,000	439,000	37,848,000
	繰	74,000	—	—	—	25,000	7,000	106,000
	計	33,440,000	—	—	—	4,068,000	446,000	37,954,000
地方消費税譲渡割	現	26,892,000	—	—	—	600,000	243,000	27,735,000
地方消費税貨物割	現	5,624,000	—	—	—	1,445,000	△ 282,000	6,787,000
不動産取得税	現	4,785,000	—	—	—	△ 283,000	83,000	4,585,000
	繰	77,000	—	—	—	△ 36,000	△ 1,000	40,000
	計	4,862,000	—	—	—	△ 319,000	82,000	4,625,000
県たばこ税	現	4,856,000	—	—	—	289,000	△ 51,000	5,094,000
	繰	—	—	—	—	—	—	—
	計	4,856,000	—	—	—	289,000	△ 51,000	5,094,000
ゴルフ場利用税	現	569,000	—	—	—	19,000	△ 14,000	574,000
	繰	—	—	—	—	1,000	—	1,000
	計	569,000	—	—	—	20,000	△ 14,000	575,000
自動車取得税	現	4,337,000	—	—	—	74,000	159,000	4,570,000
	繰	—	—	—	—	—	—	—
	計	4,337,000	—	—	—	74,000	159,000	4,570,000
軽油引取税	現	25,045,000	—	—	—	△ 64,000	△ 350,000	24,631,000
	繰	99,000	—	—	—	194,000	1,000	294,000
	計	25,144,000	—	—	—	130,000	△ 349,000	24,925,000
自動車税	現	33,135,000	—	—	—	△ 286,000	△ 10,000	32,839,000
	繰	33,000	—	—	—	△ 5,000	3,000	31,000
	計	33,168,000	—	—	—	△ 291,000	△ 7,000	32,870,000
鉦 区 税	現	49,000	—	—	—	—	1,000	50,000
	繰	—	—	—	—	—	—	—
	計	49,000	—	—	—	—	1,000	50,000
県固定資産税	現	—	—	—	—	—	—	—
核燃料税	現	—	—	—	—	—	—	—
狩 猟 税	現	39,000	—	—	—	—	△ 1,000	38,000
産業廃棄物税	現	405,000	—	—	—	△ 130,000	△ 4,000	271,000
	繰	—	—	—	—	—	—	—
	計	405,000	—	—	—	△ 130,000	△ 4,000	271,000
旧法による税	現	—	—	—	—	1,000	—	1,000
	繰	4,000	—	—	—	△ 1,000	△ 1,000	2,000
	計	4,000	—	—	—	—	△ 1,000	3,000
合 計	現	216,962,000	—	—	—	7,237,000	829,000	225,028,000
	繰	1,186,000	—	—	—	178,000	61,000	1,425,000
	計	218,148,000	—	—	—	7,415,000	890,000	226,453,000

5 県税収入額と基準財政収入額との比較調

(単位：千円)

区 分 税 目		県 税 収 入 額 (A)	基 準 財 政 収 入 額 (B)	標 準 税 収 入 額 (C)	$\frac{(A)}{(C)} \times 100$	(A) - (C)
県 民 税		(78,046,105)			(103.6)	(2,709,377)
		79,362,576	64,061,941	75,336,728	105.3	4,025,848
		(65,589,832)			(101.6)	(1,024,743)
	個 人	66,151,052	55,983,212	64,565,089	102.5	1,585,963
	法 人	11,760,847	7,408,748	9,878,331	119.1	1,882,516
利 子 割		(695,426)			(77.8)	(△ 197,882)
		1,450,677	669,981	893,308	162.4	557,369
事 業 税		39,897,515	30,885,612	41,180,816	96.9	△ 1,283,301
個 人		1,901,692	1,187,830	1,583,773	120.1	317,919
法 人		37,995,823	29,697,782	39,597,043	96.0	△ 1,601,220
地 方 消 費 税		(11,386,602)			(46.8)	(△ 12,950,555)
		34,522,030	18,252,868	24,337,157	141.8	10,184,873
譲 渡 割		27,734,974	13,329,733	17,772,977	156.1	9,961,997
貨 物 割		6,787,056	4,923,135	6,564,180	103.4	222,876
不 動 産 取 得 税		4,652,360	2,887,220	3,849,627	120.9	802,733
県 た ば こ 税		5,094,022	3,580,311	4,773,748	106.7	320,274
ゴ ル フ 場 利 用 税		(173,270)			(100.3)	(566)
		574,882	129,528	172,704	332.9	402,178
自 動 車 取 得 税		(1,492,284)			(129.9)	(343,661)
		4,569,614	861,467	1,148,623	397.8	3,420,991
軽 油 引 取 税		(19,420,937)			(104.2)	(782,078)
		24,977,335	13,979,144	18,638,859	134.0	6,338,476
自 動 車 税		32,882,614	23,590,500	31,454,000	104.5	1,428,614
鉦 区 税		49,617	36,291	48,388	102.5	1,229
県 固 定 資 産 税		—	—	—	—	—
核 燃 料 税		—	—	—	—	—
旧 法 に よ る 税		(132)	—	—	(—)	(132)
		283	—	—	—	283
料 理 飲 食 等 消 費 税		—	—	—	—	—
特 別 地 方 消 費 税		(132)	—	—	(—)	(132)
		283	—	—	—	283
計		(193,095,458)			(96.1)	(△ 7,845,192)
		226,582,848	158,264,882	200,940,650	112.8	25,642,198
狩 猟 税		38,341	—	—	—	38,341
産 業 廃 棄 物 税		271,124	—	—	—	271,124
合 計		(193,404,923)			(96.2)	(△ 7,535,727)
		226,892,313	158,264,882	200,940,650	112.9	25,951,663

(注1) () 内の数字は、各税目の市町村交付分を控除した額である。

(注2) 軽油引取税は旧法分も含んでいる額である。

6 交付金等控除後の実質収入額

(単位：千円)

区 分 項 目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			対前年度比		対前年度比		対前年度比
歳 入			%		%		%
	県 税 決 算 額	218,515,155	93.2	219,807,663	100.6	226,892,313	103.2
	地 方 消 費 税 清 算 金	46,245,988	99.9	45,768,735	99.0	45,640,959	99.7
	利 子 割 精 算 金	4,808	53.0	3,477	72.3	3,207	92.2
	計	264,765,951	94.3	265,579,875	100.3	272,536,479	102.6
歳 出	地 方 消 費 税 清 算 金	31,844,523	96.7	33,092,848	103.9	33,824,908	102.2
	利 子 割 精 算 金	2,365	61.5	1,578	66.7	720	45.6
	徴 収 取 扱 費	4,080,722	94.0	3,785,152	92.8	3,720,603	98.3
	{ 個 人 県 民 税	3,958,429	94.0	3,654,903	92.3	3,585,023	98.1
	{ 地 方 消 費 税	122,293	94.9	130,249	106.5	135,580	104.1
	市 町 村 交 付 金	33,927,561	98.1	33,392,110	98.4	33,487,390	100.3
	{ 県 民 税 配 当 割	389,376	119.5	402,769	103.4	450,846	111.9
	{ 県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割	128,499	93.9	98,561	76.7	110,374	112.0
	{ 県 民 税 利 子 割	1,092,036	92.3	931,144	85.3	755,251	81.1
	{ 地 方 消 費 税	23,421,970	99.8	23,193,392	99.0	23,135,428	99.8
	{ ゴルフ場利用税	442,469	89.6	418,892	94.7	401,612	95.9
	{ 自 動 車 取 得 税	2,877,157	88.5	2,580,113	89.7	3,077,330	119.3
	{ 軽 油 引 取 税	5,576,054	97.4	5,767,104	103.4	5,556,398	96.3
	{ 特別地方消費税	—	—	135	—	151	111.9
	納 税 報 償 金	625,781	95.6	616,872	98.6	635,961	103.1
	{ ゴルフ場利用税	6,017	94.8	5,544	92.1	5,294	95.5
	{ 軽 油 引 取 税	616,858	95.7	608,295	98.6	627,225	103.1
	{ 産 業 廃 棄 物 税	2,906	86.5	3,033	104.4	3,442	113.5
	計	70,480,952	97.2	70,888,560	100.6	71,669,582	101.1
実 質 収 入 額		194,284,999	93.3	194,691,315	100.2	200,866,897	103.2

(注) 納税報償金は特別徴収義務者分のみである。

第2 調定及び収入に関する調

- 1 県税収入状況調（税目別・累年別）
- 2 税目別調定比率調（累年別）
- 3 税目別調定額調
- 4 県税収入額の推移
- 5 納期内納税状況調（県税部等別・税目別）
- 6 県税徴収金（本税）決算額調
- 7 県税収入状況調（県税部等別）
- 8 県税調定収入状況調（月別）
- 9 税目別県税収入状況調（県税部等別）
- 10 県税徴収金（税外収入）決算額調
- 11 税外収入科目別調定収入状況調（県税部等別）

1 県税収入状況調 (税目別、平成22年度～平成24年度累年別)

(単位：千円)

年 度			平 成 22 年 度			平 成 23 年 度			平 成 24 年 度		
			調 定 額	収 入 額	収入率	調 定 額	収 入 額	収入率	調 定 額	収 入 額	収入率
税 目											
県民税 事業 地方 不動産 自動車 軽自動車 自動車											

2 税目別調定比率調 (平成22年度～平成24年度累年別)

(単位：千円)

年 度			平 成 22 年 度		平 成 23 年 度		平 成 24 年 度		
			調 定 額	比 率	調 定 額	比 率	調 定 額	比 率	
税 目				%		%		%	
県民税 事業 地方 不 動 産 税 目 別 収 入 調 査	{ 個 法 利 業 個 法 消 費 讓 渡 貨 物 取 得 税 目 別 収 入 調 査	税	80,164,558	35.8	78,484,919	34.9	82,940,477	35.8	
		人	67,820,232	30.3	66,322,672	29.5	69,681,200	30.1	
		人	10,301,067	4.6	10,430,123	4.6	11,808,600	5.1	
		子	2,043,259	0.9	1,732,124	0.8	1,450,677	0.6	
		割	35,772,725	16.0	36,827,012	16.4	40,298,681	17.4	
	{ 人 人 人 費 割 割 取 得 税 目 別 収 入 調 査	人	2,062,037	0.9	1,997,123	0.9	2,036,295	0.9	
		人	33,710,688	15.0	34,829,889	15.5	38,262,386	16.5	
		費	33,526,178	14.9	34,002,870	15.1	34,522,030	14.9	
		割	29,449,699	13.1	27,856,306	12.4	27,734,974	12.0	
		割	4,076,479	1.8	6,146,564	2.7	6,787,056	2.9	
	{ 取 得 税 目 別 収 入 調 査	取	5,371,968	2.4	5,458,867	2.4	4,949,488	2.1	
		得	4,542,245	2.0	5,202,178	2.3	5,094,059	2.2	
		税	638,099	0.3	601,153	0.3	579,941	0.3	
		目	3,939,366	1.8	3,519,092	1.6	4,569,614	2.0	
		別	24,600,235	11.0	25,566,087	11.4	25,249,700	10.9	
軽自動車 油 引 取 得 税 目 別 収 入 調 査	{ 車 車 区 資 産 燃 料 獵 業 廃 棄 物 税 目 別 収 入 調 査	車	33,587,529	15.0	33,324,750	14.8	33,012,146	14.3	
		車	51,381	0.0	50,361	0.0	49,617	0.0	
		区	82,751	0.0	-	-	-	-	
		資	1,274,878	0.6	1,409,613	0.6	-	-	
		産	43,552	0.0	40,901	0.0	38,341	0.0	
	{ 獵 業 廃 棄 物 税 目 別 収 入 調 査	獵	145,736	0.1	303,840	0.1	271,124	0.1	
		業	334,883	0.1	331,647	0.1	5,098	0.0	
		廃	-	-	-	-	-	-	
		棄	3,096	0.0	2,705	0.0	2,444	0.0	
		物	331,787	0.1	328,942	0.1	2,654	0.0	
	{ 特 別 地 方 消 費 税 目 別 収 入 調 査	税							
		目							
		別							
	計			224,076,084	100.0	225,123,290	100.0	231,580,316	100.0

3 税 目 別 調 定

税 目 年 度	個 人 県 民 税			法 人 県 民 税			県 民 税 利 子 割			個 人 事 業 税			法 人 事 業 税			地 方 消 費 税		
	調 定 額	対 前 年 比		調 定 額	対 前 年 比		調 定 額	対 前 年 比		調 定 額	対 前 年 比		調 定 額	対 前 年 比		調 定 額	対 前 年 比	
		%		%		%		%			%		%		%		%	
平成 5 年度	42,916,765	101.6		13,315,745	94.7		18,289,521	111.4		3,232,892	90.4		81,029,940	89.4		—	—	
平成 6 年度	36,557,392	85.2		13,679,756	102.7		20,997,954	114.8		3,209,764	99.3		79,365,053	97.9		—	—	
平成 7 年度	40,361,779	110.4		14,803,938	108.2		15,269,338	72.7		3,461,534	107.8		82,878,491	104.4		—	—	
平成 8 年度	39,648,236	98.2		16,635,363	112.4		8,240,171	54.0		3,427,360	99.0		88,458,571	106.7		—	—	
平成 9 年度	44,469,091	112.2		15,311,468	92.0		6,651,809	80.7		3,744,310	109.2		85,280,641	96.4		10,154,259	—	
平成10年度	36,105,943	81.2		13,396,852	87.5		4,771,819	71.7		3,614,066	96.5		75,026,508	88.0		36,028,752	354.8	
平成11年度	37,506,549	103.9		12,497,584	93.3		5,406,165	113.3		2,705,778	74.9		67,153,951	89.5		34,279,317	95.1	
平成12年度	35,927,012	95.8		12,749,933	102.0		18,686,679	345.7		2,518,885	93.1		63,812,057	95.0		33,643,512	98.1	
平成13年度	35,313,595	98.3		12,359,236	96.9		19,213,777	102.8		2,459,306	97.6		63,637,959	99.7		32,543,242	96.7	
平成14年度	34,165,125	96.7		10,990,647	88.9		5,990,734	31.2		2,395,815	97.4		54,196,105	85.2		31,622,289	97.2	
平成15年度	32,431,263	94.9		11,370,823	103.5		3,684,872	61.5		2,215,108	92.5		56,930,830	105.0		30,466,584	96.3	
平成16年度	32,203,926	99.3		12,253,517	107.8		4,327,265	117.4		2,215,427	100.0		61,445,524	107.9		30,240,073	99.3	
平成17年度	33,623,183	104.4		12,858,091	104.9		2,356,791	54.5		2,242,964	101.2		66,156,602	107.7		32,667,992	108.0	
平成18年度	38,142,774	113.4		14,961,075	116.4		1,898,968	80.6		2,516,713	112.2		77,444,029	117.1		34,055,248	104.2	
平成19年度	69,993,419	183.5		14,593,628	97.5		2,540,791	133.8		2,508,906	99.7		76,681,965	99.0		34,133,029	100.2	
平成20年度	70,646,733	100.9		13,019,943	89.2		2,659,257	104.7		2,385,801	95.1		72,724,791	94.8		32,874,166	96.3	
平成21年度	69,690,184	98.6		9,503,138	73.0		2,197,799	82.6		2,167,694	90.9		43,272,339	59.5		31,726,317	96.5	
平成22年度	64,241,593	92.2		10,216,462	107.5		2,043,259	93.0		1,863,952	86.0		33,308,889	77.0		33,526,178	105.7	
平成23年度	62,670,467	97.6		10,355,927	101.4		1,732,124	84.8		1,812,429	97.2		34,443,137	103.4		34,002,870	101.4	
平成24年度	66,104,351	105.5		11,758,512	113.5		1,450,677	83.8		1,874,919	103.4		37,907,708	110.1		34,522,030	101.5	

(注) この調は現年課税分による。ただし税外収入については滞納繰越分を含む。

税 目 年 度	鉾 区 税			固 定 資 産 税			核 燃 料 税			狩 猟 税			産 業 廃 棄 物 税		
	調 定 額	対 前 年 比		調 定 額	対 前 年 比		調 定 額	対 前 年 比		調 定 額	対 前 年 比		調 定 額	対 前 年 比	
		%		%		%		%			%		%		%
平成 5 年度	66,895	99.8	—	—	—	—	3,756,376	228.7	—	92,190	99.3	—	—	—	—
平成 6 年度	66,021	98.7	—	—	—	—	4,273,027	113.8	—	91,251	99.0	—	—	—	—
平成 7 年度	64,276	97.4	—	—	—	—	998,888	23.4	—	87,241	95.6	—	—	—	—
平成 8 年度	62,207	96.8	—	—	—	—	4,154,647	415.9	—	83,986	96.3	—	—	—	—
平成 9 年度	57,452	92.4	1,803,994	—	—	—	3,989,278	96.0	—	81,169	96.6	—	—	—	—
平成10年度	57,191	99.5	4,070,013	225.6	—	—	2,331,847	58.5	—	76,889	94.7	—	—	—	—
平成11年度	57,636	100.8	2,997,683	73.7	—	—	2,290,881	98.2	—	73,486	95.6	—	—	—	—
平成12年度	55,758	96.7	2,615,140	87.2	—	—	2,186,178	95.4	—	71,621	97.5	—	—	—	—
平成13年度	55,913	100.3	1,879,569	71.9	—	—	2,447,410	111.9	—	68,481	95.6	—	—	—	—
平成14年度	56,510	101.1	1,876,481	99.8	—	—	1,364,344	55.7	—	65,708	96.0	—	—	—	—
平成15年度	55,903	98.9	1,721,474	91.7	—	—	1,066,406	78.2	—	62,546	95.2	—	—	—	—
平成16年度	54,982	98.4	1,851,840	107.6	—	—	2,844,543	266.7	—	58,223	93.1	198,077	—	—	—
平成17年度	55,347	100.7	1,441,794	77.9	—	—	2,134,493	75.0	—	57,013	97.9	248,884	125.7	—	—
平成18年度	56,524	102.1	1,091,559	75.7	—	—	3,639,351	170.5	—	55,203	96.8	226,733	91.1	—	—
平成19年度	54,918	97.2	770,165	70.6	—	—	—	—	—	50,140	90.8	207,374	91.5	—	—
平成20年度	53,992	98.3	634,980	82.4	—	—	—	—	—	46,925	93.6	170,730	82.3	—	—
平成21年度	52,651	97.5	307,147	48.4	—	—	1,275,546	—	—	46,315	98.7	140,740	82.4	—	—
平成22年度	51,381	97.6	82,751	26.9	—	—	1,274,878	99.9	—	43,552	94.0	145,736	103.5	—	—
平成23年度	50,327	97.9	—	—	—	—	1,409,613	110.6	—	40,901	93.9	303,840	208.5	—	—
平成24年度	49,540	98.4	—	—	—	—	—	—	—	38,341	93.7	271,124	89.2	—	—

※平成16年度から狩猟者登録税と入猟税は統合され、狩猟税となっている。

※平成15年度以前の狩猟税欄は、狩猟者登録税と入猟税の合計額を記載。

※平成元年度から娯楽施設利用税は課税対象施設がゴルフ場に限定されたことにより、ゴルフ場利用税と改称された。

額 調 (平成5年度～平成24年度)

(単位：千円)

不動産取得税		県たばこ税		ゴルフ場利用税		自動車取得税		軽油引取税		自動車税		税 目 年 度
調 定 額	対前年 度 比 %	調 定 額	対前年 度 比 %	調 定 額	対前年 度 比 %	調 定 額	対前年 度 比 %	調 定 額	対前年 度 比 %	調 定 額	対前年 度 比 %	
14,436,468	94.7	6,673,022	101.6	1,512,588	97.8	10,360,629	95.3	26,839,897	112.2	28,664,266	104.8	平成5年度
12,891,919	89.3	6,805,217	102.0	1,478,197	97.7	11,587,554	111.8	35,098,392	130.8	30,081,306	104.9	平成6年度
15,572,834	120.8	6,894,681	101.3	1,430,174	96.8	11,908,305	102.8	36,172,053	103.1	31,548,445	104.9	平成7年度
15,495,139	99.5	6,956,590	100.9	1,392,791	97.4	13,238,370	111.2	37,329,285	103.2	33,021,107	104.7	平成8年度
15,593,717	100.6	4,471,614	64.3	1,455,769	104.5	10,663,000	80.5	36,129,701	96.8	34,281,214	103.8	平成9年度
12,461,354	79.9	4,163,083	93.1	1,336,514	91.8	9,466,883	88.8	33,763,886	93.5	35,021,133	102.2	平成10年度
9,447,589	75.8	4,951,259	118.9	1,234,879	92.4	8,934,762	94.4	34,527,171	102.3	35,400,279	101.1	平成11年度
9,083,782	96.1	5,050,631	102.0	1,109,025	89.8	8,791,468	98.4	31,676,077	91.7	35,604,857	100.6	平成12年度
9,690,324	106.7	4,948,624	98.0	979,101	88.3	8,615,668	98.0	31,437,175	99.2	35,980,557	101.1	平成13年度
8,875,374	91.6	4,789,816	96.8	920,271	94.0	7,797,905	90.5	30,906,570	98.3	36,121,780	100.4	平成14年度
8,652,595	97.5	4,878,964	101.9	865,277	94.0	8,000,346	102.6	29,592,809	95.7	35,622,642	98.6	平成15年度
6,493,958	75.1	4,997,318	102.4	766,516	88.6	8,368,537	104.6	30,507,251	103.1	35,071,032	98.5	平成16年度
8,748,207	134.7	4,948,220	99.0	751,553	98.0	8,583,100	102.6	31,729,957	104.0	35,920,645	102.4	平成17年度
7,321,008	83.7	5,032,068	101.7	762,699	101.5	8,612,527	100.3	29,911,866	94.3	35,439,580	98.7	平成18年度
7,111,289	97.1	4,949,277	98.4	723,252	94.8	7,878,593	91.5	28,689,716	95.9	35,297,052	99.6	平成19年度
6,846,564	96.3	4,701,347	95.0	736,996	101.9	6,939,083	88.1	25,455,722	88.7	34,643,722	98.1	平成20年度
5,737,528	83.8	4,456,074	94.8	696,710	94.5	4,630,979	66.7	22,725,262	89.3	34,187,458	98.7	平成21年度
5,021,112	87.5	4,542,245	101.9	629,638	90.4	3,939,366	85.1	24,352,812	107.2	33,417,391	97.7	平成22年度
5,118,247	101.9	5,202,056	114.5	595,488	94.6	3,519,092	89.3	25,321,358	104.0	33,171,854	99.3	平成23年度
4,648,780	90.8	5,094,022	97.9	574,040	96.4	4,569,614	129.9	24,955,726	98.6	32,880,201	99.1	平成24年度

旧 法 に よ る 税						合 計		税 外 収 入		税 目 年 度
料 理 飲 食 等 消 費 税	特 別 地 方 消 費 税	軽 油 引 取 税	調 定 額	対 前 年 比	調 定 額	調 定 額	対 前 年 比	調 定 額	対 前 年 比	
調 定 額	調 定 額	調 定 額	調 定 額	対 前 年 比	調 定 額	調 定 額	対 前 年 比	調 定 額	対 前 年 比	年 度
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	
比	比	比	比	比	比	比	比	比	比	
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
—	—	3,152,444	99.7	—	—	254,339,638	98.8	720,018	91.6	平成5年度
—	—	3,133,858	99.4	—	—	259,316,661	102.0	738,010	102.5	平成6年度
—	—	3,081,388	98.3	—	—	264,533,365	102.0	752,018	101.9	平成7年度
—	—	3,019,483	98.0	—	—	271,163,306	102.5	681,905	90.7	平成8年度
—	—	2,911,240	96.4	—	—	277,049,726	102.2	974,170	142.9	平成9年度
—	—	2,676,794	91.9	—	—	274,369,527	99.0	1,041,693	106.9	平成10年度
—	—	2,465,374	92.1	—	—	261,930,343	95.5	1,024,505	98.3	平成11年度
—	—	214,129	8.7	—	—	263,796,744	100.7	945,660	92.3	平成12年度
—	—	—	—	—	—	261,629,937	99.2	809,919	85.6	平成13年度
—	—	—	—	—	—	232,135,474	88.7	738,408	91.2	平成14年度
—	—	—	—	—	—	227,618,442	98.1	770,441	104.3	平成15年度
—	—	—	—	—	—	233,898,009	102.8	698,436	90.7	平成16年度
—	—	—	—	—	—	244,524,836	104.5	593,175	84.9	平成17年度
—	—	—	—	—	—	261,167,925	106.8	689,950	116.3	平成18年度
—	—	—	—	—	—	286,183,514	109.6	687,501	99.6	平成19年度
—	—	—	—	—	—	274,540,752	95.9	698,973	101.7	平成20年度
—	—	—	—	2,172,350	—	234,986,231	85.6	655,534	93.8	平成21年度
—	—	—	—	25	0.0	218,701,220	93.1	642,750	98.0	平成22年度
—	—	—	—	145	580.0	219,749,875	100.5	611,300	95.1	平成23年度
—	—	—	—	10	6.9	226,699,595	103.2	537,029	87.9	平成24年度

4 県 税 収 入 額

税 目 年 度	個 人 県 民 税		法 人 県 民 税		県 民 税 利 子 割		個 人 事 業 税		法 人 事 業 税		地 方 消 費 税	
	収 入 額	対 前 年 比 %	収 入 額	対 前 年 比 %	収 入 額	対 前 年 比 %	収 入 額	対 前 年 比 %	収 入 額	対 前 年 比 %	収 入 額	対 前 年 比 %
平成 5 年度	42,724,056	101.6	13,268,646	94.5	18,289,521	111.4	3,195,556	89.9	80,888,491	89.4	-	-
平成 6 年度	36,455,667	85.3	13,686,744	103.2	20,997,954	114.8	3,220,257	100.8	79,354,675	98.1	-	-
平成 7 年度	40,227,050	110.3	14,794,805	108.1	15,269,338	72.7	3,442,400	106.9	82,875,945	104.4	-	-
平成 8 年度	39,496,765	98.2	16,604,764	112.2	8,240,171	54.0	3,406,348	99.0	88,317,654	106.6	-	-
平成 9 年度	44,168,382	111.8	15,312,386	92.2	6,651,809	80.7	3,705,494	108.8	85,250,389	96.5	10,154,259	-
平成10年度	35,941,171	81.4	13,383,937	87.4	4,771,819	71.7	3,591,604	96.9	74,991,840	88.0	36,028,752	354.8
平成11年度	37,341,821	103.9	12,493,037	93.3	5,406,165	113.3	2,690,547	74.9	67,132,998	89.5	34,279,317	95.1
平成12年度	35,803,838	95.9	12,734,724	101.9	18,686,679	345.7	2,521,293	93.7	63,778,794	95.0	33,643,512	98.1
平成13年度	35,136,570	98.1	12,358,694	97.0	19,213,777	102.8	2,456,792	97.4	63,623,410	99.8	32,543,242	96.7
平成14年度	33,971,376	96.7	10,994,511	89.0	5,990,734	31.2	2,368,164	96.4	54,201,946	85.2	31,622,289	97.2
平成15年度	32,262,037	95.0	11,359,216	103.3	3,684,872	61.5	2,220,685	93.8	56,861,925	104.9	30,466,584	96.3
平成16年度	31,985,405	99.1	12,243,589	107.8	4,327,265	117.4	2,198,336	99.0	61,404,632	108.0	30,240,073	99.3
平成17年度	33,596,981	105.0	12,847,331	104.9	2,356,791	54.5	2,244,507	102.1	66,092,996	107.6	32,667,992	108.0
平成18年度	37,980,375	113.0	14,958,676	116.4	1,898,968	80.6	2,501,959	111.5	77,406,686	117.1	34,055,248	104.2
平成19年度	69,051,568	181.8	14,568,885	97.4	2,540,791	133.8	2,481,635	99.2	76,612,748	99.0	34,133,029	100.2
平成20年度	70,053,297	101.5	12,970,840	89.0	2,659,257	104.7	2,380,764	95.9	72,500,256	94.6	32,874,166	96.3
平成21年度	69,083,069	98.6	9,502,477	73.3	2,197,799	82.6	2,144,099	90.1	43,267,037	59.7	31,726,317	96.5
平成22年度	64,053,094	92.7	10,220,170	107.6	2,043,259	93.0	1,869,870	87.2	33,299,850	77.0	33,526,178	105.7
平成23年度	62,694,847	97.9	10,376,515	101.5	1,732,124	84.8	1,828,325	97.8	34,468,068	103.5	34,002,870	101.4
平成24年度	66,151,052	105.5	11,760,847	113.3	1,450,677	83.8	1,901,692	104.0	37,995,823	110.2	34,522,030	101.5

税 目 年 度	鉾 区 税		固 定 資 産 税		核 燃 料 税		狩 猟 税		産 業 廃 棄 物 税	
	収 入 額	対 前 年 比 %	収 入 額	対 前 年 比 %	収 入 額	対 前 年 比 %	収 入 額	対 前 年 比 %	収 入 額	対 前 年 比 %
平成 5 年度	66,714	99.6	-	-	3,756,376	228.7	92,190	99.3	-	-
平成 6 年度	65,961	98.9	-	-	4,273,027	113.8	91,250	99.0	-	-
平成 7 年度	64,401	97.6	-	-	998,888	23.4	87,241	95.6	-	-
平成 8 年度	61,982	96.2	-	-	4,154,647	415.9	83,985	96.3	-	-
平成 9 年度	57,227	92.3	1,803,994	-	3,989,278	96.0	81,169	96.6	-	-
平成10年度	56,976	99.6	4,070,013	225.6	2,331,847	58.5	76,890	94.7	-	-
平成11年度	57,572	101.0	2,997,683	73.7	2,290,881	98.2	73,486	95.6	-	-
平成12年度	55,623	96.6	2,615,140	87.2	2,186,178	95.4	71,621	97.5	-	-
平成13年度	55,852	100.4	1,879,569	71.9	2,447,410	111.9	68,481	95.6	-	-
平成14年度	56,394	101.0	1,876,481	99.8	1,364,344	55.7	65,708	96.0	-	-
平成15年度	55,786	98.9	1,721,474	91.7	1,066,406	78.2	62,546	95.2	-	-
平成16年度	54,822	98.3	1,851,840	107.6	2,844,543	266.7	58,223	93.1	199,204	-
平成17年度	55,347	101.0	1,441,794	77.9	2,134,493	75.0	57,013	97.9	248,884	124.9
平成18年度	56,500	102.1	1,091,559	75.7	3,639,351	170.5	55,203	96.8	226,733	91.1
平成19年度	54,918	97.2	770,165	70.6	-	-	50,140	90.8	207,374	91.5
平成20年度	54,036	98.4	634,980	82.4	-	-	46,925	93.6	170,730	82.3
平成21年度	52,675	97.5	307,147	48.4	1,275,546	-	46,315	98.7	140,740	82.4
平成22年度	51,347	97.5	82,751	26.9	1,274,878	99.9	43,552	94.0	145,736	103.5
平成23年度	50,283	97.9	-	-	1,409,613	110.6	40,901	93.9	303,840	208.5
平成24年度	49,617	98.7	-	-	-	-	38,341	93.7	271,124	89.2

※平成16年度から狩猟者登録税と入猟税は統合され、狩猟税となっている。

※平成15年度以前の狩猟税欄は、狩猟者登録税と入猟税の合計額を記載。

※平成元年度から娯楽施設利用税は課税対象施設がゴルフ場に限定されたことにより、ゴルフ場利用税と改称された。

の 推 移 (平成5年度～平成24年度)

(単位：千円)

不動産取得税		県 た ば こ 税		ゴルフ場利用税		自動車取得税		軽油引取税		自 動 車 税		税 目 年 度
収 入 額	対前年 度 比 %	収 入 額	対前年 度 比 %	収 入 額	対前年 度 比 %	収 入 額	対前年 度 比 %	収 入 額	対前年 度 比 %	収 入 額	対前年 度 比 %	
14,405,051	93.9	6,673,022	101.6	1,512,588	97.8	10,360,629	95.3	26,845,738	109.3	28,656,365	104.8	平成5年度
12,876,088	89.4	6,805,217	102.0	1,478,197	97.7	11,587,554	111.8	35,095,238	130.7	30,066,497	104.9	平成6年度
15,510,274	120.5	6,894,681	101.3	1,431,040	96.8	11,908,305	102.8	36,174,553	103.1	31,534,015	104.9	平成7年度
15,397,533	99.3	6,956,588	100.9	1,392,791	97.3	13,238,370	111.2	36,238,254	100.2	33,006,254	104.7	平成8年度
15,420,383	100.1	4,471,613	64.3	1,445,930	103.8	10,663,000	80.5	36,764,784	101.5	34,257,629	103.8	平成9年度
12,434,988	80.6	4,163,083	93.1	1,337,346	92.5	9,466,883	88.8	33,748,460	91.8	34,978,235	102.1	平成10年度
9,444,488	76.0	4,951,261	118.9	1,237,807	92.6	8,934,762	94.4	33,870,877	100.4	35,362,701	101.1	平成11年度
9,030,291	95.6	5,050,631	102.0	1,102,151	89.0	8,791,468	98.4	31,429,692	92.8	35,558,115	100.6	平成12年度
9,680,108	107.2	4,948,624	98.0	986,805	89.5	8,615,668	98.0	31,465,783	100.1	35,945,646	101.1	平成13年度
8,840,986	91.3	4,789,816	96.8	920,229	93.3	7,797,905	90.5	30,642,339	97.4	36,085,298	100.4	平成14年度
8,622,897	97.5	4,878,964	101.9	856,248	93.0	8,000,346	102.6	29,321,852	95.7	35,585,601	98.6	平成15年度
6,459,058	74.9	4,997,318	102.4	774,612	90.5	8,368,537	104.6	30,070,090	102.6	35,037,380	98.5	平成16年度
8,704,594	134.8	4,948,220	99.0	749,598	96.8	8,583,100	102.6	32,139,133	106.9	35,902,279	102.5	平成17年度
7,246,112	83.2	5,032,068	101.7	762,792	101.8	8,612,527	100.3	29,707,421	92.4	35,426,686	98.7	平成18年度
6,896,627	95.2	4,949,277	98.4	720,474	94.5	7,878,593	91.5	28,546,504	96.1	35,277,574	99.6	平成19年度
6,868,265	99.6	4,701,347	95.0	736,871	102.3	6,939,083	88.1	25,713,851	90.1	34,624,970	98.2	平成20年度
5,761,174	83.9	4,456,074	94.8	694,050	94.2	4,630,979	66.7	22,477,839	87.4	34,169,330	98.7	平成21年度
5,019,866	87.1	4,542,130	101.9	632,433	91.1	3,939,366	85.1	24,355,506	108.4	33,412,168	97.8	平成22年度
5,134,878	102.3	5,202,141	114.5	595,252	94.1	3,519,092	89.3	25,272,112	103.8	33,174,024	99.3	平成23年度
4,652,360	90.6	5,094,022	97.9	574,882	96.6	4,569,614	129.9	24,976,033	98.8	32,882,614	99.1	平成24年度

旧 法 に よ る 税						合 計		税 目 年 度
料理飲食等消費税		特別地方消費税		軽油引取税		収 入 額	対前年 度 比 %	
収 入 額	対前年 度 比 %	収 入 額	対前年 度 比 %	収 入 額	対前年 度 比 %			
21,196	96.1	3,121,066	99.3	—	—	253,877,205	98.5	平成5年度
10,076	47.5	3,098,126	99.3	—	—	259,162,528	102.1	平成6年度
4,443	44.1	3,066,425	99.0	—	—	264,283,804	102.0	平成7年度
3,801	85.6	3,011,399	98.2	—	—	269,611,306	102.0	平成8年度
4,239	111.5	2,885,965	95.8	—	—	277,087,930	102.8	平成9年度
1,477	34.8	2,656,458	92.0	—	—	274,031,779	98.9	平成10年度
892	60.4	2,439,757	91.8	—	—	261,006,052	95.2	平成11年度
1,378	154.5	255,682	10.5	—	—	263,316,810	100.9	平成12年度
32	2.3	18,005	7.0	—	—	261,444,468	99.3	平成13年度
49	153.1	6,733	37.4	—	—	231,595,302	88.6	平成14年度
33	67.3	4,967	73.8	—	—	227,032,439	98.0	平成15年度
25	75.8	2,073	41.7	—	—	233,117,025	102.7	平成16年度
11	44.0	3,269	157.7	—	—	244,774,333	105.0	平成17年度
184	1672.7	1,086	33.2	—	—	260,660,134	106.5	平成18年度
—	—	1,216	112.0	—	—	284,741,518	109.2	平成19年度
—	—	538	44.2	—	—	273,930,176	96.2	平成20年度
—	—	95	17.7	2,461,575	—	234,394,337	85.6	平成21年度
—	—	153	161.1	2,848	0.1	218,515,155	93.2	平成22年度
—	—	261	170.6	2,517	88.4	219,807,663	100.6	平成23年度
—	—	283	108.4	1,302	51.7	226,892,313	103.2	平成24年度

5 納 期 内 納 税 状 況 調

(1) 県 税 部 等 別

(単位：円)

区 分 県税部等	調 定 額		納 期 限 内 納 税 額		納 期 限 内 納 税 率		
	調 定 総 額	左 の う ち 個人県民税を 除 いた 額	徴 収 総 額	左 の う ち 個人県民税を 除 いた 額	24年度 (A)	23年度 (B)	(A)－(B)
					%	%	
新 発 田	15,382,575,287	9,364,029,069	14,168,388,869	8,221,779,721	92.11	91.50	0.61
新 潟	91,695,039,876	64,725,680,252	87,656,626,651	61,058,741,575	95.60	94.99	0.61
三 条	13,421,235,937	7,256,827,284	12,529,997,722	6,447,229,724	93.36	91.76	1.60
長 岡	27,212,878,908	14,248,953,363	25,465,040,361	12,661,863,367	93.58	93.07	0.51
南 魚 沼	9,892,500,907	5,989,374,920	9,242,262,400	5,391,390,980	93.43	92.28	1.15
上 越	19,193,999,687	11,291,983,205	17,654,359,783	9,851,694,135	91.98	91.24	0.74
佐 渡	2,141,412,301	912,914,207	1,946,809,459	737,022,690	90.91	89.70	1.21
税 務 課	47,759,951,645	46,805,481,540	47,759,165,973	46,804,978,080	99.99	99.99	0.00
計	226,699,594,548	160,595,243,840	216,422,651,218	151,174,700,272	95.47	94.93	0.54

(注) この調は現年課税分である。

(2) 税 目 別

(単位：円)

区 分 税 目	税 目 調 定 額	納期限内納税額	納 期 限 内 納 税 率		
			24年度(A)	23年度(B)	(A)－(B)
			%	%	
法 人 県 民 税	11,758,512,200	11,573,801,468	98.43	97.70	0.73
県 民 税 利 子 割	1,450,676,763	1,450,299,855	99.97	99.95	0.02
個 人 事 業 税	1,874,919,300	1,600,036,800	85.34	84.85	0.49
法 人 事 業 税	37,907,708,200	37,654,700,964	99.33	98.84	0.49
地 方 消 費 税	34,522,029,604	34,522,029,604	100.00	100.00	0.00
不 動 産 取 得 税	4,648,780,500	4,181,768,394	89.95	90.25	△ 0.30
県 た ば こ 税	5,094,021,773	5,093,852,721	100.00	99.99	0.01
ゴ ル フ 場 利 用 税	574,039,800	565,222,200	98.46	98.85	△ 0.39
自 動 車 税	31,711,060,900	23,844,961,080	75.19	73.81	1.38
鉾 区 税	49,540,300	49,313,900	99.54	96.59	2.95
核 燃 料 税	0	－	－	100.00	△ 100.00
県 固 定 資 産 税	0	－	－	－	－
軽 油 引 取 税	24,955,735,985	24,590,632,217	98.54	98.48	0.06
産 業 廃 棄 物 税	271,123,815	270,960,369	99.94	99.94	0.00
計	154,818,149,140	145,397,579,572	93.92	93.29	0.63
(証 自 動 車 税	1,169,139,800	1,169,182,300	100.00	100.00	0.00
紙 自 動 車 取 得 税	4,569,613,600	4,569,613,600	100.00	100.00	0.00
分) 狩 猟 税	38,341,300	38,324,800	99.96	100.00	△ 0.04
合 計	160,595,243,840	151,174,700,272	94.13	93.49	0.64

(注1) この調は現年課税分である。

(注2) 納期限内納税率は、個人県民税を除いたものである。

6 県 税 徴 収 金

税 目	区 分	調 定 区 分	予 算 額 (A)	調 定		収 入		不 納 欠 損	
				件 数	税 額	件 数	税 額 (B)	件数	税 額
個 人 県 民 税		現 繰 計	64,963,000,000	6,614	66,104,350,708	6,614	65,248,233,158	—	3,167,820
			900,000,000	—	3,576,849,424	—	902,818,585	—	210,358,200
			65,863,000,000	6,614	69,681,200,132	6,614	66,151,051,743	—	213,526,020
法 人 県 民 税		現 繰 計	11,736,000,000	65,715	11,758,512,200	65,418	11,748,475,329	12	361,130
			12,000,000	733	50,087,939	280	12,371,885	113	4,221,969
			11,748,000,000	66,448	11,808,600,139	65,698	11,760,847,214	125	4,583,099
県 民 税 利 子 割		現 計	1,451,000,000	13,839	1,450,676,763	13,839	1,450,676,763	—	—
			1,451,000,000	13,839	1,450,676,763	13,839	1,450,676,763	—	—
個 人 事 業 税		現 繰 計	1,855,000,000	24,286	1,874,919,300	24,168	1,862,441,728	—	—
			39,000,000	646	161,375,680	219	39,250,143	45	7,786,971
			1,894,000,000	24,932	2,036,294,980	24,387	1,901,691,871	45	7,786,971
法 人 事 業 税		現 繰 計	37,848,000,000	29,398	37,907,708,200	29,312	37,889,732,666	1	337,900
			106,000,000	291	354,677,576	88	106,090,166	44	13,030,662
			37,954,000,000	29,689	38,262,385,776	29,400	37,995,822,832	45	13,368,562
地方消費税譲渡割		現 計	27,735,000,000	11	27,734,974,295	11	27,734,974,295	—	—
			27,735,000,000	11	27,734,974,295	11	27,734,974,295	—	—
地方消費税貨物割		現 計	6,787,000,000	12	6,787,055,309	12	6,787,055,309	—	—
			6,787,000,000	12	6,787,055,309	12	6,787,055,309	—	—
不 動 産 取 得 税		現 繰 計	4,585,000,000	24,217	4,648,780,500	24,015	4,611,971,945	—	—
			40,000,000	1,487	300,707,522	158	40,387,955	39	4,656,577
			4,625,000,000	25,704	4,949,488,022	24,173	4,652,359,900	39	4,656,577
県 た ば こ 税		現 繰 計	5,094,000,000	83	5,094,021,773	83	5,094,021,773	—	—
			—	1	37,226	—	—	—	—
			5,094,000,000	84	5,094,058,999	83	5,094,021,773	—	—
ゴルフ場利用税		現 繰 計	574,000,000	462	574,039,800	462	574,039,800	—	—
			1,000,000	15	5,901,363	1	842,578	—	—
			575,000,000	477	579,941,163	463	574,882,378	—	—
自 動 車 取 得 税		現 繰 計	4,570,000,000	92,933	4,569,613,600	92,933	4,569,613,600	—	—
			—	—	—	—	—	—	—
			4,570,000,000	92,933	4,569,613,600	92,933	4,569,613,600	—	—
軽 油 引 取 税		現 繰 計	24,631,000,000	3,194	24,955,725,853	3,191	24,682,269,665	—	—
			294,000,000	5	293,974,700	4	293,763,860	—	—
			24,925,000,000	3,199	25,249,700,553	3,195	24,976,033,525	—	—
自 動 車 税		現 繰 計	32,839,000,000	1,003,691	32,880,200,700	1,002,887	32,851,221,508	36	1,159,591
			31,000,000	3,536	131,944,825	858	31,392,207	523	20,135,757
			32,870,000,000	1,007,227	33,012,145,525	1,003,745	32,882,613,715	559	21,295,348
鉦 区 税		現 繰 計	50,000,000	979	49,540,300	979	49,540,300	—	—
			—	2	77,200	2	77,200	—	—
			50,000,000	981	49,617,500	981	49,617,500	—	—
県 固 定 資 産 税		現 計	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—
核 燃 料 税		現 計	—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—
狩 猟 税		現 計	38,000,000	2,706	38,341,300	2,706	38,341,300	—	—
			38,000,000	2,706	38,341,300	2,706	38,341,300	—	—
産 業 廃 棄 物 税		現 繰 計	271,000,000	130	271,123,815	130	271,123,815	—	—
			—	—	—	—	—	—	—
			271,000,000	130	271,123,815	130	271,123,815	—	—

(本 税) 決 算 額 調

(単位：円)

未 還 付		未 納		収 入 率		予算額に対する 収入額の増減 (B) - (A)	調 定 区 分	区 分 税 目
件数	税 額	件数	税 額	本年度	前年度			
-	1,347,291	-	854,297,021	98.70	98.56	285,233,158	現 繰 計	個 人 県 民 税
-	198,841	-	2,463,871,480	25.24	25.32	2,818,585		
-	1,546,132	-	3,318,168,501	94.93	94.53	288,051,743		
-	1,128,547	285	10,804,288	99.91	99.86	12,475,329	現 繰 計	法 人 県 民 税
-	-	340	33,494,085	24.70	46.97	371,885		
-	1,128,547	625	44,298,373	99.60	99.49	12,847,214		
-	-	-	-	100.00	100.00	△ 323,237	現 計	県 民 税 利 子 割
-	-	-	-	100.00	100.00	△ 323,237		
-	210,800	118	12,688,372	99.33	99.40	7,441,728	現 繰 計	個 人 事 業 税
-	-	382	114,338,566	24.32	14.49	250,143		
-	210,800	500	127,026,938	93.39	91.55	7,691,871		
-	10,208,318	85	27,845,952	99.95	99.85	41,732,666	現 繰 計	法 人 事 業 税
-	-	159	235,556,748	29.91	19.73	90,166		
-	10,208,318	244	263,402,700	99.30	98.96	41,822,832		
-	-	-	-	100.00	100.00	△ 25,705	現 計	地 方 消 費 税 譲 渡 割
-	-	-	-	100.00	100.00	△ 25,705		
-	-	-	-	100.00	100.00	55,309	現 計	地 方 消 費 税 貨 物 割
-	-	-	-	100.00	100.00	55,309		
-	521,800	202	37,330,355	99.21	98.95	26,971,945	現 繰 計	不 動 産 取 得 税
-	-	1,290	255,662,990	13.43	20.71	387,955		
-	521,800	1,492	292,993,345	94.00	94.06	27,359,900		
-	-	-	-	100.00	100.00	21,773	現 繰 計	県 た ば こ 税
-	-	1	37,226	-	69.60	-		
-	-	1	37,226	100.00	100.00	21,773		
-	-	-	-	100.00	99.92	39,800	現 繰 計	ゴ ル フ 場 利 用 税
-	-	14	5,058,785	14.28	4.25	△ 157,422		
-	-	14	5,058,785	99.13	99.02	△ 117,622		
-	-	-	-	100.00	100.00	△ 386,400	現 繰 計	自 動 車 取 得 税
-	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	100.00	100.00	△ 386,400		
-	180,744	3	273,636,932	98.90	98.84	51,269,665	現 繰 計	軽 油 引 取 税
-	-	1	210,840	99.93	99.91	△ 236,140		
-	180,744	4	273,847,772	98.92	98.85	51,033,525		
-	590,875	768	28,410,476	99.91	99.91	12,221,508	現 繰 計	自 動 車 税
-	-	2,155	80,416,861	23.79	21.50	392,207		
-	590,875	2,923	108,827,337	99.61	99.55	12,613,715		
-	-	-	-	100.00	99.91	△ 459,700	現 繰 計	鉱 区 税
-	-	-	-	100.00	-	77,200		
-	-	-	-	100.00	99.85	△ 382,500		
-	-	-	-	-	-	-	現 計	県 固 定 資 産 税
-	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	100.00	-	現 計	核 燃 料 税
-	-	-	-	-	100.00	-		
-	-	-	-	100.00	100.00	341,300	現 計	狩 猟 税
-	-	-	-	100.00	100.00	341,300		
-	-	-	-	100.00	100.00	123,815	現 繰 計	産 業 廃 棄 物 税
-	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	100.00	100.00	123,815		

税 目	区 分	調 定 区 分	予 算 額 (A)	調 定		収 入		不 納 欠 損	
				件 数	税 額	件 数	税 額 (B)	件数	税 額
旧 法 に よ る 税									
{ 料理飲食等消費税	現 繰 計		—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—	—	—
{ 特別地方消費税	現 繰 計		—	—	—	—	—	—	—
			1,000,000	74	2,443,791	4	283,194	70	2,160,597
			1,000,000	74	2,443,791	4	283,194	70	2,160,597
{ 軽 油 引 取 税	現 繰 計		1,000,000	5	10,132	5	10,132	—	—
			1,000,000	13	2,643,757	9	1,292,205	—	—
			2,000,000	18	2,653,889	14	1,302,337	—	—
合 計	現 繰 計		225,028,000,000	1,268,275	226,699,594,548	1,266,765	225,463,743,086	49	5,026,441
			1,425,000,000	6,803	4,880,721,003	1,623	1,428,569,978	834	262,350,733
			226,453,000,000	1,275,078	231,580,315,551	1,268,388	226,892,313,064	883	267,377,174
平成23年度決算	計		219,593,000,000	1,283,785	225,123,290,047	1,276,174	219,807,663,097	714	500,426,379
差 引 増 減 額	計		6,860,000,000	△ 8,707	6,457,025,504	△ 7,786	7,084,649,967	169	△ 233,049,205

(注) 件数は、個人県民税均等割・所得割を除いたものである。

7 県 税 収 入

県税部等	区 分	調 定		収 入		不 納 欠 損	
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田		115,031	15,797,853,981	114,402	15,404,272,647	141	23,408,758
新 潟		465,992	93,854,884,772	463,017	91,891,619,109	405	114,983,245
三 条		105,675	13,852,320,772	105,250	13,416,885,720	26	28,408,057
長 岡		200,264	27,879,120,053	199,462	27,183,396,357	169	57,894,611
南 魚 沼		72,896	10,261,147,235	71,729	9,902,649,748	53	15,762,369
上 越		117,812	19,945,405,403	117,296	19,190,420,922	51	19,316,303
佐 渡		20,335	2,229,631,690	20,159	2,143,074,416	38	7,603,831
税 務 課		177,073	47,759,951,645	177,073	47,759,994,145	—	—
合 計		1,275,078	231,580,315,551	1,268,388	226,892,313,064	883	267,377,174

(注) 件数は、個人県民税均等割・所得割を除いたものである。

(単位：円)

未 還 付		未 納		収 入 率		予算額に対する 収入額の増減 (B) - (A)	調 定 区 分	区 分 税 目
件数	税 額	件数	税 額	本年度	前年度			
				%	%			
-	-	-	-	-	-	-	現	旧 法 に よ る 税
-	-	-	-	-	-	-	繰	(料理飲食等消費税
-	-	-	-	-	-	-	計	
-	-	-	-	-	-	-	現	特 別 地 方 消 費 税
-	-	-	-	11.59	9.64	△ 716,806	繰	
-	-	-	-	11.59	9.64	△ 716,806	計	
-	-	-	-	100.00	100.00	△ 989,868	現	軽 油 引 取 税
-	-	4	1,351,552	48.88	0.72	292,205	繰	
-	-	4	1,351,552	49.07	0.77	△ 697,663	計	
-	14,188,375	1,461	1,245,013,396	99.45	99.38	435,743,086	現	合 計
-	198,841	4,346	3,189,999,133	29.27	26.30	3,569,978	繰	
-	14,387,216	5,807	4,435,012,529	97.98	97.64	439,313,064	計	
-	3,036,219	6,897	4,818,236,790	97.64	97.52	214,663,097	計	平 成 23 年 度 決 算
-	11,350,997	△ 1,090	△ 383,224,261	0.34	0.12	224,649,967	計	差 引 増 減 額

状 況 調 (県税部等別)

(単位：円)

未 還 付		未 納		収 入 率	区 分 県税部等
件 数	税 額	件 数	税 額		
				%	
-	247,817	488	370,420,393	97.51	新 発 田
-	8,258,345	2,570	1,856,540,763	97.91	新 潟
-	2,898,045	399	409,925,040	96.86	三 条
-	1,553,388	633	639,382,473	97.50	長 岡
-	787,300	1,114	343,522,418	96.51	南 魚 沼
-	566,328	465	736,234,506	96.21	上 越
-	33,493	138	78,986,936	96.12	佐 渡
-	42,500	-	-	100.00	税 務 課
-	14,387,216	5,807	4,435,012,529	97.98	合 計

8 県 税 調 定 収

(1) 個人県民税

(単位：円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	394	15,669,727	112.89	394	15,669,727	112.89
5 月	201	7,769,091,908	92.94	201	364,328,923	81.85
6 月	352	11,791,751,101	114.35	352	4,250,752,459	100.05
7 月	2,212	44,919,219,359	105.60	2,212	5,963,848,704	84.21
8 月	192	164,750,141	183.65	192	8,155,214,941	135.24
9 月	251	134,142,512	137.56	251	5,609,032,225	98.66
10月	318	91,481,822	91.04	318	5,585,799,888	105.82
11月	194	99,740,178	95.65	194	5,543,499,854	107.37
12月	486	116,813,959	85.82	487	5,754,891,635	105.94
平成25年 1 月	1,561	755,507,807	119.00	1,560	4,858,688,424	103.87
2 月	220	62,099,499	59.67	220	5,988,475,930	110.29
3 月	233	97,717,886	132.27	233	5,144,428,613	109.41
4 月	—	53,226,916	77.31	—	4,368,852,434	102.80
5 月	—	33,137,893	88.69	—	3,644,749,401	109.38
計	6,614	66,104,350,708	105.48	6,614	65,248,233,158	105.63

(注) 件数は、配当割及び株式等譲渡所得割の件数。均等割・所得割の件数は除いてある。

(2) 法人県民税

(単位：円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	4,819	413,419,700	112.69	1,701	205,244,179	104.84
5 月	11,462	2,438,580,900	117.54	11,920	2,534,044,009	117.51
6 月	6,941	2,613,371,600	112.82	6,218	2,566,697,070	111.90
7 月	4,304	325,793,000	120.16	4,714	312,101,412	145.54
8 月	5,561	673,195,200	110.06	4,977	469,469,816	119.19
9 月	4,017	272,762,700	94.40	4,438	528,733,612	98.03
10月	4,894	407,278,500	103.76	4,824	353,661,149	115.74
11月	8,748	3,053,506,900	114.76	6,064	738,426,147	125.55
12月	3,330	314,156,100	148.98	6,834	2,701,681,370	111.05
平成25年 1 月	2,224	208,819,000	115.22	2,868	208,040,354	157.21
2 月	6,136	513,371,000	106.74	4,111	354,158,884	98.31
3 月	3,279	524,331,400	104.86	5,347	738,281,900	107.52
4 月	—	△ 47,600	54.46	1,154	48,684,719	105.16
5 月	—	△ 26,200	—	248	△ 10,749,292	276.09
計	65,715	(1,014,059,590) 11,758,512,200	108.33 113.54	65,418	(1,013,146,936) 11,748,475,329	108.39 113.60

(注) 「調定・収入」欄の() 書は、超過課税相当分である。

(3) 県民税利子割

(単位：円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	1,208	115,597,917	70.50	1,208	115,597,919	70.50
5 月	1,229	113,339,452	68.83	1,229	113,339,450	68.83
6 月	1,040	91,428,686	68.93	1,040	91,428,686	68.93
7 月	1,129	124,341,858	79.46	1,129	124,341,858	79.46
8 月	1,166	164,443,488	98.65	1,164	164,443,488	98.65
9 月	1,142	160,536,754	122.82	1,142	160,536,754	122.82
10月	1,186	169,621,638	121.38	1,186	169,621,638	121.38
11月	1,179	110,181,702	87.40	1,179	110,183,413	87.40
12月	1,094	86,012,286	67.87	1,094	86,010,895	67.87
平成25年 1 月	1,161	121,214,220	53.91	1,161	121,215,113	53.91
2 月	1,192	98,134,652	87.47	1,192	98,133,439	87.47
3 月	1,113	95,824,110	109.66	1,113	95,824,110	109.66
4 月	—	—	—	—	—	—
5 月	—	—	—	2	—	—
計	13,839	1,450,676,763	83.75	13,839	1,450,676,763	83.75

入 状 況 調 (月 別)

(4) 個 人 事 業 税

(注)この調は、現年課税分である。

(単位：円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	194	26,149,300	336.33	109	15,690,800	431.78
5 月	66	8,909,300	224.23	94	10,974,200	255.82
6 月	85	15,228,300	189.23	71	9,033,500	151.72
7 月	22,653	1,719,162,000	102.77	114	22,541,400	188.55
8 月	56	5,368,800	—	5,822	387,010,400	109.74
9 月	540	29,001,900	63.30	5,357	445,616,300	95.94
10月	88	10,286,800	248.67	824	43,991,800	126.88
11月	84	7,077,700	40.90	5,167	371,583,000	107.14
12月	160	18,443,000	96.60	5,237	455,712,206	93.45
平成25年 1 月	141	17,152,600	107.96	665	45,551,690	120.77
2 月	214	18,557,200	93.67	396	31,908,685	98.71
3 月	6	119,900	—	198	16,606,804	173.04
4 月	△ 1	△ 537,500	—	50	2,175,670	21.19
5 月	—	—	—	64	4,045,273	—
計	24,286	1,874,919,300	103.45	24,168	1,862,441,728	103.38

(5) 法 人 事 業 税

(単位：円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	1,882	915,952,700	116.18	776	460,543,886	106.56
5 月	4,705	6,210,457,400	116.49	5,036	6,514,559,723	115.55
6 月	3,771	10,203,796,900	103.76	3,345	10,139,462,827	104.53
7 月	1,502	758,501,400	137.19	1,779	614,135,108	137.68
8 月	2,478	1,789,875,300	113.60	1,944	1,232,738,902	145.25
9 月	1,424	588,380,600	93.92	1,979	1,422,031,663	102.68
10月	1,759	980,708,900	108.16	1,731	811,112,251	120.65
11月	5,267	12,686,208,500	110.01	2,703	1,801,546,716	131.11
12月	1,596	768,923,800	166.86	4,307	11,705,718,106	106.60
平成25年 1 月	1,143	509,632,000	115.77	1,255	489,176,333	171.28
2 月	2,300	1,242,056,100	111.48	1,788	828,439,496	101.24
3 月	1,571	1,253,506,300	97.83	2,189	1,826,770,528	105.04
4 月	—	△ 164,000	30.19	469	125,359,536	139.12
5 月	—	△ 127,700	—	11	△ 81,862,409	443.63
計	29,398	37,907,708,200	110.06	29,312	37,889,732,666	110.17

(6) 地 方 消 費 税 (譲渡割)

(単位：円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	1	3,276,126,740	96.42	1	3,276,126,740	96.42
5 月	1	880,355,382	60.67	1	880,355,382	60.67
6 月	1	2,701,751,074	114.71	1	2,701,751,074	114.71
7 月	1	4,882,121,279	101.36	1	4,882,121,279	101.36
8 月	—	—	—	—	—	—
9 月	1	2,354,377,723	202.05	1	2,354,377,723	202.05
10月	1	3,149,553,304	76.69	1	3,149,553,304	76.69
11月	1	1,276,342,979	66.40	1	1,276,342,979	66.40
12月	1	2,427,583,726	129.67	1	2,427,583,726	129.67
平成25年 1 月	1	3,550,621,679	101.81	1	3,550,621,679	101.81
2 月	1	945,219,316	98.24	1	945,219,316	98.24
3 月	1	2,290,921,093	105.04	1	2,290,921,093	105.04
4 月	—	—	—	—	—	—
5 月	—	—	—	—	—	—
計	11	27,734,974,295	99.56	11	27,734,974,295	99.56

(貨物割)

(単位：円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	1	425,727,303	185.68	1	425,727,303	185.68
5 月	1	998,170,818	116.83	1	998,170,818	116.83
6 月	1	496,386,447	141.56	1	496,386,447	141.56
7 月	1	1,250,944,448	380.67	1	1,250,944,448	380.67
8 月	1	229,699,262	52.69	1	229,699,262	52.69
9 月	1	816,192,918	395.11	1	816,192,918	395.11
10月	1	398,151,840	79.93	1	398,151,840	79.93
11月	1	257,125,959	23.03	1	257,125,959	23.03
12月	1	571,393,700	135.88	1	571,393,700	135.88
平成25年 1 月	1	522,000,812	72.67	1	522,000,812	72.67
2 月	1	295,383,301	86.89	1	295,383,301	86.89
3 月	1	525,878,501	81.18	1	525,878,501	81.18
4 月	—	—	—	—	—	—
5 月	—	—	—	—	—	—
計	12	6,787,055,309	110.42	12	6,787,055,309	110.42

(7) 不動産取得税

(単位：円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	4,323	692,356,800	100.65	1,560	141,396,700	78.28
5 月	169	108,949,000	77.90	2,412	533,245,437	101.22
6 月	5,414	999,455,500	104.40	2,849	547,535,263	94.84
7 月	2,384	340,307,300	58.84	3,221	569,033,000	103.62
8 月	1,953	287,695,400	120.09	2,441	380,247,713	80.41
9 月	2,236	366,356,700	55.34	1,866	275,315,906	58.33
10月	1,593	216,975,400	64.53	2,298	349,737,537	68.26
11月	1,896	488,146,200	142.05	1,724	341,750,982	95.36
12月	1,629	296,408,500	74.05	1,670	365,723,250	104.15
平成25年 1 月	1,809	472,568,500	125.84	1,351	256,391,091	76.80
2 月	948	377,391,100	103.06	2,139	600,087,400	145.44
3 月	△ 110	7,033,900	21.42	354	212,735,322	78.20
4 月	△ 15	△ 2,214,700	197.14	95	24,417,800	67.70
5 月	△ 12	△ 2,649,100	706.80	35	14,354,544	158.13
計	24,217	4,648,780,500	90.83	24,015	4,611,971,945	91.07

(8) 県たばこ税

(単位：円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	7	426,852,025	94.61	1	27,072	86.54
5 月	7	415,162,686	144.34	11	841,960,348	113.97
6 月	7	445,043,753	101.78	3	62,484	0.01
7 月	8	434,064,103	93.37	10	879,032,680	1,046,554.69
8 月	7	449,784,532	82.50	8	449,789,681	44.53
9 月	6	471,128,345	98.57	4	65,816	0.01
10月	6	415,971,436	94.15	9	887,040,241	200.76
11月	7	439,832,383	103.18	6	439,832,227	103.18
12月	6	415,461,162	97.59	4	54,282	40.50
平成25年 1 月	8	441,314,269	93.86	9	856,715,972	95.64
2 月	8	372,884,255	98.34	8	372,884,149	98.34
3 月	6	366,522,824	92.84	5	59,264	98.67
4 月	—	—	—	5	781,246,982	197.91
5 月	—	—	—	—	△ 414,749,425	—
計	83	5,094,021,773	97.92	83	5,094,021,773	97.92

(9) ゴルフ場利用税

(単位：円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	16	5,887,750	76.55	4	1,866,300	64.73
5 月	38	43,077,450	94.14	47	44,914,200	93.10
6 月	45	78,751,900	97.61	21	29,453,800	75.28
7 月	62	84,029,950	105.09	65	87,597,150	109.11
8 月	46	70,987,300	100.28	44	78,105,450	108.05
9 月	45	65,091,250	96.12	46	68,925,300	101.26
10月	46	77,728,650	102.27	46	75,809,300	101.81
11月	46	89,967,900	94.60	47	78,427,550	90.97
12月	47	52,796,550	83.22	49	78,072,900	79.73
平成25年 1 月	35	4,545,200	56.71	36	26,415,150	132.59
2 月	19	488,400	155.15	24	2,984,400	53.97
3 月	17	687,500	4,583.33	27	1,041,000	1,424.08
4 月	—	—	—	6	1,029,400	1,462.22
5 月	—	—	—	—	△ 602,100	934.94
計	462	574,039,800	96.40	462	574,039,800	96.48

(10) 自動車取得税

(単位：円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	8,068	367,572,400	197.66	—	—	—
5 月	8,101	369,986,700	166.67	—	—	—
6 月	10,020	471,353,700	150.47	16,169	737,559,100	332.32
7 月	9,241	431,878,100	149.42	10,019	471,211,000	150.43
8 月	6,926	335,898,500	119.16	9,240	431,932,200	149.48
9 月	7,769	400,332,200	113.68	6,928	335,987,100	119.20
10月	6,454	354,196,500	124.10	7,768	400,297,200	113.70
11月	6,549	326,800,500	114.65	6,453	354,080,600	124.02
12月	5,118	269,343,700	115.12	6,550	326,816,900	114.60
平成25年 1 月	5,046	237,605,300	121.46	5,119	269,465,800	115.17
2 月	7,107	338,508,000	120.14	5,046	237,617,700	121.46
3 月	12,534	666,138,000	112.33	7,108	338,405,300	120.10
4 月	—	—	—	22,689	666,240,700	112.35
5 月	—	—	—	△ 10,156	—	—
計	92,933	4,569,613,600	129.85	92,933	4,569,613,600	129.85

(11) 軽油引取税

(単位：円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	261	2,186,300,258	96.95	22	43,268,813	42.53
5 月	254	1,917,937,286	101.93	336	1,948,833,512	97.90
6 月	251	1,917,294,172	115.02	114	478,212,745	97.23
7 月	247	1,991,562,294	103.14	253	2,048,608,564	102.80
8 月	281	2,102,677,644	91.00	277	1,965,162,577	97.89
9 月	245	2,119,736,765	92.19	239	2,022,313,251	97.38
10月	281	2,070,617,771	98.85	263	2,099,081,641	104.18
11月	249	2,185,670,830	102.85	273	2,189,359,520	103.57
12月	307	2,228,106,631	104.71	246	2,067,848,750	96.72
平成25年 1 月	291	2,333,775,198	99.10	354	2,137,753,288	101.90
2 月	261	1,918,755,578	98.58	253	2,259,178,818	99.04
3 月	266	1,983,291,426	85.21	278	2,219,510,572	97.62
4 月	—	—	—	209	1,916,967,340	90.16
5 月	—	—	—	74	1,286,170,274	97.37
計	3,194	24,955,725,853	98.56	3,191	24,682,269,665	98.62

(12) 自動車税（普通徴収分）（全体－証紙徴収分）

（単位：円）

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	940,997	33,110,146,500	99.44	162	5,124,500	108.57
5 月	△ 296	△ 245,720,900	152.35	443,844	15,078,440,227	104.79
6 月	△ 850	△ 285,524,000	129.04	356,774	12,367,034,249	94.33
7 月	△ 1	△ 192,405,600	120.85	83,161	2,904,642,758	100.20
8 月	60	△ 175,245,900	139.92	31,476	989,862,951	86.77
9 月	35	△ 138,159,600	106.90	10,284	244,875,896	59.77
10月	46	△ 110,699,400	107.70	6,112	122,028,216	93.69
11月	43	△ 100,184,500	110.81	2,581	△ 12,673,237	－
12月	51	△ 66,681,800	96.31	2,083	△ 3,799,472	－
平成25年 1 月	5	△ 42,489,500	112.67	974	△ 25,231,017	117.60
2 月	10	△ 31,362,600	107.48	718	△ 6,875,733	279.33
3 月	10	△ 10,611,800	93.07	538	△ 516,517	－
4 月	－	－	－	330	10,764,031	117.17
5 月	－	－	－	269	8,362,356	82.98
計	940,110	31,711,060,900	98.61	939,306	31,682,039,208	98.61

（証紙徴収分）

（単位：円）

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	5,628	183,959,800	152.01	－	－	－
5 月	5,836	172,219,100	135.83	－	－	－
6 月	7,445	197,040,000	123.73	11,462	356,154,600	281.07
7 月	7,341	172,073,600	122.12	7,446	197,032,700	123.89
8 月	5,399	110,011,500	100.71	7,339	171,936,500	122.05
9 月	6,587	115,014,800	93.16	5,400	109,874,500	100.72
10月	5,479	79,198,100	93.08	6,588	115,074,000	93.08
11月	5,383	61,972,300	98.60	5,478	79,215,200	93.03
12月	4,390	37,856,500	94.11	5,384	62,164,600	99.02
平成25年 1 月	3,981	22,598,100	87.62	4,391	37,661,600	93.58
2 月	6,116	17,349,000	92.06	3,981	22,694,600	87.85
3 月	△ 4	△ 153,000	194.66	6,112	17,366,500	91.40
4 月	－	－	－	－	7,500	－
5 月	－	－	－	－	－	－
計	63,581	1,169,139,800	115.37	63,581	1,169,182,300	115.37

(13) 鋳 区 税

（単位：円）

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	893	49,322,600	97.20	－	－	－
5 月	－	－	－	74	3,724,800	89.17
6 月	11	△ 10,100	－	816	45,349,000	98.26
7 月	－	－	－	12	83,900	83.90
8 月	5	15,200	－	－	△ 3,600	17.91
9 月	4	8,700	725.00	5	17,100	－
10月	15	3,700	－	5	119,200	－
11月	－	－	－	15	6,100	－
12月	13	△ 600	0.32	－	△ 5,600	6.26
平成25年 1 月	16	△ 900	－	13	△ 13,000	－
2 月	22	201,700	50,425.00	16	17,100	87.24
3 月	－	－	－	22	225,300	56,325.00
4 月	－	－	－	－	－	－
5 月	－	－	－	1	20,000	－
計	979	49,540,300	98.44	979	49,540,300	98.52

(14) 県固定資産税

(単位：円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	—	—	—	—	—	—
5 月	—	—	—	—	—	—
6 月	—	—	—	—	—	—
7 月	—	—	—	—	—	—
8 月	—	—	—	—	—	—
9 月	—	—	—	—	—	—
10月	—	—	—	—	—	—
11月	—	—	—	—	—	—
12月	—	—	—	—	—	—
平成25年 1 月	—	—	—	—	—	—
2 月	—	—	—	—	—	—
3 月	—	—	—	—	—	—
4 月	—	—	—	—	—	—
5 月	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

(15) 核 燃 料 税

(単位：円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	—	—	—	—	—	—
5 月	—	—	—	—	—	—
6 月	—	—	—	—	—	—
7 月	—	—	—	—	—	—
8 月	—	—	—	—	—	—
9 月	—	—	—	—	—	—
10月	—	—	—	—	—	—
11月	—	—	—	—	—	—
12月	—	—	—	—	—	—
平成25年 1 月	—	—	—	—	—	—
2 月	—	—	—	—	—	—
3 月	—	—	—	—	—	—
4 月	—	—	—	—	—	—
5 月	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

(16) 狩 猟 税

(単位：円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	—	—	—	—	—	—
5 月	—	—	—	—	—	—
6 月	—	—	—	—	—	—
7 月	—	—	—	—	—	—
8 月	—	—	—	—	—	—
9 月	—	—	—	—	—	—
10月	—	—	—	—	—	—
11月	1,803	25,670,300	118.81	1,803	25,670,300	118.81
12月	884	12,390,700	65.97	884	12,390,700	65.97
平成25年 1 月	16	239,100	54.70	16	239,100	54.70
2 月	2	24,700	42.81	2	24,700	42.81
3 月	1	16,500	85.94	1	16,500	85.94
4 月	—	—	—	—	—	—
5 月	—	—	—	—	—	—
計	2,706	38,341,300	93.74	2,706	38,341,300	93.74

(17) 産業廃棄物税

(単位：円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	30	34,755,968	113.23	11	14,221,021	130.01
5 月	—	—	—	20	20,534,947	103.96
6 月	1	54,773,071	—	1	54,773,071	—
7 月	31	41,339,443	109.92	9	16,872,836	113.36
8 月	1	26,241	—	21	24,466,607	107.67
9 月	1	64,962,310	—	2	64,988,551	—
10月	32	38,851,951	20.93	11	13,932,846	97.01
11月	—	—	—	21	24,919,105	14.54
12月	1	61,315	115,688.68	—	△ 9,273	—
平成25年 1 月	33	36,353,516	73.08	14	16,218,029	82.43
2 月	—	—	—	20	20,206,075	67.21
3 月	—	—	—	—	—	—
4 月	—	—	—	—	—	—
5 月	—	—	—	—	—	—
計	130	271,123,815	89.23	130	271,123,815	89.23

(18) 旧法による税（軽油引取税）

(単位：円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	—	—	—	—	—	—
5 月	1	642	2.32	1	642	2.13
6 月	3	8,025	7.04	1	1,605	1.44
7 月	—	—	—	2	6,420	—
8 月	—	—	—	—	—	—
9 月	—	—	—	—	—	—
10月	—	—	—	—	—	—
11月	—	—	—	—	—	—
12月	—	—	—	—	—	—
平成25年 1 月	—	—	—	—	—	—
2 月	—	—	—	—	—	—
3 月	1	1,465	—	—	—	—
4 月	—	—	—	1	1,465	—
5 月	—	—	—	—	—	—
計	5	10,132	6.96	5	10,132	6.96

(19) 合 計

(単位：円)

月 別	調 定			収 入		
	件 数	税 額	対前年度比	件 数	税 額	対前年度比
			%			%
平成24年 4 月	968,722	42,245,797,488	98.76	5,950	4,720,504,960	99.64
5 月	31,775	21,200,517,124	98.76	465,227	29,887,426,618	101.44
6 月	34,538	31,791,900,129	110.76	399,238	34,871,647,980	100.14
7 月	51,115	57,282,932,534	106.67	114,148	20,344,155,217	106.71
8 月	24,132	6,209,182,608	96.29	64,946	15,130,076,888	111.89
9 月	24,304	7,819,866,577	121.91	37,943	14,458,884,615	107.33
10月	22,199	8,349,926,912	87.43	31,985	14,575,012,051	99.15
11月	31,450	21,008,059,831	101.25	33,710	13,619,296,415	95.84
12月	19,114	7,549,069,229	116.37	34,831	26,612,248,675	107.62
平成25年 1 月	17,472	9,191,456,901	100.51	19,788	13,370,910,418	101.42
2 月	24,557	6,169,061,201	101.18	19,916	12,050,538,260	105.87
3 月	18,925	7,801,226,005	96.22	23,527	13,427,554,790	104.07
4 月	△ 16	50,263,116	74.92	25,008	7,945,747,577	105.16
5 月	△ 12	30,334,893	82.19	△ 9,452	4,449,738,622	95.71
計	1,268,275	226,699,594,548	103.16	1,266,765	225,463,743,086	103.24

9 税目別県税収

(1) 個人県民税

区分 県税部等	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	—	6,018,546,218	—	5,946,609,148	—	71,807,035
新 潟	—	26,969,359,624	—	26,597,885,076	—	370,060,062
三 条	—	6,164,408,653	—	6,082,767,998	—	81,576,817
長 岡	—	12,963,925,545	—	12,803,176,994	—	160,658,138
南 魚 沼	—	3,903,125,987	—	3,850,871,420	—	52,251,567
上 越	—	7,902,016,482	—	7,802,665,648	—	99,238,273
佐 渡	—	1,228,498,094	—	1,209,786,769	—	18,705,129
税 務 課	6,614	954,470,105	6,614	954,470,105	—	—
計	6,614	66,104,350,708	6,614	65,248,233,158	—	854,297,021

(注) この調は、現年課税分である。(各税目同じ)

(2) 法人県民税

区分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	4,656	347,336,500	4,648	347,046,673	8	317,760
新 潟	31,735	8,300,041,400	31,585	8,294,300,756	146	5,631,544
三 条	6,666	980,064,300	6,648	979,815,142	18	483,903
長 岡	11,028	1,215,579,500	10,972	1,214,222,576	53	1,553,260
南 魚 沼	4,424	352,323,200	4,396	351,204,569	28	1,580,631
上 越	5,965	495,878,100	5,936	494,776,998	27	1,127,790
佐 渡	1,241	67,289,200	1,233	67,108,615	5	109,400
計	65,715	11,758,512,200	65,418	11,748,475,329	285	10,804,288

(3) 県民税利子割

区 分	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
税 務 課	13,839	1,450,676,763	13,839	1,450,676,763	—	—
計	13,839	1,450,676,763	13,839	1,450,676,763	—	—

入 状 況 調 (県税部等別)

(単位：円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分 県税部等
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	—	—	130,035	98.80	新 発 田
—	1,347,291	—	2,761,777	98.62	新 潟
—	—	—	63,838	98.68	三 条
—	—	—	90,413	98.76	長 岡
—	—	—	3,000	98.66	南 魚 沼
—	—	—	112,561	98.74	上 越
—	—	—	6,196	98.48	佐 渡
—	—	—	—	100.00	税 務 課
—	1,347,291	—	3,167,820	98.70	計

(単位：円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分 県税部
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	27,933	—	—	99.92	新 発 田
—	—	4	109,100	99.93	新 潟
—	234,745	—	—	99.97	三 条
—	333,888	3	137,552	99.89	長 岡
—	462,000	—	—	99.68	南 魚 沼
—	66,688	2	40,000	99.78	上 越
—	3,293	3	74,478	99.73	佐 渡
—	1,128,547	12	361,130	99.91	計

(単位：円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	—	—	—	100.00	税 務 課
—	—	—	—	100.00	計

(4) 個人事業税

区 分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	2,344	138,722,300	2,335	138,059,682	9	662,618
新 潟	9,876	915,673,600	9,825	911,161,217	51	4,695,583
三 条	2,614	174,341,800	2,609	174,237,115	5	132,285
長 岡	4,411	320,512,300	4,393	318,451,860	18	2,060,440
南 魚 沼	1,844	120,770,500	1,837	120,246,200	7	524,300
上 越	2,798	174,413,100	2,771	169,824,154	27	4,588,946
佐 渡	399	30,485,700	398	30,461,500	1	24,200
計	24,286	1,874,919,300	24,168	1,862,441,728	118	12,688,372

(5) 法人事業税

区 分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	1,785	890,751,600	1,785	890,827,284	—	—
新 潟	17,117	29,128,982,700	17,066	29,121,323,392	51	13,691,302
三 条	2,636	2,477,313,400	2,628	2,479,640,407	8	268,693
長 岡	3,669	3,261,732,400	3,656	3,261,978,069	12	566,931
南 魚 沼	1,582	815,060,900	1,578	812,372,538	4	2,876,762
上 越	2,159	1,196,009,500	2,149	1,185,733,276	10	10,442,264
佐 渡	450	137,857,700	450	137,857,700	—	—
計	29,398	37,907,708,200	29,312	37,889,732,666	85	27,845,952

(6) 地方消費税

区 分	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
税 務 課	23	34,522,029,604	23	34,522,029,604	—	—
計	23	34,522,029,604	23	34,522,029,604	—	—

(単位：円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分 県税部
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	—	—	—	99.52	新 発 田
—	183,200	—	—	99.51	新 潟
—	27,600	—	—	99.94	三 条
—	—	—	—	99.36	長 岡
—	—	—	—	99.57	南 魚 沼
—	—	—	—	97.37	上 越
—	—	—	—	99.92	佐 渡
—	210,800	—	—	99.33	計

(単位：円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分 県税部
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	75,684	—	—	100.01	新 発 田
—	6,031,994	—	—	99.97	新 潟
—	2,595,700	—	—	100.09	三 条
—	1,150,500	1	337,900	100.01	長 岡
—	188,400	—	—	99.67	南 魚 沼
—	166,040	—	—	99.14	上 越
—	—	—	—	100.00	佐 渡
—	10,208,318	1	337,900	99.95	計

(単位：円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	—	—	—	100.00	税 務 課
—	—	—	—	100.00	計

(7) 不動産取得税

区分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	2,523	355,199,100	2,520	354,888,100	3	387,300
新 潟	8,346	1,842,673,200	8,314	1,837,612,600	32	5,197,700
三 条	2,390	466,462,600	2,390	466,502,600	—	—
長 岡	4,704	893,481,000	4,686	891,894,400	18	1,586,600
南 魚 沼	2,703	509,618,800	2,574	497,226,027	129	12,468,773
上 越	2,968	516,516,000	2,948	499,018,418	20	17,689,982
佐 渡	583	64,829,800	583	64,829,800	—	—
計	24,217	4,648,780,500	24,015	4,611,971,945	202	37,330,355

(8) 県たばこ税

区分 県税部等	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	—	—	—	—	—	—
新 潟	—	—	—	—	—	—
三 条	—	—	—	—	—	—
長 岡	—	—	—	—	—	—
南 魚 沼	—	—	—	—	—	—
上 越	—	—	—	—	—	—
佐 渡	—	—	—	—	—	—
税 務 課	83	5,094,021,773	83	5,094,021,773	—	—
計	83	5,094,021,773	83	5,094,021,773	—	—

(9) ゴルフ場利用税

区分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	143	229,287,300	143	229,287,300	—	—
新 潟	48	53,361,700	48	53,361,700	—	—
三 条	36	53,483,750	36	53,483,750	—	—
長 岡	109	117,203,150	109	117,203,150	—	—
南 魚 沼	29	33,214,650	29	33,214,650	—	—
上 越	84	84,476,750	84	84,476,750	—	—
佐 渡	13	3,012,500	13	3,012,500	—	—
計	462	574,039,800	462	574,039,800	—	—

(単位：円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分 県税部
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	76,300	—	—	99.91	新 発 田
—	137,100	—	—	99.73	新 新 潟
—	40,000	—	—	100.01	三 条
—	—	—	—	99.82	長 岡
—	76,000	—	—	97.57	南 魚 沼
—	192,400	—	—	96.61	上 越
—	—	—	—	100.00	佐 渡
—	521,800	—	—	99.21	計

(単位：円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分 県税部等
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	—	—	—	—	新 発 田
—	—	—	—	—	新 新 潟
—	—	—	—	—	三 条
—	—	—	—	—	長 岡
—	—	—	—	—	南 魚 沼
—	—	—	—	—	上 越
—	—	—	—	—	佐 渡
—	—	—	—	100.00	税 務 課
—	—	—	—	100.00	計

(単位：円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分 県税部
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	—	—	—	100.00	新 発 田
—	—	—	—	100.00	新 新 潟
—	—	—	—	100.00	三 条
—	—	—	—	100.00	長 岡
—	—	—	—	100.00	南 魚 沼
—	—	—	—	100.00	上 越
—	—	—	—	100.00	佐 渡
—	—	—	—	100.00	計

(10) 自動車取得税

区 分	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
税 務 課 計	92,933	4,569,613,600	92,933	4,569,613,600	—	—
	92,933	4,569,613,600	92,933	4,569,613,600	—	—

(11) 軽油引取税

区 分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	357	3,882,836,386	357	3,882,836,386	—	—
新 潟	1,264	11,596,756,880	1,262	11,556,124,768	2	40,812,856
長 岡	883	2,306,146,134	883	2,306,146,134	—	—
南 魚 沼	167	2,080,724,152	167	2,080,724,152	—	—
上 越	480	5,054,275,326	479	4,821,451,250	1	232,824,076
佐 渡	43	34,986,975	43	34,986,975	—	—
計	3,194	24,955,725,853	3,191	24,682,269,665	3	273,636,932

(12) 自動車税

区 分 県税部等	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	101,922	3,497,180,900	101,857	3,494,702,100	55	2,104,700
新 潟	392,620	12,823,622,000	392,212	12,809,019,318	399	14,554,307
三 条	90,673	3,101,153,100	90,595	3,098,216,771	78	2,936,329
長 岡	174,230	5,997,816,900	174,105	5,993,230,060	113	4,262,840
南 魚 沼	60,803	2,073,000,200	60,777	2,072,294,500	24	734,800
上 越	102,503	3,644,629,200	102,411	3,641,197,088	89	3,508,071
佐 渡	17,359	573,658,600	17,349	573,379,371	10	309,429
税 務 課	63,581	1,169,139,800	63,581	1,169,182,300	—	—
計	1,003,691	32,880,200,700	1,002,887	32,851,221,508	768	28,410,476

(単位：円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	—	—	—	100.00	税 務 課
—	—	—	—	100.00	計

(単位：円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分 県税部
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	—	—	—	100.00	新 発 田
—	180,744	—	—	99.65	新 潟
—	—	—	—	100.00	長 岡
—	—	—	—	100.00	南 魚 沼
—	—	—	—	95.39	上 越
—	—	—	—	100.00	佐 渡
—	180,744	—	—	98.90	計

(単位：円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分 県税部等
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	67,900	10	442,000	99.93	新 発 田
—	179,175	9	227,550	99.89	新 潟
—	—	—	—	99.91	三 条
—	69,000	12	393,000	99.92	長 岡
—	60,900	2	31,800	99.97	南 魚 沼
—	141,200	3	65,241	99.91	上 越
—	30,200	—	—	99.95	佐 渡
—	42,500	—	—	100.00	税 務 課
—	590,875	36	1,159,591	99.91	計

(13) 鉱 区 税

区 分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 潟	979	49,540,300	979	49,540,300	—	—
計	979	49,540,300	979	49,540,300	—	—

(14) 県固定資産税

区 分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
長 岡	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

(15) 核 燃 料 税

区 分	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
税 務 課	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

(16) 狩 猟 税

区 分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	517	7,417,400	517	7,417,400	—	—
新 潟	889	12,478,600	889	12,478,600	—	—
三 条	256	3,710,500	256	3,710,500	—	—
長 岡	338	4,930,300	338	4,930,300	—	—
南 魚 沼	297	4,588,700	297	4,588,700	—	—
上 越	351	4,432,200	351	4,432,200	—	—
佐 渡	58	783,600	58	783,600	—	—
計	2,706	38,341,300	2,706	38,341,300	—	—

(単位：円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分 県税部
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	—	—	—	100.00%	新 潟
—	—	—	—	100.00	計

(単位：円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分 県税部
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	—	—	—	—%	長 岡
—	—	—	—	—	計

(単位：円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	—	—	—	—%	税 務 課
—	—	—	—	—	計

(単位：円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分 県税部
件 数	税 額	件 数	税 額		
—	—	—	—	100.00%	新 発 田
—	—	—	—	100.00	新 潟
—	—	—	—	100.00	三 条
—	—	—	—	100.00	長 岡
—	—	—	—	100.00	南 魚 沼
—	—	—	—	100.00	上 越
—	—	—	—	100.00	佐 渡
—	—	—	—	100.00	計

(17) 産業廃棄物税

区分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	39	15,297,583	39	15,297,583	—	—
新 潟	25	2,549,872	25	2,549,872	—	—
三 条	9	297,834	9	297,834	—	—
長 岡	41	131,551,679	41	131,551,679	—	—
南 魚 沼	6	73,818	6	73,818	—	—
上 越	10	121,353,029	10	121,353,029	—	—
佐 渡	—	—	—	—	—	—
計	130	271,123,815	130	271,123,815	—	—

(18) 旧法による税（軽油引取税）

区分 県税部	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	—	—	—	—	—	—
新 潟	—	—	—	—	—	—
長 岡	—	—	—	—	—	—
南 魚 沼	—	—	—	—	—	—
上 越	—	—	—	—	—	—
佐 渡	5	10,132	5	10,132	—	—
計	5	10,132	5	10,132	—	—

(19) 合 計

区分 県税部等	調 定		収 入		未 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
新 発 田	114,286	15,382,575,287	114,201	15,306,971,656	75	75,279,413
新 潟	462,899	91,695,039,876	462,205	91,245,357,599	681	454,643,354
三 条	105,280	13,421,235,937	105,171	13,338,672,117	109	85,398,027
長 岡	199,413	27,212,878,908	199,183	27,042,785,222	214	170,688,209
南 魚 沼	71,855	9,892,500,907	71,661	9,822,816,574	192	70,436,833
上 越	117,318	19,193,999,687	117,139	18,824,928,811	174	369,419,402
佐 渡	20,151	2,141,412,301	20,132	2,122,216,962	16	19,148,158
税 務 課	177,073	47,759,951,645	177,073	47,759,994,145	—	—
計	1,268,275	226,699,594,548	1,266,765	225,463,743,086	1,461	1,245,013,396

(単位：円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分
件 数	税 額	件 数	税 額		県税部
—	—	—	—	100.00	新 発 田
—	—	—	—	100.00	新 新 潟
—	—	—	—	100.00	三 条
—	—	—	—	100.00	長 岡
—	—	—	—	100.00	南 魚 沼
—	—	—	—	100.00	上 越
—	—	—	—	—	佐 渡
—	—	—	—	100.00	計

(単位：円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分
件 数	税 額	件 数	税 額		県税部
—	—	—	—	—	新 発 田
—	—	—	—	—	新 新 潟
—	—	—	—	—	長 岡
—	—	—	—	—	南 魚 沼
—	—	—	—	—	上 越
—	—	—	—	100.00	佐 渡
—	—	—	—	100.00	計

(単位：円)

未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率	区 分
件 数	税 額	件 数	税 額		県税部等
—	247,817	10	572,035	99.51	新 発 田
—	8,059,504	13	3,098,427	99.51	新 新 潟
—	2,898,045	—	63,838	99.38	三 条
—	1,553,388	16	958,865	99.37	長 岡
—	787,300	2	34,800	99.30	南 魚 沼
—	566,328	5	217,802	98.08	上 越
—	33,493	3	80,674	99.10	佐 渡
—	42,500	—	—	100.00	税 務 課
—	14,188,375	49	5,026,441	99.45	計

10 県税徴収金(税)

区 分 科 目	調 定 区 分	予 算 額	調 定		収 入		未
			件 数	金 額	件 数	金 額	
延 滞 金	現	310,000,000	—	312,014,671	—	312,014,671	—
過 少 申 告 加 算 金	現 繰 計		167	1,968,302	166	1,968,342	1
			21	2,984,329	5	12,841	14
			188	4,952,631	171	1,981,183	15
不 申 告 加 算 金	現 繰 計	88,000,000	143	1,313,509	125	1,013,130	17
			295	6,713,017	46	798,434	134
			438	8,026,526	171	1,811,564	151
重 加 算 金	現 繰 計		905	69,932,106	879	65,840,019	25
			189	141,347,167	42	9,840,281	136
			1,094	211,279,273	921	75,680,300	161
滞 納 処 分 費	現 繰 計	503,000	32	755,460	32	755,460	—
			—	—	—	—	—
			32	755,460	32	755,460	—
過 罰 金 及 び 料 料 相 当 額 通 告 処 分 費	現 繰 計	3,000	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—
合 計	現 繰 計	398,506,000	1,247	385,984,048	1,202	381,591,622	43
			505	151,044,513	93	10,651,556	284
			1,752	537,028,561	1,295	392,243,178	327
前 年 度 決 算 計	計	384,548,000	1,812	611,300,278	1,274	383,347,880	505
差 引 増 減 計	計	13,958,000	△ 60	△ 74,271,717	21	8,895,298	△ 178

11 税外収入科目別調

区 分 県税部等	督 促 手 数 料				延 滞 金		過 少 申 告 加 算 金				不 申 告 加		
	調 定		収 入		調 定	収 入	調 定		収 入		調 定	収 入	収
	件数	金額	件数	金額	金	額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数
新 発 田	—	—	—	—	30,547,567	30,547,567	1	877,200	—	—	12	35,300	12
新 潟	—	—	—	—	152,755,926	152,755,926	156	1,808,037	142	1,581,889	283	6,108,030	99
三 条	—	—	—	—	17,228,776	17,228,776	4	34,900	4	34,900	23	429,029	10
長 岡	—	—	—	—	47,425,239	47,425,239	15	1,235,500	14	121,000	77	820,740	16
南 魚 沼	—	—	—	—	28,157,059	28,157,059	11	996,000	10	242,400	15	484,906	10
上 越	—	—	—	—	31,911,219	31,911,219	1	994	1	994	14	40,486	14
佐 渡	—	—	—	—	3,947,385	3,947,385	—	—	—	—	6	82,135	2
税 務 課	—	—	—	—	41,500	41,500	—	—	—	—	8	25,900	8
計	—	—	—	—	312,014,671	312,014,671	188	4,952,631	171	1,981,183	438	8,026,526	171

外収入) 決算額調

(単位：円)

納 金 額	未 還 付		不 納 欠 損		収 入 率		区 分 科 目
	件数	金 額	件数	金 額	本年度	前年度	
—	—	—	—	—	100.00	100.00	延 滞 金
1,160	—	1,200	—	—	100.00	80.27	} 過 少 申 告 加 算 金
2,052,988	—	—	2	918,500	0.43	1.15	
2,054,148	—	1,200	2	918,500	40.00	55.25	
203,179	—	—	1	97,200	77.13	85.36	} 不 申 告 加 算 金
5,345,983	—	—	115	568,600	11.89	0.91	
5,549,162	—	—	116	665,800	22.57	2.76	
2,968,987	—	4,200	1	1,127,300	94.15	84.40	} 重 加 算 金
130,510,286	—	—	11	996,600	6.96	6.29	
133,479,273	—	4,200	12	2,123,900	35.82	31.04	
—	—	—	—	—	100.00	100.00	} 滞 納 処 分 費
—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	100.00	100.00	
—	—	—	—	—	—	—	} 過 料 罰金及び科料相当額 通 告 処 分 費
—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	
3,173,326	—	5,400	2	1,224,500	98.86	97.01	} 合 計
137,909,257	—	—	128	2,483,700	7.05	4.31	
141,082,583	—	5,400	130	3,708,200	73.04	62.71	
151,044,513	—	—	33	76,907,885	62.71	63.83	前 年 度 決 算
△ 9,961,930	—	5,400	97	△ 73,199,685	10.33	△ 1.12	差 引 増 減

定収入状況調 (県税部等別)

(単位：円)

算 金 入 金 額	重 加 算 金		滞 納 処 分 費 等		計		区 分 県税部等
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
35,300	93	6,442,319	86	5,828,219	3	23,860	新 発 田
1,156,055	634	122,209,879	522	21,287,816	8	475,300	新 潟
190,929	101	34,314,200	73	9,031,800	1	3,500	三 条
283,053	140	21,167,519	129	16,748,082	12	180,000	長 岡
77,406	58	7,034,321	57	6,672,421	5	69,100	南 魚 沼
40,486	67	19,818,874	53	15,819,801	2	3,100	上 越
2,435	1	292,161	1	292,161	1	600	佐 渡
25,900	—	—	—	—	—	—	税 務 課
1,811,564	1,094	211,279,273	921	75,680,300	32	755,460	計

第3 課税に関する調

- 1 県税納税義務者数等調
- 2 個人県民税
- 3 法人県民税
- 4 県民税利子割
- 5 県民税配当割
- 6 県民税株式等譲渡所得割
- 7 個人事業税
- 8 法人事業税
- 9 地方消費税
- 10 不動産取得税
- 11 県たばこ税
- 12 ゴルフ場利用税
- 13 特別地方消費税
- 14 自動車税
- 15 鉾区税
- 16 狩猟税
- 17 県固定資産税
- 18 自動車取得税
- 19 軽油引取税
- 20 減免申請等の処理状況調
- 21 産業振興等に係る条例による減免額調
- 22 不服申立ての処理状況調

1 県税納税義

税 目 県税部等	県 民 税				個 人 事 業 税				法 人 事 業 税		
	個 人	法 人	計	利子割	第1種	第2種	第3種	計	普 通	特 別	計
新 発 田	126,173	4,152	130,325	－	1,030	5	198	1,233	3,283	308	3,591
新 潟	421,002	23,217	444,219	－	4,042	3	1,015	5,060	20,988	1,060	22,048
三 条	118,013	5,422	123,435	－	1,141	－	218	1,359	4,831	287	5,118
長 岡	227,414	9,442	236,856	－	1,874	1	420	2,295	8,166	457	8,623
南 魚 沼	95,626	3,836	99,462	－	830	－	134	964	3,168	258	3,426
上 越	139,978	5,292	145,270	－	1,179	3	286	1,468	4,299	353	4,652
佐 渡	26,740	1,106	27,846	－	169	2	29	200	847	102	949
税 務 課	－	－	－	405	－	－	－	－	－	－	－
計	1,154,946	52,467	1,207,413	405	10,265	14	2,300	12,579	45,582	2,825	48,407
記載内容	納 税 義 務 者 数			特別徴収義務者数	納 税 義 務 者 数						

(注1) 自動車税の税務課分は、証紙徴収分

(注2) 核燃料税の納税義務者数は、1

2 個 人

(1) 個人県民税の賦課状況調 (県税部別)

区 分 県税部	納 税 義 務 者 数			
	均等割のみ	所得割のみ	均等割及び所得割	計
新 発 田	15,974	85	109,814	125,873
新 潟	32,950	2,153	385,899	421,002
三 条	14,436	526	103,051	118,013
長 岡	21,563	－	205,851	227,414
南 魚 沼	23,361	－	72,265	95,626
上 越	16,136	877	122,965	139,978
佐 渡	4,207	－	22,533	26,740
計	128,627	3,641	1,022,378	1,154,646

(注) この調は現年課税分(決算分)である。

務者数等調

不動産取得税			県たば こ 税	ゴルフ場 利用税	自 動 車 税	鉾区税	狩猟税	自動車 取得税	軽 油 引取税	税 目 県税部等
土 地	家 屋	計								
1,493	1,030	2,523	－	13	101,922	－	517	－	17	新 発 田
5,039	3,307	8,346	－	6	392,620	979	889	－	101	新 潟
1,456	934	2,390	－	4	90,673	－	256	－	－	三 条
2,859	1,845	4,704	－	9	174,230	－	338	－	51	長 岡
1,176	1,527	2,703	－	5	60,803	－	297	－	12	南 魚 沼
1,750	1,218	2,968	－	9	102,503	－	351	－	35	上 越
348	235	583	－	1	17,359	－	58	－	1	佐 渡
－	－	－	10	－	63,581	－	－	92,933	－	税 務 課
14,121	10,096	24,217	10	47	1,003,691	979	2,706	92,933	217	計

課 税 件 数	有申告 義務者 数	特別徴 収義務 者 数	課 税 延台数	課 税 件 数	納税義 務者数	課 税 件 数	特別徴 収義務 者 数	記載内容
---------	-----------------	-------------------	------------	------------	------------	------------	-------------------	------

県 民 税

賦 課 額			区 分 県税部
均 等 割	所 得 割	計	
125,484,521	5,955,609,339	6,081,093,860	新 発 田
419,448,900	26,742,916,535	27,162,365,435	新 潟
117,405,835	6,110,001,683	6,227,407,518	三 条
225,659,611	12,847,428,129	13,073,087,740	長 岡
95,683,418	3,847,060,142	3,942,743,560	南 魚 沼
139,352,600	7,814,144,317	7,953,496,917	上 越
26,740,000	1,210,002,244	1,236,742,244	佐 渡
1,149,774,885	64,527,162,389	65,676,937,274	計

(2) 個人県民税の徴収方法別賦課状況調（市町村別）

（単位：人、円）

区 分 市町村	平成 24 年 度（決 算）					
	普 通 徴 収		特 別 徴 収		計	
	人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額
村 上 市	14,681	441,382,604	15,875	914,293,371	30,556	1,355,675,975
関 川 村	1,351	31,580,377	1,460	76,690,823	2,811	108,271,200
栗 島 浦 村	81	2,163,700	49	4,007,900	130	6,171,600
新 発 田 市	21,822	611,510,663	26,744	1,999,570,433	48,566	2,611,081,096
阿 賀 野 市	8,031	248,984,531	14,152	719,883,654	22,183	968,868,185
胎 内 市	4,403	172,157,784	10,643	547,069,020	15,046	719,226,804
聖 籠 町	2,750	79,426,639	3,831	232,372,361	6,581	311,799,000
計	53,119	1,587,206,298	72,754	4,493,887,562	125,873	6,081,093,860
五 泉 市	8,937	294,606,543	16,926	858,582,383	25,863	1,153,188,926
阿 賀 町	2,600	55,739,600	2,848	142,392,372	5,448	198,131,972
新 潟 市	113,069	6,381,893,200	276,622	19,429,151,337	389,691	25,811,044,537
計	124,606	6,732,239,343	296,396	20,430,126,092	421,002	27,162,365,435
三 条 市	17,165	829,481,870	33,845	1,971,024,365	51,010	2,800,506,235
加 茂 市	4,771	189,162,500	9,723	502,051,900	14,494	691,214,400
燕 市	15,175	619,975,376	26,827	1,615,827,781	42,002	2,235,803,157
弥 彦 村	2,128	65,709,491	2,246	143,322,109	4,374	209,031,600
田 上 町	2,110	66,467,391	4,023	224,384,735	6,133	290,852,126
計	41,349	1,770,796,628	76,664	4,456,610,890	118,013	6,227,407,518
長 岡 市	45,746	2,152,752,462	90,552	6,011,545,952	136,298	8,164,298,414
小 千 谷 市	5,624	215,558,708	13,210	769,517,782	18,834	985,076,490
見 附 市	9,546	253,755,825	11,368	751,137,645	20,914	1,004,893,470
出 雲 崎 町	1,347	35,488,958	1,105	63,143,542	2,452	98,632,500
柏 崎 市	20,189	658,389,657	26,302	2,017,511,620	46,491	2,675,901,277
刈 羽 村	871	26,279,407	1,554	118,006,182	2,425	144,285,589
計	83,323	3,342,225,017	144,091	9,730,862,723	227,414	13,073,087,740

(注) 1 この調は現年課税分(決算分)である。

2 特別徴収の税額には、翌年度に調定すべきものを含む。

区 分 市町村	平成 24 年 度 (決 算)					
	普 通 徴 収		特 別 徴 収		計	
	人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額
魚 沼 市	8,670	268,337,965	10,181	604,639,019	18,851	872,976,984
南 魚 沼 市	15,329	433,230,100	15,785	974,531,600	31,114	1,407,761,700
湯 沢 町	11,160	86,866,340	2,102	108,536,760	13,262	195,403,100
十 日 町 市	14,155	409,965,838	13,385	848,304,038	27,540	1,258,269,876
津 南 町	2,147	73,138,900	2,712	135,193,000	4,859	208,331,900
計	51,461	1,271,539,143	44,165	2,671,204,417	95,626	3,942,743,560
妙 高 市	8,733	252,758,671	8,665	626,682,266	17,398	879,440,937
上 越 市	44,968	1,423,752,117	54,526	4,472,775,232	99,494	5,896,527,349
糸 魚 川 市	11,159	366,570,409	11,927	810,958,222	23,086	1,177,528,631
計	64,860	2,043,081,197	75,118	5,910,415,720	139,978	7,953,496,917
佐 渡 市	11,728	353,661,344	15,012	883,080,900	26,740	1,236,742,244
計	11,728	353,661,344	15,012	883,080,900	26,740	1,236,742,244
合 計	430,446	17,100,748,970	724,200	48,576,188,304	1,154,646	65,676,937,274
市 計	403,901	16,577,888,167	702,270	47,328,138,520	1,106,171	63,906,026,687
町 村 計	26,545	522,860,803	21,930	1,248,049,784	48,475	1,770,910,587

(3) 個人県民税と個人市町村民税の割合（年度別）

年 度 区 分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	調 定 額	割合	調 定 額	割合	調 定 額	割合	調 定 額	割合	調 定 額	割合
	%		%		%		%		%	
個 人 県 民 税	32,402,454	29.9	31,199,469	29.9	31,431,184	29.9	35,719,256	30.2	67,276,811	38.8
個人市町村民税	75,909,637	70.1	73,040,688	70.1	73,640,923	70.1	82,520,833	69.8	106,002,432	61.2
計	108,312,091	100.0	104,240,157	100.0	105,072,107	100.0	118,240,089	100.0	173,279,243	100.0

(注) この調は現年課税分である。

(4) 個人県民税の調定収入状況調（市町村別）

区 分 県税部・ 市町村		現 年 課 税 分				滞 納 繰	
		調 定	収 入	収 入 率		調 定	収 入
				本年度	前年度		
				%	%		
新発田	村 上 市	1,341,898,991	1,318,452,138	98.25	97.92	103,586,574	26,852,174
	関 川 村	106,576,461	106,000,659	99.46	99.57	1,204,131	477,609
	粟 島 浦 村	6,150,000	6,150,000	100.00	100.00	55,020	－
	新 発 田 市	2,587,226,711	2,564,896,175	99.14	98.97	90,778,328	26,822,423
	阿 賀 野 市	957,372,146	941,144,057	98.30	97.87	72,578,058	19,605,772
	胎 内 市	711,141,418	705,672,828	99.23	98.85	27,687,928	8,445,998
	聖 籠 町	308,180,491	304,293,291	98.74	98.46	9,971,322	5,702,628
計		6,018,546,218	5,946,609,148	98.80	98.54	305,861,361	87,906,604
新潟	五 泉 市	1,141,710,245	1,119,678,547	98.07	97.77	91,768,398	21,305,630
	阿 賀 町	196,731,068	195,272,240	99.26	99.28	5,925,093	2,020,179
	新 潟 市	25,630,918,311	25,282,934,289	98.64	98.46	1,476,837,383	404,984,326
	計	26,969,359,624	26,597,885,076	98.62	98.44	1,574,530,874	428,310,135
三条	三 条 市	2,771,606,470	2,735,981,282	98.71	98.62	176,311,597	35,012,823
	加 茂 市	684,573,125	674,814,019	98.57	98.42	57,714,295	6,651,325
	燕 市	2,213,180,722	2,179,508,081	98.48	98.47	131,169,262	25,499,101
	弥 彦 村	207,233,477	205,627,409	99.22	99.17	4,129,561	1,887,851
	田 上 町	287,814,859	286,837,207	99.66	99.17	10,451,845	3,546,411
	計	6,164,408,653	6,082,767,998	98.68	98.59	379,776,560	72,597,511

(単位：千円)

平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		年 度 区 分
調 定 額	割合	調 定 額	割合	調 定 額	割合	調 定 額	割合	調 定 額	割合	
%		%		%		%		%		
69,834,678	39.6	68,913,071	39.6	63,367,775	39.6	61,826,296	39.6	65,149,881	39.6	個 人 県 民 税
106,650,529	60.4	105,197,002	60.4	96,838,839	60.4	94,476,339	60.4	99,482,076	60.4	個 人 市 町 村 民 税
176,485,207	100.0	174,110,073	100.0	160,206,614	100.0	156,302,635	100.0	164,631,957	100.0	計

(単位：円)

越 分		計					区 分 県税部・ 市町村	
収 入 率		調 定	収 入	収 入 率				
本 年 度	前 年 度			本 年 度	前 年 度	差		
%	%			%	%			
25.92	19.32	1,445,485,565	1,345,304,312	93.07	92.35	0.72	村 上 市	新 発 田
39.66	59.11	107,780,592	106,478,268	98.79	98.76	0.03	関 川 村	
0.00	0.00	6,205,020	6,150,000	99.11	99.05	0.06	栗 島 浦 村	
29.55	28.69	2,678,005,039	2,591,718,598	96.78	96.36	0.42	新 発 田 市	
27.01	21.52	1,029,950,204	960,749,829	93.28	92.14	1.14	阿 賀 野 市	
30.50	32.99	738,829,346	714,118,826	96.66	96.05	0.61	胎 内 市	
57.19	51.42	318,151,813	309,995,919	97.44	96.61	0.83	聖 籠 町	
28.74	25.50	6,324,407,579	6,034,515,752	95.42	94.78	0.64	計	
23.22	25.57	1,233,478,643	1,140,984,177	92.50	91.92	0.58	五 泉 市	新 潟
34.10	45.68	202,656,161	197,292,419	97.35	97.13	0.22	阿 賀 町	
27.42	27.90	27,107,755,694	25,687,918,615	94.76	94.32	0.44	新 潟 市	
27.20	27.86	28,543,890,498	27,026,195,211	94.68	94.23	0.45	計	
19.86	17.87	2,947,918,067	2,770,994,105	94.00	93.59	0.41	三 条 市	三 条
11.52	13.42	742,287,420	681,465,344	91.81	91.80	0.01	加 茂 市	
19.44	18.18	2,344,349,984	2,205,007,182	94.06	94.03	0.03	燕 市	
45.72	48.46	211,363,038	207,515,260	98.18	97.92	0.26	弥 彦 村	
33.93	36.28	298,266,704	290,383,618	97.36	96.11	1.25	田 上 町	
19.12	18.42	6,544,185,213	6,155,365,509	94.06	93.80	0.26	計	

区 分 県税部・市町村		現 年 課 税 分				滞 納 繰	
		調 定	収 入	収 入 率		調 定	収 入
				本年度	前年度		
				%	%		
長 岡	長 岡 市	8,092,180,990	7,982,409,582	98.64	98.66	377,557,704	76,067,428
	小 千 谷 市	974,113,308	968,413,870	99.41	99.48	18,793,526	6,408,848
	見 附 市	996,667,612	987,805,585	99.11	99.12	37,893,086	9,016,306
	出 雲 崎 町	98,226,543	97,289,671	99.05	98.85	2,355,281	836,349
	柏 崎 市	2,659,044,087	2,624,908,907	98.72	98.55	147,573,827	31,455,253
	刈 羽 村	143,693,005	142,349,379	99.06	98.97	3,517,157	827,834
	計	12,963,925,545	12,803,176,994	98.76	98.74	587,690,581	124,612,018
南 魚 沼	魚 沼 市	864,106,261	852,609,746	98.67	98.66	47,644,949	10,709,255
	南 魚 沼 市	1,392,422,146	1,368,764,597	98.30	98.04	129,010,346	36,132,564
	湯 沢 町	194,307,160	188,133,003	96.82	96.76	28,018,043	7,270,622
	十 日 町 市	1,246,024,780	1,237,066,391	99.28	99.21	46,411,294	15,702,636
	津 南 町	206,265,640	204,297,683	99.05	99.13	6,168,103	3,093,415
	計	3,903,125,987	3,850,871,420	98.66	98.54	257,252,735	72,908,492
上 越	妙 高 市	874,752,643	867,995,061	99.23	99.23	29,021,378	7,761,618
	上 越 市	5,857,031,683	5,775,077,620	98.60	98.44	329,670,615	79,059,677
	糸 魚 川 市	1,170,232,156	1,159,592,967	99.09	98.99	32,471,357	9,741,255
	計	7,902,016,482	7,802,665,648	98.74	98.61	391,163,350	96,562,550
佐 渡	佐 渡 市	1,228,498,094	1,209,786,769	98.48	98.27	80,573,963	19,921,275
	計	1,228,498,094	1,209,786,769	98.48	98.27	80,573,963	19,921,275
	合 計	65,149,880,603	64,293,763,053	98.69	98.54	3,576,849,424	902,818,585

越 分		計					区 分 県税部・ 市町村	
収 入 率		調 定	収 入	収 入 率				
本 年 度	前 年 度			本 年 度	前 年 度	差		
%	%			%	%			
20.15	23.35	8,469,738,694	8,058,477,010	95.14	94.95	0.19	長 岡 市	}
34.10	44.16	992,906,834	974,822,718	98.18	97.93	0.25	小 千 谷 市	
23.79	26.05	1,034,560,698	996,821,891	96.35	96.19	0.16	見 附 市	
35.51	31.85	100,581,824	98,126,020	97.56	97.51	0.05	出 雲 崎 町	
21.31	19.19	2,806,617,914	2,656,364,160	94.65	94.44	0.21	柏 崎 市	
23.54	25.67	147,210,162	143,177,213	97.26	97.46	△ 0.20	刈 羽 村	
21.20	23.48	13,551,616,126	12,927,789,012	95.40	95.20	0.20	計	
22.48	25.64	911,751,210	863,319,001	94.69	94.67	0.02	魚 沼 市	}
28.01	25.94	1,521,432,492	1,404,897,161	92.34	91.09	1.25	南 魚 沼 市	
25.95	24.32	222,325,203	195,403,625	87.89	87.12	0.77	湯 沢 町	
33.83	30.67	1,292,436,074	1,252,769,027	96.93	96.26	0.67	十 日 町 市	
50.15	42.99	212,433,743	207,391,098	97.63	96.82	0.81	津 南 町	
28.34	27.11	4,160,378,722	3,923,779,912	94.31	93.54	0.77	計	
26.74	26.05	903,774,021	875,756,679	96.90	96.76	0.14	妙 高 市	}
23.98	22.74	6,186,702,298	5,854,137,297	94.62	94.27	0.35	上 越 市	
30.00	25.89	1,202,703,513	1,169,334,222	97.23	96.93	0.30	糸 魚 川 市	
24.69	23.26	8,293,179,832	7,899,228,198	95.25	94.93	0.32	計	
24.72	22.20	1,309,072,057	1,229,708,044	93.94	93.42	0.52	佐 渡 市	}
24.72	22.20	1,309,072,057	1,229,708,044	93.94	93.42	0.52	計	
25.24	25.32	68,726,730,027	65,196,581,638	94.86	94.46	0.40	合 計	

(5) 個人県民税の徴収取扱費調（市町村別）

(単位：円)

市 町 村	24年 6 月～25年 3 月 交 付 分	市 町 村	24年 6 月～25年 3 月 交 付 分
新 潟 市	1,209,978,805	田 上 町	18,941,154
長 岡 市	418,957,526	南 蒲 原 郡	18,941,154
三 条 市	157,548,165	阿 賀 町	16,811,877
柏 崎 市	160,827,717	東 蒲 原 郡	16,811,877
新 発 田 市	151,960,584	出 雲 崎 町	7,937,786
小 千 谷 市	57,754,434	三 島 郡	7,937,786
加 茂 市	44,442,237	湯 沢 町	40,648,852
十 日 町 市	85,045,228	南 魚 沼 郡	40,648,852
見 附 市	64,229,845	津 南 町	14,853,699
村 上 市	93,912,508	中 魚 沼 郡	14,853,699
燕 市	128,525,673	刈 羽 村	10,738,126
糸 魚 川 市	70,376,037	刈 羽 郡	10,738,126
妙 高 市	53,111,887	関 川 村	8,352,043
五 泉 市	79,497,606	栗 島 浦 村	395,250
上 越 市	301,465,607	岩 船 郡	8,747,293
阿 賀 野 市	68,756,153		
佐 渡 市	86,199,438	県 計	3,582,706,378
魚 沼 市	57,522,127		
南 魚 沼 市	94,807,782		
胎 内 市	46,166,908		
市 計	3,431,086,267		
聖 籠 町	19,815,974		
北 蒲 原 郡	19,815,974		
弥 彦 村	13,125,350		
西 蒲 原 郡	13,125,350		

3 法 人

法人県民税の調定状況調

区 分	確 定 法 人 税 割 額					
	事 業 年 度 数			税 額		
	確定申告の あったもの	決定したもの	確定申告の ないもの	確定申告の あったもの①	決定したもの	確定申告の ないもの②
普通法人	県内	1,151	—	—	1,817,849	—
	うち連結分	17	—	—	50,217	—
	県外	5,144	—	3	3,681,986	448
	うち連結分	417	—	—	335,936	—
	県内法人	38,187	79	3	2,583,881	112
	うち連結分	56	—	—	59,667	—
	計	44,482	79	6	8,083,716	112
	うち連結分	490	—	—	445,820	—
	特別法人	1,181	1	—	176,627	—
	うち連結分	1	—	—	1,766	—
公益法人等	923	3	—	19,720	—	—
寮等のみを有する法人	—	—	—	—	—	—
人格なき社団等	240	3	—	1,314	4	—
清算法人	1,264	3	—	1,068	—	—
特定信託	—	—	—	—	—	—
法人課税信託	—	—	—	—	—	—
合 計	48,090	89	6	8,282,445	116	575
うち連結分	491	—	—	447,586	—	—

区 分	既還付請求利子 割額が過大であ る場合の納付額 ⑥	中間納付額の歳出還付額		現 事 業 年 度 分 調 定 額 ① + ② - ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ ⑧	過 事 業 年 度 分 調 定 額 ⑨
		前 年 度 に 収 入 し た も の ⑦	当 該 年 度 に 収 入 し た も の		
普通法人	県内	—	39,689	—	1,953,822
	うち連結分	—	4,889	—	54,555
	県外	—	69,073	—	4,044,850
	うち連結分	—	5,897	—	431,161
	県内法人	52	89,849	—	2,820,175
	うち連結分	—	442	—	69,568
	計	52	198,611	—	8,818,847
	うち連結分	—	11,228	—	555,284
	特別法人	—	—	—	205,045
	うち連結分	—	—	—	1,766
公益法人等	—	—	—	19,720	538
寮等のみを有する法人	—	—	—	—	—
人格なき社団等	—	—	—	1,314	126
清算法人	—	802	—	1,143	92
特定信託	—	—	—	—	—
法人課税信託	—	—	—	—	—
合 計	52	199,413	—	9,046,069	128,407
うち連結分	—	11,228	—	557,050	2,302

(注) この調は現年課税分である。

県 民 税

(単位：千円)

確定法人税割額に対応する 前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度になる 中間申告額		確定申告期限が 翌年度となる見込納付額		区 分
事業年度数	税 額 ③	事業年度数	税 額 ④	事業年度数	税 額 ⑤	
344	528,363	344	620,165	1	4,482	県 内 うち連結分 県 外 うち連結分 県 内 法 人 うち連結分 計 うち連結分 特 別 法 人 うち連結分 公 益 法 人 等 寮等のみを有する法人 人 格 な き 社 団 等 清 算 法 人 特 定 信 託 法 人 課 税 信 託 合 計
11	23,258	11	22,707	－	－	
2,546	1,233,163	2,634	1,513,037	32	13,469	
204	126,963	266	212,299	13	3,992	
3,807	728,928	4,215	873,362	16	1,832	
29	19,857	35	29,316	－	－	
6,687	2,490,454	7,193	3,006,564	49	19,783	
244	170,078	312	264,322	13	3,992	
－	－	－	－	15	28,418	
－	－	－	－	－	－	
－	－	－	－	－	－	普 通 法 人 公 益 法 人 等 寮等のみを有する法人 人 格 な き 社 団 等 清 算 法 人 特 定 信 託 法 人 課 税 信 託 合 計
－	－	－	－	－	－	
18	827	3	100	－	－	
－	－	－	－	－	－	
－	－	－	－	－	－	
6,705	2,491,281	7,196	3,006,664	64	48,201	
244	170,078	312	264,322	13	3,992	

法人税割調定額 ⑧ + ⑨ ⑩	均 等 割 調 定 額 ⑪	合 計 ⑩ + ⑪	当該年度に発生 した歳出還付額 ⑫	⑫のうち利子割 に 係 る 額 ⑬	区 分
1,973,323	87,954	2,061,277	－	－	県 内 うち連結分 県 外 うち連結分 県 内 法 人 うち連結分 計 うち連結分 特 別 法 人 うち連結分 公 益 法 人 等 寮等のみを有する法人 人 格 な き 社 団 等 清 算 法 人 特 定 信 託 法 人 課 税 信 託 合 計
54,555	2,656	57,211	－	－	
4,089,343	1,213,408	5,302,751	－	－	
433,018	214,430	647,448	－	－	
2,881,469	1,027,500	3,908,969	－	－	
70,013	8,781	78,794	－	－	
8,944,135	2,328,862	11,272,997	101,081	47,048	
557,586	225,867	783,453	1,704	137	
207,408	62,807	270,215	－	－	
1,766	540	2,306	－	－	
20,258	22,462	42,720	－	－	普 通 法 人 公 益 法 人 等 寮等のみを有する法人 人 格 な き 社 団 等 清 算 法 人 特 定 信 託 法 人 課 税 信 託 合 計
－	148,170	148,170	－	－	
1,440	5,080	6,520	－	－	
1,235	16,655	17,890	－	－	
－	－	－	－	－	
－	－	－	－	－	
9,174,476	2,584,036	11,758,512	103,033	48,659	
559,352	226,407	785,759	1,704	137	

4 県 民 税 利 子 割

(1) 利子割額に関する調

(単位：千円)

種 類	税 額	課 税 支 払 額	非 課 税 支 払 額	左 の うち 非 居 住 者 ・ 外 国 法 人 に 係 る 額
公 社 債 利 子	265,389	5,310,400	5,830,693	60
銀 行 預 金 利 子	556,065	11,236,275	518,322	104
銀行以外の金融機関の預貯金利子	250,333	5,075,128	1,439,515	995
勤 務 先 預 金 等 の 利 子	15,541	311,948	135	－
合 同 運 用 信 託 の 収 益 の 分 配	12,200	244,475	5,438	33
公 社 債 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配	5,130	109,072	6,436	14
郵 便 貯 金 利 子	41,021	826,007	46,109	－
公募公社債等運用投資信託の収益の分配	－	－	－	－
国 外 公 社 債 等 の 利 子 等	242,583	4,860,163	1,143,691	2
財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	5,063	101,281	11,711	－
私 募 公 社 債 等 運 用 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配	16,386	327,725	－	－
社 債 的 受 益 証 券 の 収 益 の 分 配	24	501	－	－
国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配	4,284	85,932	5	－
懸 賞 金 付 預 貯 金 等 の 懸 賞 金 等	2,960	59,986	－	－
定 期 積 金 の 給 付 補 て ん 金	25,029	504,744	－	－
掛 金 の 給 付 補 て ん 金	－	－	－	－
抵 当 証 券 の 利 息	－	－	－	－
貴金属等の売戻し条件付売買の利益	－	－	－	－
外 貨 建 預 貯 金 等 の 為 替 差 益	－	－	－	－
一時払養老保険・一時払損害保険等の差益	8,669	295,119	－	－
計	36,658	859,849	－	－
合 計	1,450,677	29,348,756	9,002,055	1,208

(2) 利子割の特別徴収義務者等に関する調

(単位：人、件)

区 分	特別徴収義務者数	営 業 所 数
銀 行 等	18	819
信 用 金 庫 等	26	280
農 林 中 央 金 庫 等	36	249
証 券 会 社	14	53
保 險 会 社 等	30	115
社 内 預 金 実 施 企 業	123	133
そ の 他 の 金 融 機 関 等	166	171
計	413	1,820

(3) 県民税利子割交付金の交付額調 (市町村別)

(単位：千円)

市 町 村	交付額合計	市 町 村	交付額合計
県 計	755,251	五 泉 市	13,005
市 計	734,979	上 越 市	67,443
郡 計	20,272	阿 賀 野 市	10,823
		佐 渡 市	14,394
新 潟 市	296,513	魚 沼 市	10,093
長 岡 市	94,272	南 魚 沼 市	15,797
三 条 市	32,250	胎 内 市	8,273
柏 崎 市	30,792	聖 籠 町	3,332
新 発 田 市	30,030	弥 彦 村	2,346
小 千 谷 市	11,296	田 上 町	3,408
加 茂 市	8,045	阿 賀 町	2,495
十日 町 市	14,528	出 雲 崎 町	1,131
見 附 市	11,517	湯 沢 町	2,404
村 上 市	15,735	津 南 町	2,384
燕 市	25,731	刈 羽 村	1,455
糸 魚 川 市	13,969	関 川 村	1,253
妙 高 市	10,473	栗 島 浦 村	64

5 県 民 税 配 当 割

(1) 県民税配当割に関する調

(単位：千円、枚)

種 類	税 額	課 税 支 払 額	還付分支払額	非課税支払額	納入申告書数
上 場 株 式 等 の 配 当 等	331,394	11,049,556	－	1,864,018	－
公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等	46,331	1,549,724	－	2,652,692	－
特定投資法人の投資口の配当等	－	－	－	－	－
源泉徴収選択口座内配当等	390,975	19,964,446	6,926,032	27,204,678	－
計	768,700	32,563,726	6,926,032	31,721,388	6,327

(2) 県民税配当割交付金の交付額調（市町村別）

(単位：千円)

市 町 村	交付額合計	市 町 村	交付額合計
県 計	450,846	五 泉 市	7,768
市 計	438,744	上 越 市	40,263
郡 計	12,102	阿 賀 野 市	6,462
		佐 渡 市	8,586
新 潟 市	177,151	魚 沼 市	6,017
長 岡 市	56,231	南 魚 沼 市	9,427
三 条 市	19,233	胎 内 市	4,930
柏 崎 市	18,431	聖 籠 町	1,993
新 発 田 市	17,924	弥 彦 村	1,400
小 千 谷 市	6,724	田 上 町	2,032
加 茂 市	4,796	阿 賀 町	1,487
十 日 町 市	8,662	出 雲 崎 町	677
見 附 市	6,871	湯 沢 町	1,434
村 上 市	9,364	津 南 町	1,418
燕 市	15,332	刈 羽 村	878
糸 魚 川 市	8,336	関 川 村	745
妙 高 市	6,236	粟 島 浦 村	38

6 県民税株式等譲渡所得割

(1) 県民税株式等譲渡所得割に関する調

(単位：千円、枚)

種 類	税 額	課 税 支 払 額	還付分支払額	非課税支払額	納入申告書数
特 定 株 式 等 譲 渡 所 得 金 額	185,771	10,128,969	3,935,400	－	287

(2) 県民税株式等譲渡所得割交付金の交付額調（市町村別）

(単位：千円)

市 町 村	交付額合計	市 町 村	交付額合計
県 計	110,374	五 泉 市	1,905
市 計	107,410	上 越 市	9,858
郡 計	2,964	阿 賀 野 市	1,583
		佐 渡 市	2,098
新 潟 市	43,461	魚 沼 市	1,468
長 岡 市	13,738	南 魚 沼 市	2,307
三 条 市	4,697	胎 内 市	1,202
柏 崎 市	4,544	聖 籠 町	490
新 発 田 市	4,387	弥 彦 村	343
小 千 谷 市	1,634	田 上 町	495
加 茂 市	1,169	阿 賀 町	363
十 日 町 市	2,114	出 雲 崎 町	167
見 附 市	1,680	湯 沢 町	351
村 上 市	2,274	津 南 町	344
燕 市	3,735	刈 羽 村	222
糸 魚 川 市	2,039	関 川 村	180
妙 高 市	1,517	粟 島 浦 村	9

7 個人

(1) 個人事業税の所得金額等調（業種別）

第 1 種 事 業

種 別	課 税 人 員			所
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者
物 品 販 売 業	1,356	65	1,421	6,811,340
保 険 業	—	—	—	—
金 銭 貸 付 業	5	1	6	18,200
物 品 貸 付 業	24	2	26	124,837
不 動 産 貸 付 業	2,730	34	2,764	19,511,236
製 造 業	663	45	708	3,273,896
電 気 供 給 業	1	—	1	4,067
土 石 採 取 業	1	—	1	4,785
電 気 通 信 事 業	4	—	4	14,080
運 送 業	152	9	161	614,660
運 送 取 扱 業	2	—	2	9,591
船 舶 て い け い 場 業	—	—	—	—
倉 庫 業	1	—	1	2,983
駐 車 場 業	68	1	69	491,700
請 負 業	3,847	238	4,085	17,799,356
印 刷 業	17	2	19	73,212
出 版 業	3	—	3	20,463
写 真 真 貨 業	20	1	21	86,751
席 旅 館 業	2	—	2	14,529
料 理 食 店 業	38	4	42	183,485
飲 食 店 業	67	3	70	305,854
周 旋 業	499	29	528	2,316,229
代 理 業	19	—	19	81,502
仲 立 業	151	8	159	707,048
問 屋 業	10	—	10	110,949
両 替 業	17	—	17	87,216
公 衆 浴 場 業	—	—	—	—
演 劇 業	1	—	1	4,483
遊 技 場 業	—	—	—	—
遊 覧 所 業	8	—	8	134,619
商 品 取 引 業	—	—	—	—
不 動 産 売 買 業	19	—	19	129,863
広 告 業	7	—	7	28,994
興 信 所 業	1	—	1	3,498
案 内 業	5	—	5	80,461
冠 婚 葬 祭 業	8	—	8	47,936
計	9,746	442	10,188	53,097,823

- (注) 1 この調は現年課税分である。
2 この調は他県本店のものを除いたものである。
3 前各号は第 2 種事業及び第 3 種事業においても同様である。

第 2 種 事 業

種 別	課 税 人 員			所
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者
畜 産 業	1	—	1	23,251
水 産 業	11	—	11	108,221
薪 炭 製 造 業	—	—	—	—
計	12	—	12	131,472

事業税

(単位：人、千円)

得 金 額		事業主控除額 ②	差引課税所得金額 ①－②	種 別	
所得税失格者	計 ①				
217,070	7,028,410	4,008,794	3,019,616	物 品 販 売 業	
－	－	－	－	保 険 業	
3,026	21,226	16,192	5,034	金 銭 貸 付 業	
19,475	144,312	73,950	70,362	物 品 貸 付 業	
118,545	19,629,781	7,880,788	11,748,993	不 動 産 貸 付 業	
158,335	3,432,231	2,015,751	1,416,480	製 造 業	
－	4,067	2,900	1,167	電 気 供 給 業	
－	4,785	2,900	1,885	土 石 採 取 業	
－	14,080	10,150	3,930	電 気 通 信 事 業	
28,510	643,170	456,511	186,659	運 送 業	
－	9,591	4,109	5,482	運 送 取 扱 業	
－	－	－	－	船 舶 て い け い 場 業	
－	2,983	2,900	83	倉 庫 業	
3,166	494,866	192,368	302,498	駐 車 場 業	
807,405	18,606,761	11,648,138	6,958,623	請 負 業	
4,651	77,863	50,750	27,113	印 刷 業	
－	20,463	8,700	11,763	出 版 業	
5,183	91,934	60,900	31,034	写 真 業	
－	14,529	5,800	8,729	席 貸 業	
13,122	196,607	115,035	81,572	旅 館 業	
8,342	314,196	194,301	119,895	料 理 店 業	
107,388	2,423,617	1,483,605	940,012	飲 食 店 業	
－	81,502	53,650	27,852	周 旋 業	
29,593	736,641	460,134	276,507	代 理 立 業	
－	110,949	28,759	82,190	仲 立 業	
－	87,216	47,125	40,091	問 屋 業	
－	－	－	－	両 替 業	
－	4,483	2,900	1,583	公 衆 浴 場 業	
－	－	－	－	演 劇 興 行 業	
－	134,619	22,475	112,144	遊 技 場 業	
－	－	－	－	遊 覧 所 業	
－	－	－	－	商 品 取 引 業	
－	129,863	55,100	74,763	不 動 産 売 買 業	
－	28,994	19,092	9,902	広 告 業	
－	3,498	2,900	598	興 信 所 業	
－	80,461	14,500	65,961	案 内 業	
－	47,936	23,200	24,736	冠 婚 内 葬 祭 業	
1,523,811	54,621,634	28,964,377	25,657,257	計	

(単位：人、千円)

得 金 額		事業主控除額 ②	差引課税所得金額 ①－②	種 別	
所得税失格者	計 ①				
－	23,251	2,900	20,351	畜 産 業	
－	108,221	31,900	76,321	水 産 業	
－	－	－	－	薪 炭 製 造 業	
－	131,472	34,800	96,672	計	

第 3 種 事 業

種 別	課 税 人 員			所
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者
医 業	157	—	157	1,358,956
歯 業	93	1	94	554,607
薬 業	2	—	2	7,264
あん摩等の事	56	3	59	249,602
獣 業	50	—	50	437,577
装 業	—	—	—	—
弁 業	150	2	152	1,897,077
司 業	143	—	143	1,324,798
行 業	31	1	32	184,947
公 業	7	—	7	44,451
弁 業	6	—	6	51,425
税 業	327	1	328	3,410,482
公 業	33	—	33	607,993
計 業	—	—	—	—
社 業	52	1	53	317,747
コ 業	131	2	133	660,835
設 業	229	11	240	1,155,543
不 業	28	—	28	431,762
デ 業	59	4	63	267,190
諸 業	95	8	103	445,432
理 業	72	9	81	286,088
美 業	313	17	330	1,517,331
ク 業	15	1	16	68,171
公 業	—	—	—	—
歯 業	1	—	1	3,208
歯 業	90	7	97	359,361
測 業	9	—	9	52,613
土 業	71	4	75	388,659
海 業	—	—	—	—
印 業	—	—	—	—
計	2,220	72	2,292	16,083,119

(2) 個人事業税の所得金額等調 (県税部別)

県税部	区分	課 税 人 員			所
		所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者
新 発 田		1,129	83	1,212	5,801,853
新 湯		4,931	96	5,027	31,218,733
三 条		1,248	110	1,358	6,828,453
長 岡		2,235	50	2,285	12,501,522
南 魚 沼		877	83	960	4,779,573
上 越		1,359	91	1,450	7,109,619
佐 渡		199	1	200	1,072,661
計		11,978	514	12,492	69,312,414

(注) 1 この調は現年課税分である。

2 この調は他県本店のものを除いたものである。

(単位：人、千円)

得 金 額		事業主控除額 ②	差引課税所得金額 ①－②	種 別
所得税失格者	計 ①			
－	1,358,956	442,976	915,980	医 業
5,843	560,450	272,600	287,850	歯 科 医 業
－	7,264	5,800	1,464	薬 剤 師 の 事 業
9,105	258,707	171,100	87,607	あ ん 摩 等 医 業
－	437,577	145,000	292,577	獣 蹄 師 業
－	－	－	－	装 蹄 護 士 業
10,616	1,907,693	437,417	1,470,276	弁 護 士 業
－	1,324,798	412,525	912,273	司 法 書 士 業
2,950	187,897	92,800	95,097	行 政 書 士 業
－	44,451	20,300	24,151	公 証 人 業
－	51,425	17,400	34,025	弁 理 士 業
6,251	3,416,733	937,186	2,479,547	税 理 士 業
－	607,993	93,767	514,226	公 認 会 計 士 業
－	－	－	－	計 理 士 業
3,087	320,834	150,559	170,275	社 会 保 険 労 務 士 業
4,552	665,387	374,344	291,043	コ ン サ ル タ ン ト 業
41,177	1,196,720	689,718	507,002	設 計 監 督 者 業
－	431,762	79,267	352,495	不 動 産 鑑 定 業
12,996	280,186	172,793	107,393	デ ザ イ ン 業
27,716	473,148	295,801	177,347	諸 芸 師 匠 業
29,417	315,505	232,726	82,779	理 容 師 業
55,372	1,572,703	949,028	623,675	美 容 師 業
3,266	71,437	43,017	28,420	ク リ ー ニ ン グ 業
－	－	－	－	公 衆 浴 場 業
－	3,208	2,900	308	歯 科 衛 生 士 業
23,645	383,006	275,260	107,746	歯 科 技 工 士 業
－	52,613	24,167	28,446	測 量 士 業
15,630	404,289	217,500	186,789	土 地 家 屋 調 査 士 業
－	－	－	－	海 事 代 理 士 業
－	－	－	－	印 刷 製 版 業
251,623	16,334,742	6,555,951	9,778,791	計

(単位：人、千円)

得 金 額		事業主控除額 ②	差引課税所得金額 ①－②	区分	県税部
所得税失格者	計 ①				
291,685	6,093,538	3,456,572	2,636,966	新 発	田
301,034	31,519,767	14,279,675	17,240,092	新	潟
380,692	7,209,145	3,858,707	3,350,438	三	条
173,413	12,674,935	6,529,617	6,145,318	長	岡
326,645	5,106,218	2,751,865	2,354,353	南	沼
301,607	7,411,226	4,111,739	3,299,487	上	越
358	1,073,019	566,953	506,066	佐	渡
1,775,434	71,087,848	35,555,128	35,532,720	計	

(3) 個人事業税課税所得金額の階層別調 (事業別)

区 分 事 業 別		300万円以下		300万円超 310万円以下		310万円超 320万円以下		320万円超 330万円以下			
		人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額		
第 1 種事業	{	所得税課税者	505	1,474,438	449	1,361,587	424	1,319,078	362	1,165,359	
		所得税失格者	57	163,751	50	148,041	40	123,441	30	97,882	
		計	562	1,638,189	499	1,509,628	464	1,442,519	392	1,263,241	
第 2 種事業	{	所得税課税者	—	—	—	—	—	—	—	—	
		所得税失格者	—	—	—	—	—	—	—	—	
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	
第 3 種事業	{	あん摩業等以外のもの	所得税課税者	82	240,261	77	233,214	76	236,942	68	215,378
		所得税失格者	11	30,639	9	27,519	6	16,690	6	19,640	
		小計	93	270,900	86	260,733	82	253,632	74	235,018	
	{	あん摩業等	所得税課税者	4	11,803	2	6,041	6	18,936	3	9,868
		所得税失格者	1	1,261	—	—	—	—	—	—	
		小計	5	13,064	2	6,041	6	18,936	3	9,868	
	計	98	283,964	88	266,774	88	272,568	77	244,886		
合 計	{	所得税課税者	591	1,726,502	528	1,600,842	506	1,574,956	433	1,390,605	
		所得税失格者	69	195,651	59	175,560	46	140,131	36	117,522	
		計	660	1,922,153	587	1,776,402	552	1,715,087	469	1,508,127	

区 分 事 業 別		370万円超 380万円以下		380万円超 390万円以下		390万円超 400万円以下		400万円超 500万円以下			
		人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額		
第 1 種事業	{	所得税課税者	271	1,002,585	302	1,146,046	297	1,163,952	1,998	8,782,205	
		所得税失格者	20	68,105	18	65,840	14	52,719	71	282,519	
		計	291	1,070,690	320	1,211,886	311	1,216,671	2,069	9,064,724	
第 2 種事業	{	所得税課税者	－	－	－	1	3,968	2	8,351		
		所得税失格者	－	－	－	－	－	－	－		
		計	－	－	－	1	3,968	2	8,351		
第 3 種事業	{	あん摩 業等以 外のもの	所得税課税者	58	216,536	48	179,077	42	164,377	377	1,649,022
			所得税失格者	1	3,732	2	7,625	3	11,849	9	39,047
			小 計	59	220,268	50	186,702	45	176,226	386	1,688,069
	{	あん摩 業等	所得税課税者	1	3,765	1	3,842	2	7,952	13	57,541
			所得税失格者	－	－	－	－	－	1	4,409	
			小 計	1	3,765	1	3,842	2	7,952	14	61,950
	計	60	224,033	51	190,544	47	184,178	400	1,750,019		
合 計	{	所得税課税者	330	1,222,886	351	1,328,965	342	1,340,249	2,390	10,497,119	
		所得税失格者	21	71,837	20	73,465	17	64,568	81	325,975	
		計	351	1,294,723	371	1,402,430	359	1,404,817	2,471	10,823,094	

(注) 1 この調は現年課税分である。
2 所得金額は事業主控除前のものである。

(単位：人、千円)

330万円超 340万円以下		340万円超 350万円以下		350万円超 360万円以下		360万円超 370万円以下		区 分 事 業 別	
人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額		
378	1,253,906	378	1,290,080	354	1,246,930	326	1,183,943	所得税課税者	第1種事業
38	125,193	28	84,133	19	64,472	22	75,555	所得税失格者	
416	1,379,099	406	1,374,213	373	1,311,402	348	1,259,498	計	
—	—	—	—	—	—	—	—	所得税課税者	第2種事業
—	—	—	—	—	—	—	—	所得税失格者	
—	—	—	—	—	—	—	—	計	
76	254,853	61	209,250	71	251,963	54	194,794	所得税課税者	第3種事業
5	16,668	2	6,923	8	28,318	2	7,338	所得税失格者	
81	271,521	63	216,173	79	280,281	56	202,132	小 計	
3	10,070	2	6,890	—	—	4	14,621	所得税課税者	
—	—	1	3,435	—	—	—	—	所得税失格者	
3	10,070	3	10,325	—	—	4	14,621	小 計	
84	281,591	66	226,498	79	280,281	60	216,753	計	
457	1,518,829	441	1,506,220	425	1,498,893	384	1,393,358	所得税課税者	
43	141,861	31	94,491	27	92,790	24	82,893	所得税失格者	
500	1,660,690	472	1,600,711	452	1,591,683	408	1,476,251	計	
								合 計	

500万円超 600万円以下		600万円超 700万円以下		700万円超 1,000万円以下		1,000万円超		合 計		区 分 事 業 別	
人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額		
1,181	6,310,956	741	4,657,397	1,022	8,164,149	758	11,575,212	9,746	53,097,823	所得税課税者	第1種事業
20	84,358	6	26,768	5	26,923	4	34,111	442	1,523,811	所得税失格者	
1,201	6,395,314	747	4,684,165	1,027	8,191,072	762	11,609,323	10,188	54,621,634	計	
1	5,062	—	—	1	8,733	7	105,358	12	131,472	所得税課税者	第2種事業
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	所得税失格者	
1	5,062	—	—	1	8,733	7	105,358	12	131,472	計	
235	1,234,035	180	1,144,816	255	2,098,590	404	7,310,409	2,164	15,833,517	所得税課税者	第3種事業
2	11,259	1	6,251	2	9,020	—	—	69	242,518	所得税失格者	
237	1,245,294	181	1,151,067	257	2,107,610	404	7,310,409	2,233	16,076,035	小 計	
6	33,413	5	31,592	3	22,077	1	11,191	56	249,602	所得税課税者	
—	—	—	—	—	—	—	—	3	9,105	所得税失格者	
6	33,413	5	31,592	3	22,077	1	11,191	59	258,707	小 計	
243	1,278,707	186	1,182,659	260	2,129,687	405	7,321,600	2,292	16,334,742	計	
1,423	7,583,466	926	5,833,805	1,281	10,293,549	1,170	19,002,170	11,978	69,312,414	所得税課税者	
22	95,617	7	33,019	7	35,943	4	34,111	514	1,775,434	所得税失格者	
1,445	7,679,083	933	5,866,824	1,288	10,329,492	1,174	19,036,281	12,492	71,087,848	計	
										合 計	

8 法 人

(1) 法人事業税の調定状況調

区 分		現 事 業 年										
		確 定 額								確定事業税額に対応する前年度分の中間申告額		確定申になる
		事業年度数		所得（収入） 金 額	税 額		確定申告及び決定のない中間申告		事 業 年度数	税 額 ③	事 業 年度数	
		確定申告があったもの	決定したもの		確定申告があったもの①	決定したもの	事 業 年度数	税 額②				
所得課税分（外形対象法人分を除く）	普通法人	本 県 本店分	1,019	－	34,208,961	1,772,195	－	－	－	268	438,527	271
			3,084	－	42,554,761	2,232,037	－	2	67	950	568,299	1,054
		他 県 本店分										
		県 内 法 人	37,170	79	147,533,857	7,015,146	361	3	440	3,491	1,867,570	3,883
	小 計 ④		41,273	79	224,297,579	11,019,378	361	5	507	4,709	2,874,396	5,208
	特 別 法 人 ⑤		2,064	1	18,058,734	639,796	－	－	－	－	－	－
	公 益 法 人 等 ⑥		923	3	1,903,412	86,675	－	－	－	－	－	－
	人 格 な き 社 団 等 ⑦		240	3	144,568	4,520	13	－	－	－	－	－
	清 算 法 人 ⑧		379	3	23,089	814	－	－	－	18	3,107	3
	特 定 信 託 ⑨		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	法人課税信託 ⑩		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩		44,879	89	244,427,382	11,751,183	374	5	507	4,727	2,877,503	5,211
	収入金額課税分 ⑪		78	－	1,053,137,834	7,371,961	－	－	－	64	3,352,293	62
	課税標準の特例による課税分 ⑫		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外形対象法人分 ⑬		2,283	－	－	16,131,402	－	1	1,099	1,848	6,259,921	1,851	
地方法人特別税分 ⑭		－	－	－	27,988,655	303	－	1,390	－	9,467,214	－	
合 計 ④+⑪+⑫+⑬+⑭		47,240	89	－	63,243,201	677	6	2,996	6,639	21,956,931	7,124	

(注) 1 この調は現年課税分である。

2 事業年度数は、事業年度が1年であると6ヵ月であるとかかわらず、事業年度ごとにそれぞれ1件とした。

事業税

(単位：千円)

度 分						過事業年度分		合 計 ⑦ + ⑧	当該年 度にお いて生 じた還 付額	区 分
告が翌年度 中間申告額	確定申告期限 が翌年度とな る見込納付額		中 間 納 付 額 の 歳 出 還 付 額		調 定 額 ① + ② - ③ + ④ + ⑤ + ⑥	所 得 (収入) 金 額	調定額 ⑧			
税 額 ④	事 業 年度数	税 額 ⑤	前年度に 収入した もの ⑥	当該年 度に収 入した もの	⑦		⑧	⑨		
502,194	1	10,606	48,925	-	1,895,393	632,964	46,670	1,942,063	-	本 県 本店分
741,316	13	11,093	46,806	-	2,463,020	602,684	33,560	2,496,580	-	他 県 本店分
2,309,273	16	6,607	232,851	-	7,696,747	4,665,295	201,050	7,897,797	-	県 内 法 人
3,552,783	30	28,306	328,582	-	12,055,160	5,900,943	281,280	12,336,440	-	小 計 ①
-	14	79,661	-	-	719,457	211,197	8,120	727,577	-	特 別 法 人 ②
-	-	-	-	-	86,675	61,582	968	87,643	-	公 益 法 人 等 ③
-	-	-	-	-	4,520	11,512	432	4,952	-	人 格 な き 社 団 等 ④
520	-	-	2,805	-	1,032	-	338	1,370	-	清 算 法 人 ⑤
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特 定 信 託 ⑥
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	法 人 課 税 信 託 ⑦
3,553,303	44	107,967	331,387	-	12,866,844	6,185,234	291,138	13,157,982	-	計 ① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ ⑧
3,656,890	-	-	7	-	7,676,565	2,013,696	14,096	7,690,661	-	収 入 金 額 課 税 分 ⑨
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	課 税 標 準 の 特 例 に よ る 課 税 分 ⑩
6,831,231	28	78,874	92,314	-	16,874,999	-	184,066	17,059,065	-	外 形 対 象 法 人 分 ⑪
11,068,638	-	140,255	523,590	-	30,255,314	-	268,444	30,523,758	-	地 方 法 人 特 別 税 分 ⑫
25,110,062	72	327,096	947,298	-	67,673,722	-	757,744	68,431,466	1,126,879	合 計 ① + ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫

(2) 法人事業税課税所得金額の階層別調

区 分		欠損法人	年所得400万円以下		年所得400万円超800万円以下		年所得800万円超1,000万円以下		年所得1,000万円超5,000万円以下		
		事業年度数	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	
事業年度 年2回法人	分割法人	軽減税率適用法人①	—	—	—	—	—	—	—	—	
		その他 ②	—	—	—	—	—	—	—	—	
	県内法人 ③	2	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計 ①+②+③ ④	2	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業年度 年1回法人	分割法人	軽減税率適用法人⑤	413	85	115,096	41	243,284	12	106,000	121	3,189,453
		その他 ⑥	108	16	26,442	5	29,363	6	51,513	59	1,680,187
	県内法人 ⑦	27,130	5,956	7,286,990	1,406	8,054,699	374	3,309,105	1,884	40,756,286	
	計 ⑤+⑥+⑦ ⑧	27,651	6,057	7,428,528	1,452	8,327,346	392	3,466,618	2,064	45,625,926	
合 計 ④ + ⑧		27,653	6,057	7,428,528	1,452	8,327,346	392	3,466,618	2,064	45,625,926	

- (注) 1 この調は、平成24年度において確定した普通法人に係る法人の事業税額（中間申告に係る税額を除く。）に対応する所得金額のうち現事業年度分について作成した。
- 2 軽減税率適用法人については、その総所得金額によって区分した。
- 3 事業年度が年2回の法人の所得の区分については「年所得400万円以下のもの」の欄には200万円以下のものを記載したものであり、以下の所得区分についても同様とした。
- 4 分割法人については、本県本店の分についてその所得の総額を記載してあり、他県本店の分については記載していない。

(単位：千円)

年所得5,000万円 超1億円以下		年所得1億円 超10億円以下		年所得10億円を 超えるもの		合 計		区 分	
事業 年度数	所得金額	事業 年度数	所得金額	事業 年度数	所得金額	事業 年度数	所得金額		
-	-	-	-	-	-	-	-	軽減税率 適用法人④ 分割法人 その他 ⑤ 県内法人 ⑥ 計 ④+⑤+⑥ ⑦	事業年度 年2回法人
-	-	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-	2	-		
-	-	-	-	-	-	2	-		
45	3,279,123	57	14,586,943	2	2,629,718	776	24,149,617	軽減税率 適用法人⑧ 分割法人 その他 ⑨ 県内法人 ⑩ 計 ⑧+⑨+⑩ ⑪	事業年度 年1回法人
34	2,408,441	110	35,388,899	29	94,740,628	367	134,325,473		
314	21,554,742	232	57,504,550	13	20,619,698	37,309	159,086,070		
393	27,242,306	399	107,480,392	44	117,990,044	38,452	317,561,160		
393	27,242,306	399	107,480,392	44	117,990,044	38,454	317,561,160	合 計 ⑦ + ⑪	

(3) 法人事業税の月別調定状況調

(単位：千円)

区 分 月 別	県 内 法 人		県 外 法 人		計	各 月 の 調定割合
	調 定 額	構成比	調 定 額	構成比		
平成24年 4 月	622,125	67.9	293,828	32.1	915,953	2.4
5 月	5,219,855	84.0	990,602	16.0	6,210,457	16.4
6 月	749,004	7.3	9,454,793	92.7	10,203,797	26.9
7 月	513,599	67.7	244,902	32.3	758,501	2.0
8 月	1,222,391	68.3	567,484	31.7	1,789,875	4.7
9 月	397,845	67.6	190,536	32.4	588,381	1.6
10月	575,712	58.7	404,997	41.3	980,709	2.6
11月	4,020,633	31.7	8,665,576	68.3	12,686,209	33.5
12月	593,204	77.1	175,720	22.9	768,924	2.0
平成25年 1 月	380,877	74.7	128,755	25.3	509,632	1.3
2 月	988,182	79.6	253,874	20.4	1,242,056	3.3
3 月	682,307	54.4	571,199	45.6	1,253,506	3.3
4 月	△ 164	100	－	－	△ 164	0.0
5 月	△ 128	100	－	－	△ 128	0.0
計	15,965,442	42.1	21,942,266	57.9	37,907,708	100.0

(注) この調は現年課税分である

(5) 法人事業税の資本金額段階別法人数調

区 分 資 本 金 別	分 割 法 人							県 内 法	
	利 益 法 人			欠 損 法 人			計 ①＋② ③	利 益 法 人 ④	欠 損 法 人 ⑤
	2 県に またが るもの	3 以上 の県に またが るもの	小 計 ①	2 県に またが るもの	3 以上 の県に またが るもの	小 計 ②			
300 万 円 未 満	11	－	11	23	4	27	38	599	1,706
300万円以上 1,000万円未満	43	10	53	93	9	102	155	4,594	15,208
1,000 万 円	70	34	104	83	14	97	201	2,471	6,002
1,000万円超 5,000万円未満	134	82	216	132	38	170	386	2,025	3,340
5,000万円以上 1億円未満	61	59	120	40	34	74	194	363	514
1 億 円	18	11	29	7	3	10	39	43	57
1億円超 10億円未満	12	44	56	16	12	28	84	49	72
10 億 円	－	2	2	－	1	1	3	－	1
10億円超 50億円未満	2	17	19	3	2	5	24	4	10
50 億 円	－	－	－	－	－	－	－	－	－
50億円超 100億円未満	－	3	3	－	2	2	5	1	－
100 億 円 以 上	－	6	6	－	1	1	7	1	－
計	351	268	619	397	120	517	1,136	10,150	26,910

(4) 法人事業税等の非課税の状況調

(単位：千円)

区 分	法 人			個 人	
	法 人 数	事 業 年 度 数	所 得 金 額	人 員	所 得 金 額
林 業	46	46	2,174	—	—
鉱物の採掘事業	1	1	13,171	—	—
農 業	352	353	783,410	—	—
計	399	400	798,755	—	—

人 計 ④+⑤ ⑥	合 計			そ の 他				区 分 資 本 金 別
	利益法人 ①+④	欠損法人 ②+⑤	計 ③+⑥	不申告法人	法人休業中の人	清算中の人	所法在不明の人	
2,305	610	1,733	2,343	167	22	108	108	300 万円 未 満
19,802	4,647	15,310	19,957	603	222	638	537	300万円以上 1,000万円未満
8,473	2,575	6,099	8,674	143	60	251	175	1,000 万 円
5,365	2,241	3,510	5,751	86	40	126	127	1,000万円超 5,000万円未満
877	483	588	1,071	11	7	29	12	5,000万円以上 1億円未満
100	72	67	139	—	—	1	1	1 億 円
121	105	100	205	3	—	—	1	1 億円超 10億円未満
1	2	2	4	—	—	—	—	10 億 円
14	23	15	38	—	—	—	—	10億円超 50億円未満
—	—	—	—	—	—	—	—	50 億 円
1	4	2	6	—	—	—	—	50億円超 100億円未満
1	7	1	8	—	—	—	—	100 億 円 以 上
37,060	10,769	27,427	38,196	1,013	351	1,153	961	合 計

9 地 方 消 費 税

(1) 地方消費税の調定状況調

(単位：千円)

区 分	前年度 2、3 月調定額	調 定 額 合 計	左 の う ち 当 年 度 2、3 月 調 定 額
譲 渡 割	3,143,129	27,734,974	3,236,140
貨 物 割	987,696	6,787,055	821,262
計	4,130,825	34,522,029	4,057,402

(2) 清算金収入額、清算金支出額等に関する調

(単位：千円)

区 分	I 期 収 入 ・ 支 出 額 等	II 期 収 入 ・ 支 出 額 等	III 期 収 入 ・ 支 出 額 等	IV 期 収 入 ・ 支 出 額 等	収入・支出額等 合 計
清 算 金 対 象 額	7,794,804	11,179,503	6,902,867	8,577,690	34,454,864
清算金収入額 (a)	4,134,044	4,668,381	2,579,832	4,142,076	15,524,333
清算金支出額 (b)	817,024	1,204,260	901,612	785,386	3,708,282
差 引 (a)－(b)	3,317,020	3,464,121	1,678,220	3,356,690	11,816,051
地 方 消 費 税 交 付 金 金 額	5,555,904	7,321,807	4,290,535	5,967,182	23,135,428

(3) 地方消費税交付金の交付額調 (市町村別)

(単位：千円)

市 町 村	交付額合計	市 町 村	交付額合計
県 計	23,135,428	津 南 町	100,891
市 計	22,304,146	刈 羽 村	50,349
郡 計	831,282	関 川 村	54,791
新 潟 市	7,968,778	栗 島 浦 村	4,797
長 岡 市	2,846,186		
三 条 市	1,060,316		
柏 崎 市	890,256		
新 発 田 市	943,813		
小 千 谷 市	385,047		
加 茂 市	256,964		
十 日 町 市	556,248		
見 附 市	368,583		
村 上 市	613,641		
燕 市	870,597		
糸 魚 川 市	458,089		
妙 高 市	356,345		
五 泉 市	468,588		
上 越 市	1,997,846		
阿 賀 野 市	405,427		
佐 渡 市	589,464		
魚 沼 市	379,674		
南 魚 沼 市	594,850		
胎 内 市	293,434		
聖 籠 町	179,940		
弥 彦 村	78,022		
田 上 町	99,446		
阿 賀 町	117,120		
出 雲 崎 町	41,586		
湯 沢 町	104,340		

10 不 動 産

(1) 不動産取得税の取得区分別課税状況調（種類別）

種 類	区 分	承 継 取 得			原 始	
		件 数	地積、床面積	調 定 税 額	件 数	地積、床面積
土 地	宅 地 ①	10,223	4,845,453.56 m ²	1,167,938,800	—	—
	農 地 ②	2,485	6,228,315.42	169,077,600	—	—
	山 林 ③	391	8,650,199.12	21,394,600	—	—
	そ の 他 ④	1,022	3,166,845.57	170,580,300	—	—
	小 計 ⑤	3,898	18,045,360.11	361,052,500	—	—
	計①+⑤ ⑥	14,121	22,890,813.67	1,528,991,300	—	—
家 屋	住 宅	2,764	397,830.56	178,228,400	2,269	362,492.53
	併用住宅	409	124,626.66	81,217,500	140	32,699.30
	そ の 他	367	100,271.19	123,970,000	724	79,691.54
	小 計 ⑦	3,540	622,728.41	383,415,900	3,133	474,883.37
	住 宅	935	141,709.10	210,425,200	268	43,215.08
	併用住宅	123	84,849.02	115,345,600	26	19,187.28
	そ の 他	1,286	445,302.17	753,887,600	785	325,042.03
	小 計 ⑧	2,344	671,860.29	1,079,658,400	1,079	387,444.39
	計⑦+⑧ ⑨	5,884	1,294,588.70	1,463,074,300	4,212	862,327.76
合 計 ⑥+⑨		20,005	24,185,402.37	2,992,065,600	4,212	862,327.76

（注）この調は現年課税分である。

(2) 不動産取得税の取得区分別課税状況調（県税部別）

区 分 県税部	承 継 取 得						原
	土 地		家 屋		計		家
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
新 発 田	1,493	99,535,700	482	73,088,900	1,975	172,624,600	548
新 潟	5,039	717,566,200	2,078	564,570,600	7,117	1,282,136,800	1,229
三 条	1,456	146,182,300	513	97,781,000	1,969	243,963,300	421
長 岡	2,859	281,097,700	963	217,457,700	3,822	498,555,400	882
南 魚 沼	1,176	89,683,700	1,093	305,851,400	2,269	395,535,100	434
上 越	1,750	172,678,300	619	188,659,800	2,369	361,338,100	599
佐 渡	348	22,247,400	136	15,664,900	484	37,912,300	99
計	14,121	1,528,991,300	5,884	1,463,074,300	20,005	2,992,065,600	4,212

（注）この調は現年課税分である。

取 得 税

(単位：円)

取 得 調 定 税 額	計			区 分 種 類
	件 数	地積、床面積 m ²	調 定 税 額	
－	10,223	4,845,453.56	1,167,938,800	宅 地 ① 農 地 ② 山 林 ③ その他 ④ 小 計 ⑤ 計①＋⑤ ⑥
－	2,485	6,228,315.42	169,077,600	
－	391	8,650,199.12	21,394,600	
－	1,022	3,166,845.57	170,580,300	
－	3,898	18,045,360.11	361,052,500	
－	14,121	22,890,813.67	1,528,991,300	
341,331,300	5,033	760,323.09	519,559,700	住 宅 併用住宅 そ の 他 小 計 ⑦ 住 宅 併用住宅 そ の 他 小 計 ⑧ 計⑦＋⑧ ⑨
49,332,200	549	157,325.96	130,549,700	
166,452,700	1,091	179,962.73	290,422,700	
557,116,200	6,673	1,097,611.78	940,532,100	
57,836,400	1,203	184,924.18	268,261,600	
32,383,300	149	104,036.30	147,728,900	
1,009,379,000	2,071	770,344.20	1,763,266,600	非木造 計⑦＋⑧ ⑨
1,099,598,700	3,423	1,059,304.68	2,179,257,100	
1,656,714,900	10,096	2,156,916.46	3,119,789,200	
1,656,714,900	24,217	25,047,730.13	4,648,780,500	合 計 ⑥＋⑨

(単位：円)

始 取 得		合 計					区 分	
屋		土 地		家 屋		計		県税部
税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額		
182,574,500	1,493	99,535,700	1,030	255,663,400	2,523	355,199,100	新 発 田	
560,536,400	5,039	717,566,200	3,307	1,125,107,000	8,346	1,842,673,200	新 潟	
222,499,300	1,456	146,182,300	934	320,280,300	2,390	466,462,600	三 条	
394,925,600	2,859	281,097,700	1,845	612,383,300	4,704	893,481,000	長 岡	
114,083,700	1,176	89,683,700	1,527	419,935,100	2,703	509,618,800	南 魚 沼	
155,177,900	1,750	172,678,300	1,218	343,837,700	2,968	516,516,000	上 越	
26,917,500	348	22,247,400	235	42,582,400	583	64,829,800	佐 渡	
1,656,714,900	14,121	1,528,991,300	10,096	3,119,789,200	24,217	4,648,780,500	計	

(3) 家屋に関する調

区 分		価額の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの①			法第73条の14第1項（法附則第11条第10項及び第14項による読替えを含む。）から第3項まで及び第5項に該当するものでその価格の全額がこれらの規定に規定する金額以下のもの②			
		件 数	面 積	価 格	件 数	面 積	価 格	
種 類								
木 造	建築物	併用 { 専用住宅部分計 住宅部分計 その他の計	102	m ² 184	千円 13,514	8,062	m ² 730,032	千円 58,190,400
			-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-
			17	79	2,563	-	-	-
			119	263	16,077	8,062	730,032	58,190,400
			133	6,731	9,548	1,306	150,669	3,691,882
	承継分	併用 { 専用住宅部分計 住宅部分計 その他の計	-	809	516	-	-	-
			-	346	288	-	-	-
			13	1,155	804	-	-	-
			38	2,174	2,306	-	-	-
			184	10,060	12,658	1,306	150,669	3,691,882
			303	10,323	28,735	9,368	880,701	61,882,282
			76	121	7,607	1,529	88,733	8,524,352
非木造	建築物	併用 { 専用住宅部分計 住宅部分計 その他の計	-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-
			-	-	-	-	-	-
			19	106	2,350	-	-	-
			95	227	9,957	1,529	88,733	8,524,352
			12	53	342	802	63,880	4,982,225
			-	11	20	-	-	-
承継分	併用 { 専用住宅部分計 住宅部分計 その他の計	-	37	65	-	-	-	
		1	48	85	-	-	-	
		31	97	2,077	-	-	-	
		44	198	2,504	802	63,880	4,982,225	
		139	425	12,461	2,331	152,613	13,506,577	
		442	10,748	41,196	11,699	1,033,314	75,388,859	
		計 ①+②						

種 類		区 分		控 除 額			課税標準の特例を適用した後の額 が法第73条の15の2に規定する免 税点に満たないもの			件 数 (イ)－(ロ) －(ハ)－ (ニ)		
				法第73条の14第1項(法附則第11条第 10項及び第14項による読替えを含む。) から第3項まで及び第5項に該当する もの(②に該当するものを除く。)(⑤)		計 ④＋⑤		⑦				
				件 数		件 数	控 除 額		件 数 (ニ)		面 積	価 格
				適用件数	全額控除 のもの(ハ)							
				千円		千円		m ²	千円			
木 造	建築物	併用	専用住宅部分計	1,507	34	18,036,660	1,597	18,496,358	165	26,804	34,755	2,803
			併用住宅部分	114	－	936,050	114	974,906	－	33	74	－
			併用非住宅部分	－	－	－	－	14,362	－	452	865	－
			併用小計	114	－	936,050	125	989,268	5	485	939	139
			併用小計の他計	－	－	－	26	54,237	2	49	320	751
			併用小計他計	1,621	34	18,972,710	1,748	19,539,863	172	27,338	36,014	3,693
			併用小計他計	8	1	27,793	11	34,194	－	－	－	2,765
	承継分	併用	専用住宅部分	34	－	81,199	34	81,199	－	－	－	－
			併用非住宅部分	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			併用小計	34	－	81,199	34	81,199	－	－	－	409
			併用小計の他計	－	－	－	－	－	1	1	1	398
			併用小計他計	42	1	108,992	45	115,393	1	1	1	3,572
			併用小計他計	1,663	35	19,081,702	1,793	19,655,256	173	27,339	36,015	7,265
			併用小計他計	159	－	1,769,145	169	1,800,729	12	1,709	2,234	474
非 木 造	建築物	併用	専用住宅部分	15	－	999,309	15	1,004,349	－	40	90	－
			併用非住宅部分	－	－	－	－	4,330	－	－	－	－
			併用小計	15	－	999,309	17	1,008,679	1	40	90	25
			併用小計の他計	－	－	－	29	61,767	1	14	36	834
			併用小計他計	174	－	2,768,454	215	2,871,175	14	1,763	2,360	1,333
			併用小計他計	129	－	1,141,382	131	1,147,257	6	378	668	935
			併用小計他計	17	－	62,969	17	62,969	－	－	－	－
	承継分	併用	専用住宅部分	－	－	－	－	－	101	136	－	－
			併用非住宅部分	17	－	62,969	17	62,969	2	101	136	122
			併用小計	－	－	－	1	126,306	1	1	1	1,293
			併用小計の他計	146	－	1,204,351	149	1,336,532	9	480	805	2,350
			併用小計他計	320	－	3,972,805	364	4,207,707	23	2,243	3,165	3,683
			併用小計他計	1,983	35	23,054,507	2,157	23,862,963	196	29,582	39,180	10,948
			併用小計他計									
合 計		計 ①＋②										

法第73条の3から第73条の7まで及び法附則 第10条並びに①②に該当する以外のもの ③				控 除 額			区 分	種 類
				法第73条の14第6項から第8項まで及び第10 項並びに法附則第11条等の課税標準の特例 (法附則第11条第10項及び第14項を除く。)に該 当するもの (②⑤に該当するものを除く。) ④				
件 数 (イ)	面 積	価 格	1 m ² 当たり 評価額	件 数		控 除 額		
				適用件数	全額控除の もの (ロ)			
	m ²	千円	円			千円		
3,026	390,772	30,182,827	77,239	90	24	459,698	専 用 住 宅	木 造
—	24,403	1,822,710	74,692	—	—	38,856	住 宅 部 分	
—	8,781	622,919	70,939	—	—	14,362	非 住 宅 部 分	
144	33,184	2,445,629	73,699	11	—	53,218	小 計	
762	83,392	4,479,442	53,715	26	9	54,237	そ の 他	
3,932	507,348	37,107,898	73,141	127	33	567,153	小 計	
2,766	398,092	5,982,553	15,028	3	—	6,401	専 用 住 宅	
—	72,953	837,152	11,475	—	—	—	住 宅 部 分	
—	51,673	1,464,603	28,344	—	—	—	非 住 宅 部 分	
409	124,626	2,301,755	18,469	—	—	—	小 計	
399	107,654	3,227,664	29,982	—	—	—	そ の 他	
3,574	630,372	11,511,972	18,262	3	—	6,401	小 計	非 木 造
7,506	1,137,720	48,619,870	42,734	130	33	573,554	計	
488	41,044	3,759,982	91,609	10	2	31,584	専 用 住 宅	
—	15,640	1,631,572	104,320	—	—	5,040	住 宅 部 分	
—	3,546	374,666	105,659	—	—	4,330	非 住 宅 部 分	
26	19,186	2,006,238	104,568	2	—	9,370	小 計	
849	409,164	32,913,275	80,440	29	14	61,767	そ の 他	
1,363	469,394	38,679,495	82,403	41	16	102,721	小 計	
943	142,181	8,166,070	57,434	2	2	5,875	専 用 住 宅	
—	45,951	2,040,635	44,409	—	—	—	住 宅 部 分	
—	38,999	1,400,892	35,921	—	—	—	非 住 宅 部 分	
124	84,950	3,441,527	40,512	—	—	—	小 計	非 木 造
1,294	465,800	21,074,298	45,243	1	—	126,306	計	
2,361	692,931	32,681,895	47,165	3	2	132,181	専 用 住 宅	
3,724	1,162,325	71,361,390	61,395	44	18	234,902	住 宅 部 分	
11,230	2,300,045	119,981,260	52,165	174	51	808,456	非 住 宅 部 分	
							小 計	
							計	
							① + ②	
							③	
							④	

課 税 標 準 ⑧			減 免 等 さ れ る 前 の 税 額 ⑨	法第73条の2第6項、法第73条の27の2から法第73条の27の4まで及び法附則第11条の4の規定により減免等をしたもの ⑩		法第73条の31の規定、他法の規定により減免等をしたもの ⑪		調 定 額 ⑨－⑩－⑪	区 分	種 類
価格 ③－⑥－⑦	左 の 内 訳			件数	金 額	件数	金 額			
	住宅部分	住宅以外 の 部 分								
千円	千円	千円	千円		千円		千円	千円		
11,651,714	11,651,714	－	349,415	1	1	114	8,083	341,331	専 用 住 宅	木 造
847,730	847,730	－	25,428	－	198	－	56	25,174	住 宅 部 分	
607,692	－	607,692	24,300	－	23	－	118	24,159	非 住 宅 部 分	
1,455,422	847,730	607,692	49,728	1	221	4	174	49,333	小 計	
4,424,885	－	4,424,885	176,796	8	916	43	9,427	166,453	そ の 他	
17,532,021	12,499,444	5,032,577	575,939	10	1,138	161	17,684	557,117	小 計	
5,948,359	5,948,359	－	178,283	－	－	2	56	178,227	専 用 住 宅	
755,953	755,953	－	22,659	－	－	－	－	22,659	住 宅 部 分	
1,464,603	－	1,464,603	58,559	－	－	－	－	58,559	非 住 宅 部 分	
2,220,556	755,953	1,464,603	81,218	－	－	－	－	81,218	小 計	
3,227,663	－	3,227,663	129,082	－	－	32	5,112	123,970	そ の 他	非 木 造
11,396,578	6,704,312	4,692,266	388,583	－	－	34	5,168	383,415	小 計	
28,928,599	19,203,756	9,724,843	964,522	10	1,138	195	22,852	940,532	計	
1,957,019	1,957,019	－	58,695	－	－	10	858	57,837	専 用 住 宅	
627,133	627,133	－	18,813	－	－	－	806	18,007	住 宅 部 分	
370,336	－	370,336	14,812	－	333	－	103	14,376	非 住 宅 部 分	
997,469	627,133	370,336	33,625	1	333	2	909	32,383	小 計	
32,851,472	－	32,851,472	1,313,926	17	9,412	62	295,135	1,009,379	そ の 他	
35,805,960	2,584,152	33,221,808	1,406,246	18	9,745	74	296,902	1,099,599	小 計	
7,018,145	7,018,145	－	210,435	－	－	1	11	210,424	専 用 住 宅	
1,977,666	1,977,666	－	59,323	－	－	－	－	59,323	住 宅 部 分	
1,400,756	－	1,400,756	56,023	－	－	－	－	56,023	非 住 宅 部 分	
3,378,422	1,977,666	1,400,756	115,346	－	－	－	－	115,346	小 計	
20,947,991	－	20,947,991	837,846	－	－	10	83,958	753,888	そ の 他	非 木 造
31,344,558	8,995,811	22,348,747	1,163,627	－	－	11	83,969	1,079,658	小 計	
67,150,518	11,579,963	55,570,555	2,569,873	18	9,745	85	380,871	2,179,257	計	
96,079,117	30,783,719	65,295,398	3,534,395	28	10,883	280	403,723	3,119,789	計	
									合 計	
									①＋②	

(4) 土地に関する調

区 分 種 類	価額の全額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの ①			※ 特例適用前 の 価 格 千円	法第73条の14第6項から第10項まで並びに法附則第11条等の課税標準の特例に該当し、全額控除されたもの ②		
	件 数	面 積 ㎡	価 格 千円		件 数	面 積 ㎡	価 格 千円
住 宅 用 宅 地	832	69,297	43,094	83,362	17	3,268	29,118
上記以外の宅地	－	－	－	－	－	－	－
農 地	782	465,980	39,177	45,130	40	57,718	7,696
山 林	331	421,065	14,283	20,492	－	－	－
そ の 他	337	268,799	11,322	16,872	－	－	－
計	2,282	1,225,141	107,876	165,856	57	60,986	36,814

※…法附則第11条の5第1項の適用前の額（固定資産税評価額）

区 分 種 類	課税標準の特例を適用した後の額が法第73条の15の2に規定する免税点に満たないもの ⑤			課税標準額 ③－④－⑤ ⑥ 千円	減免等される前の 税額 ⑦ 千円	法第73条の24の規定の適用により全額減額されるもの ⑧	
	件 数	面 積 ㎡	価 格 千円			件 数	減額した額 千円
住 宅 用 宅 地	－	－	－	48,293,657	1,448,240	3,026	180,494
上記以外の宅地	－	－	－	192,125	5,763	－	－
農 地	143	193,752	10,428	6,434,865	192,895	156	10,799
山 林	1	2,218	97	774,826	23,221	12	465
そ の 他	1	1,678	68	6,052,823	181,524	81	4,454
計	145	197,648	10,593	61,748,296	1,851,643	3,275	196,212

※ 特例適用前 の価額 千円	法第73条の3から第73条の7まで及び 法附則第10条並びに①②に該当する以 外のもの ③			※ 特例適用前 の価額 千円	法第73条の14第6項から 第10項まで並びに法附則 第11条等の課税標準の特 例に該当したもので②以 外のもの ④		区 分 種 類
	件 数	面 積 m ²	価 格 千円		件 数	控 除 額 千円	
58,236	13,280	5,315,589	48,334,449	96,721,762	13	40,792	住 宅 用 宅 地
－	10	28,014	192,125	384,250	－	－	上記以外の宅地
8,812	2,809	6,585,364	6,566,277	13,680,662	747	120,984	農 地
－	405	8,657,064	774,972	1,420,421	1	49	山 林
－	1,109	3,203,818	6,054,256	11,711,995	7	1,365	そ の 他
67,048	17,613	23,789,849	61,922,079	123,919,090	768	163,190	計

法第73条の24の規 定に該当したも の⑧以外のもの ⑨		⑦のうち、法第73 条の25の規定の適 用により徴収猶予 をしているもの		法第73条の27の2か ら法第73条の27の6 まで並びに法附則第 11条の4、第12条の 規定により減額、納 税義務の免除をした もの⑩		法第73条の31、そ の他の規定により 減免等をしたもの ⑪		調定額 ⑦－⑧－⑨ －⑩－⑪ 千円	区 分 種 類
件数	減額した額 千円	件数	徴収猶予額 千円	件数	減額等した額 千円	件数	減免等した額 千円		
1,216	94,117	27	7,468	4	414	47	10,653	1,162,562	住 宅 用 宅 地
－	－	－	－	－	－	2	386	5,377	上記以外の宅地
157	12,084	2	152	23	313	10	621	169,078	農 地
14	687	－	－	－	－	3	675	21,394	山 林
50	4,692	－	－	4	958	6	840	170,580	そ の 他
1,437	111,580	29	7,620	31	1,685	68	13,175	1,528,991	計

11 県 た ば こ 税

県たばこ税の月別調定状況調

(単位：本、円)

区 分 月 別	平 成 24 年 度		平 成 23 年 度	比 較	対 前 年 比
	売 渡 本 数 (A)	税 額	売 渡 本 数 (B)	(A) - (B)	(A) / (B) %
平成24年 4 月	290,017,831	426,852,025	306,850,754	△ 16,832,923	94.51
5 月	282,100,428	415,162,686	192,563,321	89,537,107	146.50
6 月	302,501,779	445,043,753	294,707,818	7,793,961	102.64
7 月	295,269,988	434,064,103	315,249,253	△ 19,979,265	93.66
8 月	305,763,405	449,784,532	369,337,504	△ 63,574,099	82.79
9 月	320,245,418	471,128,345	324,406,778	△ 4,161,360	98.72
10月	282,919,620	415,971,436	300,095,478	△ 17,175,858	94.28
11月	299,227,579	439,832,383	289,699,200	9,528,379	103.29
12月	282,483,224	415,461,162	289,141,544	△ 6,658,320	97.70
平成25年 1 月	300,091,825	441,314,269	319,265,178	△ 19,173,353	93.99
2 月	253,480,158	372,884,255	257,424,786	△ 3,944,628	98.47
3 月	249,214,761	366,522,824	268,238,795	△ 19,024,034	92.91
計	3,463,316,016	5,094,021,773	3,526,980,409	△ 63,664,393	98.19

(注) たばこの売渡本数は課税免除、返還控除分にかかる本数を除いたものである。

12 ゴ ル フ 場 利 用 税

(1) ゴルフ場利用税の調定状況調

(単位：人、千円)

区 分	施設数	利用人員 ①	非 課 税 利 用 人 員					差引利用 人員①－ (②＋③ ＋④＋⑤ ＋⑥)	調定額
			75条の2 第1号に 該当する 者(18歳 未満の者) ②	75条の2 第2号に 該当する 者(70歳 以上の者) ③	75条の2 第3号に 該当する 者(障害 者) ④	75条の3 第1号に 該当する 者(国体 参加選手) ⑤	75条の3 第2号に 該当する 者(学校 の学生等) ⑥		
18ホールを超えるもの	11	385,825	1,474	49,003	1,251	19	216	333,862	233,361
18ホール	32	673,470	2,354	73,845	1,823	43	78	595,327	330,956
18ホール未満 9ホールを超えるもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9ホール	3	26,027	195	1,336	189	0	0	24,307	9,723
計	46	1,085,322	4,023	124,184	3,263	62	294	953,496	574,040

(2) ゴルフ場利用税交付金の交付額調 (市町村別)

(単位：円)

市 町 村	交付額合計	市 町 村	交付額合計
県 計	401,611,676	魚 沼 市	6,122,830
市 計	335,666,064	胎 内 市	41,007,702
郡 計	65,945,612	聖 籠 町	17,494,884
		田 上 町	19,238,205
新 潟 市	22,986,215	阿 賀 町	14,442,698
長 岡 市	33,710,005	出 雲 崎 町	11,403,700
三 条 市	18,200,420	湯 沢 町	3,366,125
柏 崎 市	27,598,410		
新 発 田 市	75,170,317		
小 千 谷 市	9,085,300		
十 日 町 市	13,795,670		
村 上 市	2,636,060		
糸 魚 川 市	10,316,810		
妙 高 市	22,517,699		
上 越 市	26,262,956		
阿 賀 野 市	24,147,550		
佐 渡 市	2,108,120		

13 特 別 地 方 消 費 税

特別地方消費税交付金の交付額調

(単位：円)

市	町	村	交	付	額
	新	潟	市		151,000
		計			151,000

14 自 動

自動車税の車種別課税状況調

[illegible]

車 税

⑩のうち ⑦に係る 調 定 額	年 度 末 現在登録 台 数	年 度 末 現在非課 税 台 数	年 度 末 現在課税 免除台数	年 度 末 現在減免 台 数	⑭、⑮の うち 身体障害 者等に係 るもの	年 度 末 現在課税 台 数	⑰のうち 天然ガス を動力源 とする自 動車の台 数	⑰のうち メタノー ルを動力 源とする 自動車の 台 数	年 度 末 現在調定額	区 分			
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳				
千円	台	台	台	台	台	台	台	台	千円				
－	4	－	－	－	－	2	－	－	15	1,000cc以下	営 業 用	乗 車	
－	131	－	－	－	－	131	－	－	1,101	1,000cc超 1,500cc以下			
－	2,912	－	－	－	－	2,911	－	－	27,668	1,500cc超 2,000cc以下			
－	46	－	－	－	－	46	－	－	662	2,000cc超 2,500cc以下			
－	226	－	－	－	－	226	－	－	3,707	2,500cc超 3,000cc以下			
－	6	－	－	－	－	6	－	－	102	3,000cc超 3,500cc以下			
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,500cc超 4,000cc以下			
－	4	－	－	－	－	4	－	－	95	4,000cc超 4,500cc以下			
－	2	－	－	－	－	2	－	－	54	4,500cc超 6,000cc以下			
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6,000cc超			
－	3,331	－	－	－	－	3,328	－	－	33,404	小 計	自 家 用	乗 車	
－	31,578	36	535	525	525	30,080	－	－	886,554	1,000cc以下			
24	348,942	549	6,622	6,480	6,480	338,807	－	－	11,454,783	1,000cc超 1,500cc以下			
58	252,253	1,042	4,227	4,048	4,048	241,332	19	－	9,495,433	1,500cc超 2,000cc以下			
35	108,020	247	1,910	1,857	1,857	103,626	－	－	4,699,235	2,000cc超 2,500cc以下			
75	31,787	211	613	539	539	29,478	1	－	1,565,560	2,500cc超 3,000cc以下			
－	14,973	22	296	289	289	14,350	－	－	842,067	3,000cc超 3,500cc以下			
－	4,409	5	78	75	75	3,811	－	－	264,110	3,500cc超 4,000cc以下			
－	3,468	4	47	47	47	3,218	－	－	249,502	4,000cc超 4,500cc以下			
－	2,736	2	33	33	33	2,478	－	－	219,208	4,500cc超 6,000cc以下			
－	97	－	3	3	3	87	－	－	9,824	6,000cc超			
192	798,263	2,118	14,364	13,896	13,896	767,267	20	－	29,686,276	小 計	営 業 用	ト ラ ッ ク	
192	801,594	2,118	14,364	13,896	13,896	770,595	20	－	29,719,680	計 A			
－	297	－	－	－	－	296	－	－	1,952	1 トン以下			
－	2,576	－	－	－	－	2,574	31	－	24,065	1 トン超 2 トン以下			
－	2,432	－	－	－	－	2,430	83	－	30,000	2 トン超 3 トン以下			
－	2,779	－	－	－	－	2,777	25	－	43,320	3 トン超 4 トン以下			
－	233	－	－	－	－	232	－	－	4,537	4 トン超 5 トン以下			
－	150	－	－	－	－	150	－	－	3,461	5 トン超 6 トン以下			

区 分			賦課期日 現在登録 台 数	賦課期日 現在台数	②のうち 非 課 税 台 数	②のうち 課税免除 台 数	②のうち 減免台数	差引課税 台 数 ② - (③ +④+⑤)	⑥のうち 積雪によ る軽減税 率の適用 を受けた も の	⑥のうち グリーン 化による 軽減の適 用を受け た も の	⑥のうち グリーン 化による 重課の適 用を受け た も の	賦 課 期 日 現在調定額	
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
ト ラ ッ ク	けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除く	営業用	6 トン超 7 トン以下	台 335	台 334	台 －	台 －	台 －	台 334	台 －	台 －	台 145	千円 8,880
			7 トン超 8 トン以下	315	314	－	－	－	314	－	－	129	9,637
			8 トン超	6,715	6,709	1	－	－	6,708	－	－	1,884	352,831
		自家用	1 トン以下	13,997	13,593	65	15	8	13,505	－	20	6,348	113,038
			1 トン超 2 トン以下	34,249	33,318	271	33	15	32,999	－	－	20,717	402,277
			2 トン超 3 トン以下	8,218	7,992	27	1	－	7,964	－	－	4,276	134,266
			3 トン超 4 トン以下	6,900	6,765	38	1	－	6,726	－	－	3,422	144,727
			4 トン超 5 トン以下	591	583	2	－	－	581	－	－	308	15,586
			5 トン超 6 トン以下	264	260	1	－	－	259	－	－	138	8,184
			6 トン超 7 トン以下	438	434	4	－	－	430	－	－	231	15,859
			7 トン超 8 トン以下	466	458	4	－	－	454	－	－	238	19,339
		8 トン超	2,822	2,753	2	1	1	2,749	－	－	1,903	159,320	
		小 計		83,842	82,037	415	51	24	81,547	－	20	42,695	1,492,398
		けん引車	営業用	小 型 車	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	普 通 車			2,026	2,023	7	－	－	2,016	－	－	540	31,252
	自家用		小 型 車	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			普 通 車	106	103	－	－	－	103	－	－	55	2,232
	小 計		2,132	2,126	7	－	－	2,119	－	－	595	33,484	
	被けん引車	営業用	小 型 車	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			普 通 車 (8 t 以下)	33	32	－	－	－	32	－	－	－	240
			普 通 車 (8 t 超)	2,366	2,363	－	－	－	2,363	－	－	－	152,516
		自家用	小 型 車	3	1	－	－	－	1	－	－	－	5
			普 通 車 (8 t 以下)	25	22	1	－	－	21	－	－	－	214
			普 通 車 (8 t 超)	107	99	－	－	－	99	－	－	－	9,675
		小 計		2,534	2,517	1	－	－	2,516	－	－	－	162,650
	貨客兼用車	営業用	1,000cc以下	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			1,000cc超 1,500cc以下	35	34	－	－	－	34	－	－	7	388
			1,500cc超	282	279	－	－	－	279	－	－	92	3,751

⑩のうち ⑦に係る 調 定 額	年 度 末 現在登録 台 数	年 度 末 現在非課 税 台 数	年 度 末 現在課税 免除台数	年 度 末 現在減免 台 数	⑭、⑮の うち 身体障害 者等に係 るもの	年 度 末 現在課税 台 数	⑰のうち 天然ガス を動力源 とする自 動車の台 数	⑰のうち メタノー ルを動力 源とする 自動車の 台 数	年 度 末 現在調定額	区 分			
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳				
千円	台	台	台	台	台	台	台	台	千円			けん引車・被けん引車・貨客兼用車を除く	ト <

区 分				賦課期日 現在登録 台 数	賦課期日 現在台数	②のうち 非 課 税 台 数	②のうち 課税免除 台 数	②のうち 減免台数	差引課税 台 数 ②－(③ +④+⑤)	⑥のうち 積雪によ る軽減税 率の適用 を受けた も	⑥のうち グリーン 化による 軽減の適 用を受けた も の	⑥のうち グリーン 化による 重課の適 用を受けた も の	賦 課 期 日 現在調定額
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
ト ラ ッ ク	貨 客 兼 用 車	自 家 用	1,000cc以下	台 9	台 5	台 －	台 －	台 －	台 5	台 －	台 －	台 3	千円 70
			1,000cc超 1,500cc以下	20,267	20,099	502	117	30	19,450	－	292	1,611	278,317
			1,500cc超	35,880	35,063	806	169	58	34,030	－	522	12,145	569,547
		小 計	56,473	55,480	1,308	286	88	53,798	－	814	13,858	852,073	
	計 B			144,981	142,160	1,731	337	112	139,980	－	834	57,148	2,540,605
パ ス タ ー	業 用	一 般 乗 合 用	30人以下	34	34	－	－	－	34	－	－	－	408
			30人超40人以下	74	74	－	－	－	74	－	－	－	1,073
			40人超50人以下	88	88	－	－	－	88	－	－	－	1,540
			50人超60人以下	164	164	－	－	－	164	－	－	－	3,280
			60人超70人以下	241	241	－	－	－	241	－	－	－	5,422
			70人超80人以下	510	510	－	－	－	510	－	－	－	13,005
			80人超	138	138	－	－	－	138	－	－	－	4,002
			小 計	1,249	1,249	－	－	－	1,249	－	－	－	28,730
	業 用 以 外	一 般 乗 合 用 以 外	30人以下	391	391	－	－	－	391	－	－	222	10,938
			30人超40人以下	29	29	－	－	－	29	－	－	19	989
			40人超50人以下	99	99	－	－	－	99	－	－	70	4,028
			50人超60人以下	359	359	－	－	－	359	－	－	210	16,720
			60人超70人以下	36	36	－	－	－	36	－	－	23	1,933
			70人超80人以下	15	15	－	－	－	15	－	－	15	941
			80人超	7	7	－	－	－	7	－	－	7	493
			小 計	936	936	－	－	－	936	－	－	566	36,042
ス ポ ー ツ 車	自 家 用	30人以下	3,726	3,684	492	137	－	3,055	－	－	1,650	103,803	
		30人超40人以下	213	212	61	12	－	139	－	－	67	3,981	
		40人超50人以下	189	186	58	6	－	122	－	－	98	6,296	
		50人超60人以下	126	124	58	13	－	53	－	－	35	3,069	
		60人超70人以下	17	14	8	－	－	6	－	－	2	406	
		70人超80人以下	30	29	15	1	－	13	－	－	5	921	
		80人超	14	12	2	－	－	10	－	－	7	668	
		小 計	4,315	4,261	694	169	－	3,398	－	－	1,864	119,144	
計 C			6,500	6,446	694	169	－	5,583	－	－	2,430	183,916	

⑩のうち ⑦に係る 調 定 額	年 度 末 現在登録 台 数	年 度 末 現在非課 税 台 数	年 度 末 現在課税 免除台数	年 度 末 現在減免 台 数	⑭、⑮の うち 身体障害 者等に係 るもの	年 度 末 現在課税 台 数	⑰のうち 天然ガス を動力源 とする自 動車の台 数	⑰のうち メタノー ルを動力 源とする 自動車の 台 数	年 度 末 現在調定額	区 分			
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳				
千円	台	台	台	台	台	台	台	台	千円				
－	10	－	－	－	－	6	－	－	84	1,000cc以下	自 家 用	貨 客 兼 用 車	ト ラ ッ ク
－	19,882	474	128	30	30	19,082	24	－	273,050	1,000cc超 1,500cc以下			
－	34,577	786	172	60	60	32,708	20	－	551,732	1,500cc超			
－	54,780	1,260	300	90	90	52,102	44	－	828,915	小 計			
－	142,013	1,669	348	112	112	137,041	196	－	2,500,397	計 B			
－	35	－	－	－	－	35	－	－	420	30人以下	一 般 乗 合 用	業 用	パ
－	80	1	－	－	－	79	－	－	1,146	30人超40人以下			
－	85	－	－	－	－	85	3	－	1,488	40人超50人以下			
－	167	－	－	－	－	167	－	－	3,340	50人超60人以下			
－	238	－	－	－	－	238	－	－	5,355	60人超70人以下			
－	502	－	－	－	－	502	－	－	12,801	70人超80人以下			
－	135	－	－	－	－	135	－	－	3,915	80人超			
－	1,242	1	－	－	－	1,241	3	－	28,465	小 計			
－	384	－	－	－	－	384	－	－	10,761	30人以下	一 般 乗 合 用 以 外	業 用	ス
－	30	－	－	－	－	30	－	－	1,018	30人超40人以下			
－	94	－	－	－	－	94	－	－	3,830	40人超50人以下			
－	356	－	－	－	－	356	－	－	16,531	50人超60人以下			
－	37	－	－	－	－	37	－	－	1,989	60人超70人以下			
－	12	－	－	－	－	12	－	－	752	70人超80人以下			
－	5	－	－	－	－	5	－	－	352	80人超			
－	918	－	－	－	－	918	－	－	35,233	小 計			
－	3,663	500	137	－	－	2,983	－	－	101,289	30人以下	自 家 用		
－	217	59	12	－	－	145	－	－	4,169	30人超40人以下			
－	181	56	6	－	－	114	－	－	5,924	40人超50人以下			
－	123	57	13	－	－	52	－	－	3,012	50人超60人以下			
－	16	7	2	－	－	6	－	－	406	60人超70人以下			
－	28	12	1	－	－	14	－	－	1,003	70人超80人以下			
－	11	2	－	－	－	9	－	－	576	80人超			
－	4,239	693	171	－	－	3,323	－	－	116,379	小 計			
－	6,399	694	171	－	－	5,482	3	－	180,077	計 C			

区 分		賦課期日 現在登録 台 数	賦課期日 現在台数	②のうち 非 課 税 台 数	②のうち 課税免除 台 数	②のうち 減免台数	差引課税 台 数 ② - (③ +④+⑤)	⑥のうち 積雪によ る軽減税 率の適用 を受けた も の	⑥のうち グリーン 化による 軽減の適 用を受け た も の	⑥のうち グリーン 化による 重課の適 用を受け た も の	賦 課 期 日 現在調定額
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
三輪の小型 自 動 車	営 業 用	台	台	台	台	台	台	台	台	台	千円
	自 家 用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計 D	27	9	-	-	-	9	-	-	5	55
特種用途車	営 業 用	27	9	-	-	-	9	-	-	5	55
	自 家 用	5,131	5,198	7	75	75	5,041	-	10	1,350	138,758
	計 E	21,038	22,866	3,366	2,837	2,411	14,252	-	31	6,623	350,645
合 計 A + B + C + D + E		26,169	28,064	3,373	2,912	2,486	19,293	-	41	7,973	489,403
		983,936	983,061	7,908	17,810	16,349	940,994	6	33,743	167,429	33,190,365

⑩のうち ⑦に係る 調 定 額	年 度 末 現在登録 台 数	年 度 末 現在非課 税 台 数	年 度 末 現在課税 免除台数	年 度 末 現在減免 台 数	⑭、⑮の うち 身体障害 者等に係 るもの	年 度 末 現在課税 台 数	⑰のうち 天然ガス を動力源 とする自 動車の台 数	⑰のうち メタノー ルを動力 源とする 自動車の 台 数	年 度 末 現在調定額	区 分	
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳		
千円	台	台	台	台	台	台	台	台	千円		
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	営 業 用	三輪の小型 自 動 車
－	11	－	－	－	－	5	－	－	33	自 家 用	
－	11	－	－	－	－	5	－	－	33	計 D	
－	5,124	2	80	80	80	5,023	6	－	138,897	営 業 用	特種用途車
－	20,871	3,325	2,961	2,525	2,525	14,017	20	－	341,117	自 家 用	
－	25,995	3,327	3,041	2,605	2,605	19,040	26	－	480,014	計 E	
192	976,012	7,808	17,924	16,613	16,613	932,163	245	－	32,880,201	合 計 A + B + C + D + E	

15 鉱 区 税

鉱区税の調定状況調

区 分		課 税 対 象 鉱 区		非 課 税 鉱 区		総 鉱 区		調 定 額
		件数	面積又は延長	件数	面積又は延長	件数	面積又は延長	
い砂 鉱業権の 鉱区	試掘 鉱区	百a、千m		百a、千m		百a、千m		千円
		石油又は天然ガス 以外	5 855	—	—	2 210	171	
	石油又は天然ガス 区	66 17,487	—	—	58 15,396	1,592		
	採掘 鉱区	石油又は天然ガス 以外	52 10,791	1 307	51 10,733	4,308		
		石油又は天然ガス 区	775 163,541	9 1,053	775 163,293	43,456		
	権と砂 の鉱を 区鉱を 業目的	法第180条第1項第 2号に規定する鉱区	1 3	—	—	1 3	1	
法附則第13条の規定 の適用を受ける鉱区		11 20	—	—	11 20	12		
計								49,540

(注) 1 課税対象鉱区は、年度内に課税したもので、年度末までに納税義務が消滅したものを含む。

2 総鉱区は、年度末（平成25年3月31日）時点で鉱業権が存続しているもの。

16 狩 猟 税

狩猟税の調定状況調

(単位：円)

区 分	登 録 件 数				税 額
	網 ・ わ な	1 種	2 種	計	
税 率 16,500円該当	—	1,930	—	1,930	31,845,000
1／2特例 8,200円該当	—	29	—	29	237,800
税 率 11,000円該当	—	150	—	150	1,650,000
1／2特例 5,500円該当	—	4	—	4	22,000
税 率 8,200円該当	498	—	—	498	4,083,600
1／2特例 4,100円該当	10	—	—	10	41,000
税 率 5,500円該当	53	—	30	83	456,500
1／2特例 2,700円該当	2	—	0	2	5,400
合 計	563	2,113	30	2,706	38,341,300

17 県 固 定

(1) 大規模の償却資産に係る固定資産税の算出根拠

所 在 市町村	資産区分	平成24年度大規模償却資産に係る		平成23年度 基 準 財 政 需 要 額 (B)	基準財政需要 額等の増等 (B)×160/100 ～220/100 (C)	平成23年度 基 準 財 政 収 入 額 (D)	(D)に算入さ れた大規模 の償却資産 に係る税収 入 見 込 額 (E)	法第349条の4第1項 又は第349条の5第1 項の規定によって市 町村が課税できる額	
		決 定 価 格	課税標準額 (A)					人 口	課税定額 (F)
刈羽村	在 来	646,925,033	646,925,033	—	—	—	—	4,800	500,000,000
刈羽村	在 来	108,348,240,593	107,232,006,637	—	—	—	—	4,800	500,000,000
	在 来 計	108,995,165,626	107,878,931,670	1,511,893,000	2,419,028,800	2,263,187,000	1,246,769,300	4,800	1,000,000,000
刈羽村	第3次 (第6適用)	652,838,006	652,838,006	1,511,893,000	2,721,407,400	2,263,187,000	1,246,769,300	4,800	500,000,000
	第3次計	652,838,006	652,838,006	1,511,893,000	2,721,407,400	2,263,187,000	1,246,769,300	4,800	500,000,000
刈羽村	第1次 (第1適用)	959,475,977	959,475,977	1,511,893,000	3,326,164,600	2,263,187,000	1,246,769,300	4,800	500,000,000
	第1次計	959,475,977	959,475,977	1,511,893,000	3,326,164,600	2,263,187,000	1,246,769,300	4,800	500,000,000
	計	110,607,479,609	109,491,245,653						2,000,000,000

(注) 資産区分 第1次(第2適用)、第2次、第3次(第5適用)なし

(計算根拠)

	(C)欄 (法349の5Ⅱ)	(G)欄 (法施行規則15の2Ⅰ⑤中)
在 来	(B)×160/100	(500,000,000×3)×1.4/100×75/100
第 3 次	(B)×180/100	(500,000,000×1+M欄の在来分)×1.4/100×75/100
第 1 次	(B)×220/100	(500,000,000×1+M欄の在来分)×1.4/100×75/100

(E)欄 平成23年度の(M)欄の計×1.4/100×75/100

(2) 固定資産税(大規模償却資産)の課税状況

(単位:円)

県 税 部	調 定 額	収 入 額	収 入 率	課 税 標 準 額 の 内 訳		
				所在市町村	課税標準額	内 訳
長 岡	円	円	%	刈羽村	109,491,245,653	県分 0 村分 109,491,245,653

資 産 税

(単位：円、人)

$\frac{\{(F) \text{又は}\} \{(F)+(L)\}}{\times 1.4 / 100 \times 75 / 100}$ (G)	基 準 財 政 収 入 見 込 額 (D) - (E) + (G) (H)	基 準 財 政 収 入 見 込 額 不 足 分 (C) - (H) (I)	(I) に 係 る 課 税 標 準 額 $(I) \times 100 / 75 \times 100 / 1.4$ (J)	(A) - (F) (K)	市町村が課税 定 額 を 増 額 し て 課 税 で き る 額 (L)	市町村が課税 で き る 額 (課税標準額) (F) + (L) (M)	道府県が課税 で き る 額 (課税標準額) (A) - (M) (N)	税 額
-	-	-	-	-	-	646,925,033	-	-
-	-	-	-	-	-	107,232,006,637	-	-
21,000,000	1,037,417,700	1,381,611,100	131,582,009,523	106,878,931,670	106,878,931,670	107,878,931,670	-	-
1,137,978,783	2,154,396,483	567,010,917	54,001,039,758	152,838,006	152,838,006	652,838,006	-	-
1,137,978,783	2,154,396,483	1,171,768,117	111,596,963,568	459,475,977	459,475,977	959,475,977	-	-
				107,491,245,653	107,491,245,653	109,491,245,653	-	-

18 自 動 車 取 得 税

(1) 自動車取得税の調定状況調（新車）

区 分				新 規 登 録、新規 検査又は 届出台数 ①	非 課 税、 課税免除 及び免税 点以下台 数 ②	②のうち 身体障害 者等に係 る減免台 数	課税台数 ① - ② ③	取得価額 ④	バリア フリー 特例に 係る控 除額⑤	A S V 特例に 係る控 除額 ⑥	課税標準額 ④- (⑤+⑥) ⑦	税 額	
自 動 車	乗 用 車	普 通 車	営 業 用	38	28	－	10	千円 29,981	－	－	千円 29,981	千円 899	
			自 家 用	20,634	6,830	201	13,804	36,447,443	－	－	36,447,443	1,270,170	
			計	20,672	6,858	201	13,814	36,477,424	－	－	36,477,424	1,271,069	
		小 型 車	営 業 用	201	4	－	197	342,099	4,000	－	338,099	10,020	
			自 家 用	31,337	9,532	417	21,805	32,811,444	－	－	32,811,444	1,103,745	
			計	31,538	9,536	417	22,002	33,153,543	4,000	－	33,149,543	1,113,765	
		計	営 業 用	239	32	－	207	372,080	4,000	－	368,080	10,919	
			自 家 用	51,971	16,362	618	35,609	69,258,887	－	－	69,258,887	2,373,915	
			計	52,210	16,394	618	35,816	69,630,967	4,000	－	69,626,967	2,384,834	
		ト ラ ッ ク	けん引車・被 けん引車・貨 客兼用車を 除いたもの	営 業 用	781	8	－	773	8,012,823	－	10,500	8,002,323	131,299
			自 家 用	2,887	37	－	2,850	12,110,413	－	－	12,110,413	390,858	
			計	3,668	45	－	3,623	20,123,236	－	10,500	20,112,736	522,157	
			けん引車	営 業 用	102	－	－	102	1,458,696	－	31,500	1,427,196	27,823
			自 家 用	4	－	－	4	63,959	－	－	63,959	2,468	
			計	106	－	－	106	1,522,655	－	31,500	1,491,155	30,291	
			被けん引車	営 業 用	62	－	－	62	277,655	－	－	277,655	8,330
			自 家 用	2	－	－	2	13,000	－	－	13,000	650	
			計	64	－	－	64	290,655	－	－	290,655	8,980	
			貨客兼用車	営 業 用	40	－	－	40	97,357	－	－	97,357	2,682
			自 家 用	3,534	120	6	3,414	6,308,443	－	－	6,308,443	264,208	
			計	3,574	120	6	3,454	6,405,800	－	－	6,405,800	266,890	
		バ ス	計	営 業 用	985	8	－	977	9,846,531	－	42,000	9,804,531	170,134
				自 家 用	6,427	157	6	6,270	18,495,815	－	－	18,495,815	658,184
				計	7,412	165	6	7,247	28,342,346	－	42,000	28,300,346	828,318
	一 般 乗 合 用		一般乗合用	20	7	－	13	252,264	70,000	－	182,264	2,478	
			一般乗合用以外	23	12	－	11	191,889	－	－	191,889	3,692	
			計	161	31	－	130	731,722	－	－	731,722	30,787	
	自 家 用		計	204	50	－	154	1,175,875	70,000	－	1,105,875	36,957	
			三 輪 の 自 動 車	営 業 用	－	－	－	－	－	－	－	－	－
				自 家 用	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計			－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	特 種 用 途 車		計	営 業 用	306	5	－	301	2,922,554	－	28,000	2,894,554	51,208
				自 家 用	1,160	454	246	706	3,824,472	－	－	3,824,472	147,038
		計		1,466	459	246	1,007	6,747,026	－	28,000	6,719,026	198,246	
		計	営 業 用	1,573	64	－	1,509	13,585,318	74,000	70,000	13,441,318	238,431	
			自 家 用	59,719	17,004	870	42,715	92,310,896	－	－	92,310,896	3,209,924	
計			61,292	17,068	870	44,224	105,896,214	74,000	70,000	105,752,214	3,448,355		
軽 自 動 車	四 輪 乗 用 車	営 業 用	13	－	－	13	19,762	－	－	19,762	118		
		自 家 用	45,460	16,884	194	28,576	32,776,043	－	－	32,776,043	521,237		
		計	45,473	16,884	194	28,589	32,795,805	－	－	32,795,805	521,355		
	四 輪 ト ラ ッ ク	営 業 用	446	6	－	440	427,024	－	－	427,024	12,717		
		自 家 用	10,765	127	20	10,638	9,343,727	－	－	9,343,727	269,114		
		計	11,211	133	20	11,078	9,770,751	－	－	9,770,751	281,831		
	三 輪 車	営 業 用	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
		自 家 用	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
		計	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
	計	営 業 用	459	6	－	453	446,786	－	－	446,786	12,835		
		自 家 用	56,225	17,011	214	39,214	42,119,770	－	－	42,119,770	790,351		
		計	56,684	17,017	214	39,667	42,566,556	－	－	42,566,556	803,186		
合 計		営 業 用	2,032	70	－	1,962	14,032,104	74,000	70,000	13,888,104	251,266		
		自 家 用	115,944	34,015	1,084	81,929	134,430,666	－	－	134,430,666	4,000,275		
		計	117,976	34,085	1,084	83,891	148,462,770	74,000	70,000	148,318,770	4,251,541		

(2) 自動車取得税の調定状況調 (中古車)

区 分				新規登録、 新検査届 又は届出 台数 ①	移転登 録台数 ②	自動車検 査証(軽自 動車届出 済証)の記 入に係る もの ③	計①+ ②+③ ④	非課税、 課税免 除及び 免税点 以下 台数 ⑤	⑤のうち 身体障 害等に 係る減 免 台数 ⑥	課税台 数 ④-⑤ ⑥	取得価額 ⑦	低燃費車 特例に係 る控除額 ⑧	課 税 準 ⑦ - ⑧ ⑨	税 額 ⑩
自動車	乗 用 車	普 通 車	営 業 用	17	22	21	60	57	-	3	千円 3,761	千円 -	千円 3,761	千円 113
			自 家 計	5,871	25,803	5,027	36,701	32,536	59	4,165	4,401,274	507,450	3,893,824	194,950
			計	5,888	25,825	5,048	36,761	32,593	59	4,168	4,405,035	507,450	3,897,585	195,063
		小 型 車	営 業 用	22	144	48	214	212	-	2	1,038	-	1,038	31
			自 家 計	7,498	34,663	8,072	50,233	47,980	36	2,253	1,651,537	251,400	1,400,137	70,086
			計	7,520	34,807	8,120	50,447	48,192	36	2,255	1,652,575	251,400	1,401,175	70,117
		計	営 業 用	39	166	69	274	269	-	5	4,799	-	4,799	144
			自 家 計	13,369	60,466	13,099	86,934	80,516	95	6,418	6,052,811	758,850	5,293,961	265,036
			計	13,408	60,632	13,168	87,208	80,785	95	6,423	6,057,610	758,850	5,298,760	265,180
	ト ラ ッ ク	けん引車・被 けん引車・貨 客兼用車を 除いたもの	営 業 用	167	1,104	1,263	2,534	2,440	-	94	242,657	-	242,657	7,276
			自 家 計	838	3,469	1,450	5,757	5,665	-	92	136,803	1,800	135,003	6,748
			計	1,005	4,573	2,713	8,291	8,105	-	186	379,460	1,800	377,660	14,024
		けん引車	営 業 用	29	204	109	342	316	-	26	22,817	-	22,817	683
			自 家 計	2	16	3	21	21	-	-	-	-	-	-
			計	31	220	112	363	337	-	26	22,817	-	22,817	683
		被けん引車	営 業 用	22	133	110	265	264	-	1	600	-	600	18
			自 家 計	3	7	2	12	11	-	1	874	-	874	44
			計	25	140	112	277	275	-	2	1,474	-	1,474	62
		貨客兼用車	営 業 用	9	16	59	84	83	-	1	767	-	767	23
			自 家 計	1,238	2,793	1,313	5,344	5,248	-	96	76,543	7,500	69,043	3,450
			計	1,247	2,809	1,372	5,428	5,331	-	97	77,310	7,500	69,810	3,473
バ ス	一般乗合用 一般乗合用以外	営 業 用	227	1,457	1,541	3,225	3,103	-	122	266,841	-	266,841	8,000	
		自 家 計	2,081	6,285	2,768	11,134	10,945	-	189	214,220	9,300	204,920	10,242	
		計	2,308	7,742	4,309	14,359	14,048	-	311	481,061	9,300	471,761	18,242	
	三 輪 の 小 型 自 動 車	営 業 用	18	225	31	274	259	-	15	13,104	-	13,104	392	
		自 家 計	31	48	77	156	142	-	14	21,428	-	21,428	642	
		計	60	181	142	383	364	-	19	15,401	-	15,401	770	
	特 種 用 途 車	営 業 用	109	454	250	813	765	-	48	49,933	-	49,933	1,804	
		自 家 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	87	401	393	881	829	-	52	78,998	150	78,848	2,363	
軽 自 動 車	四 輪 乗 用 車	営 業 用	199	1,020	804	2,023	2,004	4	19	30,188	-	30,188	1,509	
		自 家 計	286	1,421	1,197	2,904	2,833	4	71	109,186	150	109,036	3,872	
		計	402	2,297	2,111	4,810	4,602	-	208	385,170	150	385,020	11,541	
	四 輪 ト ラ ッ ク	営 業 用	15,709	67,952	16,813	100,474	93,829	99	6,645	6,312,620	768,150	5,544,470	277,557	
		自 家 計	16,111	70,249	18,924	105,284	98,431	99	6,853	6,697,790	768,300	5,929,490	289,098	
		計	1	3	27	31	31	-	-	-	-	-	-	
	三 輪 車	営 業 用	7,145	289	66,590	74,024	72,081	9	1,943	1,147,375	316,350	831,025	24,891	
		自 家 計	7,146	292	66,617	74,055	72,112	9	1,943	1,147,375	316,350	831,025	24,891	
		計	22	7	535	564	559	-	5	2,883	-	2,883	86	
	計	営 業 用	2,213	47	21,438	23,698	23,457	-	241	133,608	-	133,608	3,998	
自 家 計		2,235	54	21,973	24,262	24,016	-	246	136,491	-	136,491	4,084		
計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合 計	営 業 用 自 家 計	営 業 用	1	-	2	3	3	-	-	-	-	-	-	
		自 家 計	1	-	2	3	3	-	-	-	-	-	-	
		計	23	10	562	595	590	-	5	2,883	-	2,883	86	
		計	9,359	336	88,030	97,725	95,541	9	2,184	1,280,983	316,350	964,633	28,889	
		計	9,382	346	88,592	98,320	96,131	9	2,189	1,283,866	316,350	967,516	28,975	
合 計	営 業 用 自 家 計	営 業 用	425	2,307	2,673	5,405	5,192	-	213	388,053	150	387,903	11,627	
		自 家 計	25,068	68,288	104,843	198,199	189,370	108	8,829	7,593,603	1,084,500	6,509,103	306,446	
		計	25,493	70,595	107,516	203,604	194,562	108	9,042	7,981,656	1,084,650	6,897,006	318,073	

(3) 自動車取得税の課税標準額段階別に関する調（新車 課税標準額、税額）

区 分				50万円 以下の もの	50万円を超え 100万円以下のもの			100万円を超え 150万円以下のもの			150万円を超え 200万円以下のもの		
				台 数	台数	課税標準額	税額	台数	課税標準額	税額	台数	課税標準額	税額
自 家 用 車	自 動 車	乗 用 車	普 通 車	16	10	7,020	351	204	294,041	13,187	2,806	5,013,280	174,850
			小 型 車	4	807	763,059	19,177	12,117	15,426,367	537,366	6,572	10,980,608	429,521
			計	20	817	770,079	19,528	12,321	15,720,408	550,553	9,378	15,993,888	604,371
		ト ラ ッ ク	けん引車・被けん引車・貨 客兼用車を除いたもの	1	－	－	－	111	153,476	6,853	297	504,935	24,933
			け ん 引 車	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			被 け ん 引 車	－	－	－	－	－	－	－	2	4,000	120
			貨 客 兼 用 車	10	34	31,193	1,558	1,760	2,281,100	100,886	494	840,162	41,514
			計	11	34	31,193	1,558	1,871	2,434,576	107,739	793	1,349,097	66,567
		バ ス	三輪の小型自動車	－	－	－	－	1	1,353	68	－	－	－
			特 種 用 途 車	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			合 計	25	1	700	35	25	36,360	1,744	61	103,380	4,290
	軽 自 動 車	合 計	四 輪 乗 用 車	56	852	801,972	21,121	14,218	18,192,697	660,104	10,232	17,446,365	675,228
			四 輪 ト ラ ッ ク	19	6,290	5,354,093	93,943	21,279	25,807,564	394,243	1,014	1,621,597	32,919
			三 輪 車	9	8,936	7,439,055	211,990	2,125	2,299,857	68,886	17	31,839	955
			合 計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
総 計				28	15,226	12,793,148	305,933	23,404	28,107,421	463,129	1,031	1,653,436	33,874
				84	16,078	13,595,120	327,054	37,622	46,300,118	1,123,233	11,263	19,099,801	709,102

(4) 自動車取得税の課税標準額段階別に関する調（中古車 課税標準額、税額）

区 分				50万円 以下の もの	50万円を超え 70万円以下のもの				70万円を超え 90万円以下のもの			90万円を超え 110万円以下のもの		
				台 数	台数	課税標準額	税額	台数	課税標準額	税額	台数	課税標準額	税額	
自 家 用 車	自 動 車	乗 用 車	普 通 車	30,873	1,289	766,016	31,778	911	722,308	30,575	545	545,098	23,867	
			小 型 車	47,004	1,236	735,123	31,380	669	529,878	22,712	224	223,986	9,236	
			計	77,877	2,525	1,501,139	63,158	1,580	1,252,186	53,287	769	769,084	33,103	
		ト ラ ッ ク	けん引車・被けん引車・貨 客兼用車を除いたもの	7,986	42	24,803	952	23	18,099	669	18	17,774	733	
			け ん 引 車	335	9	5,152	154	8	6,038	181	5	5,003	150	
			被 け ん 引 車	275	1	600	18	1	874	44	－	－	－	
			貨 客 兼 用 車	5,230	48	27,534	1,136	21	16,196	704	14	13,668	638	
			計	13,826	100	58,089	2,260	53	41,207	1,598	37	36,445	1,521	
	バ ス	三輪の小型自動車	698	14	8,202	306	12	9,436	438	5	4,770	200		
		特 種 用 途 車	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
		合 計	2,609	23	12,830	451	8	6,445	193	5	4,848	164		
		合 計	95,010	2,662	1,580,260	66,175	1,653	1,309,274	55,516	816	815,147	34,988		
	軽 自 動 車	四 輪 乗 用 車	71,326	1,777	1,022,242	21,605	166	125,133	3,286	－	－	－		
		四 輪 ト ラ ッ ク	23,963	243	134,355	4,020	3	2,136	64	－	－	－		
		三 輪 車	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
合 計		95,292	2,020	1,156,597	25,625	169	127,269	3,350	－	－	－			
総 計				190,302	4,682	2,736,857	91,800	1,822	1,436,543	58,866	816	815,147	34,988	

(単位：千円)

200万円を超え 250万円以下のもの			250万円を超え 300万円以下のもの			300万円を超えるもの			合 計		
台数	課税標準額	税額	台数	課税標準額	税額	台数	課税標準額	税 額	台数	課税標準額	税 額
5,098	11,403,206	339,203	2,957	7,971,394	275,173	2,739	11,788,483	468,305	13,814	36,477,424	1,271,069
1,629	3,619,711	87,318	833	2,223,167	36,411	44	140,631	3,972	22,002	33,153,543	1,113,765
6,727	15,022,917	426,521	3,790	10,194,561	311,584	2,783	11,929,114	472,277	35,816	69,630,967	2,384,834
220	529,676	23,531	510	1,388,414	47,802	2,485	17,546,735	419,038	3,623	20,123,236	522,157
—	—	—	—	—	—	106	1,522,655	30,291	106	1,522,655	30,291
7	16,400	492	13	35,936	1,078	42	234,319	7,290	64	290,655	8,980
144	344,567	13,785	713	1,888,236	74,332	309	1,020,542	34,815	3,454	6,405,800	266,890
371	890,643	37,808	1,236	3,312,586	123,212	2,942	20,324,251	491,434	7,247	28,342,346	828,318
3	7,224	361	23	62,674	2,648	127	1,104,624	33,880	154	1,175,875	36,957
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
46	107,619	3,586	95	261,885	11,005	779	6,237,082	177,586	1,007	6,747,026	198,246
7,147	16,028,403	468,276	5,144	13,831,706	448,449	6,631	39,595,071	1,175,177	44,224	105,896,214	3,448,355
6	12,551	250	—	—	—	—	—	—	28,589	32,795,805	521,355
—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,078	9,770,751	281,831
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	12,551	250	—	—	—	—	—	—	39,667	42,566,556	803,186
7,153	16,040,954	468,526	5,144	13,831,706	448,449	6,631	39,595,071	1,175,177	83,891	148,462,770	4,251,541

(単位：千円)

110万円を超え 130万円以下のもの			130万円を超え 150万円以下のもの			150万円を超えるもの			合 計		
台数	課税標準額	税額	台数	課税標準額	税額	台数	課税標準額	税 額	台数	課税標準額	税 額
483	579,329	25,474	296	415,071	18,534	644	1,377,213	64,835	4,168	4,405,035	195,063
80	95,143	3,825	34	46,670	1,980	12	21,775	984	2,255	1,652,575	70,117
563	674,472	29,299	330	461,741	20,514	656	1,398,988	65,819	6,423	6,057,610	265,180
15	17,666	717	15	22,100	900	73	279,018	10,053	186	379,460	14,024
—	—	—	2	2,874	86	2	3,750	112	26	22,817	683
—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1,474	62
7	8,752	437	1	1,310	66	6	9,850	492	97	77,310	3,473
22	26,418	1,154	18	26,284	1,052	81	292,618	10,657	311	481,061	18,242
6	7,168	215	3	4,013	120	8	16,344	525	48	49,933	1,804
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	5,832	175	6	8,421	334	24	70,810	2,555	71	109,186	3,872
596	713,890	30,843	357	500,459	22,020	769	1,778,760	79,556	6,853	6,697,790	289,098
—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,943	1,147,375	24,891
—	—	—	—	—	—	—	—	—	246	136,491	4,084
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,189	1,283,866	28,975
596	713,890	30,843	357	500,459	22,020	769	1,778,760	79,556	9,042	7,981,656	318,073

(5) 自動車取得税交付金の交付額調 (市町村別)

(単位：円)

市 町 村	交付額合計	市 町 村	交付額合計
県 計	3,077,329,656	弥 彦 村	15,764,000
市 計	2,700,771,000	田 上 町	21,121,000
郡 計	164,717,000	阿 賀 町	28,212,000
指 定 市 計	211,841,656	出 雲 崎 町	9,012,000
		湯 沢 町	15,341,000
新 潟 市	705,849,000	津 南 町	20,614,000
長 岡 市	351,836,000	刈 羽 村	9,065,000
三 条 市	109,717,000	関 川 村	22,643,000
柏 崎 市	106,201,000	栗 島 浦 村	1,252,000
新 発 田 市	106,735,000		
小 千 谷 市	43,809,000		
加 茂 市	31,113,000	新 潟 市 (指 定 市 分)	211,841,656
十 日 町 市	102,716,000		
見 附 市	41,345,000		
村 上 市	124,731,000		
燕 市	99,754,000		
糸 魚 川 市	63,499,000		
妙 高 市	62,142,000		
五 泉 市	60,491,000		
上 越 市	284,885,000		
阿 賀 野 市	63,378,000		
佐 渡 市	143,917,000		
魚 沼 市	65,662,000		
南 魚 沼 市	92,075,000		
胎 内 市	40,916,000		
聖 籠 町	21,693,000		

(6) 旧法による自動車取得税交付金の交付額調（市町村別）

(単位：円)

市	町	村	交	付	額
	—				—
	計				—

19 軽 油

(1) 軽油引取税の調定状況調 (県税部別)

県税部	項 目	総 引 渡 数 量 (A)	非課税又は課税 免 除 の 数 量 (B)	差 し 引 き	
	区 分			(A) - (B)	(C)
新 発 田	納 入 申 告 分	128,276,190.320	6,389,246.630	121,886,943.690	
	納 付 申 告 分	515,870.535	223,305.560	292,564.975	
	普 通 徴 収 分	—	—	—	
	小 計	128,792,060.855	6,612,552.190	122,179,508.665	
新 潟	納 入 申 告 分	841,668,406.080	477,393,708.940	364,274,697.140	
	納 付 申 告 分	758,468.372	439,060.290	319,408.082	
	普 通 徴 収 分	—	—	—	
	小 計	842,426,874.452	477,832,769.230	364,594,105.222	
長 岡	納 入 申 告 分	107,345,174.270	35,595,007.990	71,750,166.280	
	納 付 申 告 分	895,927.800	86,312.286	809,615.514	
	普 通 徴 収 分	—	—	—	
	小 計	108,241,102.070	35,681,320.276	72,559,781.794	
南 魚 沼	納 入 申 告 分	68,276,140.790	2,853,428.320	65,422,712.470	
	納 付 申 告 分	58,001.360	6,777.350	51,224.010	
	普 通 徴 収 分	—	—	—	
	小 計	68,334,142.150	2,860,205.670	65,473,936.480	
上 越	納 入 申 告 分	174,024,140.030	15,883,321.470	158,140,818.560	
	納 付 申 告 分	2,680,964.830	1,786,443.930	894,520.900	
	普 通 徴 収 分	—	—	—	
	小 計	176,705,104.860	17,669,765.400	159,035,339.460	
佐 渡	納 入 申 告 分	1,368,431.810	284,870.000	1,083,561.810	
	納 付 申 告 分	17,526.931	0.000	17,526.931	
	普 通 徴 収 分	—	—	—	
	小 計	1,385,958.741	284,870.000	1,101,088.741	
計	納 入 申 告 分	1,320,958,483.300	538,399,583.350	782,558,899.950	
	納 付 申 告 分	4,926,759.828	2,541,899.416	2,384,860.412	
	普 通 徴 収 分	—	—	—	
	合 計	1,325,885,243.128	540,941,482.766	784,943,760.362	

(注) この調は現年課税分である。

取 引 税

(単位：リットル、円)

欠 減 量 (D)	課 税 標 準 量 (C) - (D) (E)	調 定 税 額 (F)	(F)のうち更正・決定額 (G)
1,218,869.489	120,668,074.201	3,873,445,113	—
—	292,564.975	9,391,273	376,601
—	—	—	—
1,218,869.489	120,960,639.176	3,882,836,386	376,601
3,324,405.447	360,950,291.693	11,586,504,034	10,561
—	319,408.082	10,252,846	1,238,738
—	—	—	—
3,324,405.447	361,269,699.775	11,596,756,880	1,249,299
717,501.792	71,032,664.488	2,280,148,348	2,160,972
—	809,615.514	25,988,477	443,988
—	290.000	9,309	9,309
717,501.792	71,842,570.002	2,306,146,134	2,614,269
654,227.141	64,768,485.329	2,079,068,342	—
—	51,224.010	1,644,254	195,731
—	360.000	11,556	11,556
654,227.141	64,820,069.339	2,080,724,152	207,287
1,581,324.245	156,559,494.315	5,025,559,675	—
—	894,520.900	28,714,046	3,507,917
—	50.000	1,605	1,605
1,581,324.245	157,454,065.215	5,054,275,326	3,509,522
10,835.623	1,072,726.187	34,434,504	—
—	17,526.931	562,603	113,312
—	—	—	—
10,835.623	1,090,253.118	34,997,107	113,312
7,507,163.737	775,051,736.213	24,879,160,016	2,171,533
—	2,384,860.412	76,553,499	5,876,287
—	700.000	22,470	22,470
7,507,163.737	777,437,296.625	24,955,735,985	8,070,290

(2) 軽油引取税の課税免除等の状況調（納入申告分）

区分 県税部	元売・特約業者 間等の引渡数量 (法144条の2)	課税済軽油等の引渡数量 (法144条の5)		免税軽油数量 (法144条の6) (A)	合衆国軍隊へ の引渡数量	計
		輸 出	課 税 済			
新 発 田	—	—	3,071,833.63	3,317,413.00	—	6,389,246.63
新 潟	368,999,408.00	—	65,909,838.41	42,484,462.53	—	477,393,708.94
長 岡	2,000,056.00	—	31,791,948.53	1,803,003.46	—	35,595,007.99
南 魚 沼	—	—	1,658,458.32	1,214,970.00	—	2,873,428.32
上 越	482,000.00	—	9,096,080.07	6,305,241.40	—	15,883,321.47
佐 渡	—	—	—	284,870.00	—	284,870.00
計	371,481,464.00	—	111,528,158.96	55,409,960.39	—	538,419,583.35

(注) 本表は、(1)表の(B)欄の納入申告分の内訳である。

区分 県税部	(A) 欄 内 訳 (免 税 軽 油 数 量)					
	電 気 供 給	鉱 物 掘 採	と び 土 工	港 湾 運 送	倉 庫	貨 物
新 発 田	—	858,910.00	2,067.00	258,190.00	7,650.00	—
新 潟	1,213,000.00	4,604,945.00	186,533.00	1,037,657.13	376,440.02	19,800.00
長 岡	—	575,282.00	24,407.00	58,658.00	—	—
南 魚 沼	—	88,520.00	—	40,800.00	16,400.00	—
上 越	1,646,000.00	2,766,110.00	14,076.00	204,620.00	—	—
佐 渡	—	234,020.00	—	—	—	—
計	2,859,000.00	9,127,787.00	227,083.00	1,599,925.13	400,490.02	19,800.00

(単位：リットル)

(A) 欄 内 訳 (免 税 軽 油 数 量)						
漁 業	漁業以外の船舶	航 路 標 識 等	鉄 道 ・ 軌 道	農 業	林 業	セメント製品
489,310.00	168,892.00	—	—	1,248,354.00	—	89,940.00
5,103,730.65	14,135,309.74	57,100.00	4,937,760.00	8,891,766.99	17,830.00	118,178.00
152,300.00	121,757.47	—	145,280.00	327,860.00	6,589.99	58,920.00
893,600.00	11,240.00	—	—	12,910.00	—	—
795,110.00	253,256.40	—	106,215.00	135,980.00	8,400.00	32,798.00
26,030.00	14,900.00	—	—	9,920.00	—	—
7,460,080.65	14,705,355.61	57,100.00	5,189,255.00	10,626,790.99	32,819.99	299,836.00

(A) 欄 内 訳 (免 税 軽 油 数 量)						
航 空 運 送	廃 棄 物 処 理	木 材 加 工	木 材 市 場	索 道	合 計	
—	41,992.00	17,458.00	—	134,650.00	3,317,413.00	
122,040.00	600.00	261,160.00	32,340.00	1,368,272.00	42,484,462.53	
—	68,303.00	8,780.00	1,056.00	253,810.00	1,803,003.46	
—	—	—	—	151,500.00	1,214,970.00	
—	—	900.00	—	341,776.00	6,305,241.40	
—	—	—	—	—	284,870.00	
122,040.00	110,895.00	288,298.00	33,396.00	2,250,008.00	55,409,960.39	

(3) 更正・決定状況調

県 税 部		新 発 田			新 潟			長 岡		
区分	項目	義務 者数	調定 件数	調定税額	義務 者数	調定 件数	調定税額	義務 者数	調定 件数	調定税額
納 入 申 告 分		－	－	－	1	1	10,561	2	2	2,160,972
納 付 申 告 分	元・特の燃料炭 化水素油販売	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	販売店の燃料炭 化水素油販売	－	－	－	1	1	26,546	－	－	－
	軽油以外の自動 車燃料消費	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	特別徴収義務者 の消滅	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	自己消費	1	2	43,775	1	1	80,250	3	29	428,953
	免税軽油譲渡	4	5	35,132	5	5	1,072,717	1	1	3,852
	免税軽油の用途 外消費	7	85	297,694	7	7	59,225	3	3	10,606
	特徴者以外の自 己消費	－	－	－	－	－	－	1	1	577
	輸入軽油譲渡	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	計	12	92	376,601	14	14	1,238,738	8	34	443,988
普 通 徴 収 分		－	－	－	－	－	－	3	3	9,309
合 計		12	92	376,601	15	15	1,249,299	13	39	2,614,269

(注) 本表は、(1)表の(G)欄の内訳である。

(4) 軽油取引税交付金の交付額調

(単位：円)

政 令 指 定 市 名	交 付 額
新 潟 市	5,556,367,192
計	5,556,367,192

(単位：円)

南 魚 沼			上 越			佐 渡			合 計		
義務 者数	調定 件数	調定税額	義務 者数	調定 件数	調定税額	義務 者数	調定 件数	調定税額	義務 者数	調定 件数	調定税額
—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	2,171,533
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	26,546
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	1	1	4,173	—	—	—	6	33	557,151
2	4	34,019	—	—	—	—	—	—	12	15	1,145,720
5	31	161,712	40	41	3,502,822	24	24	113,312	86	191	4,145,371
—	—	—	1	1	922	—	—	—	2	2	1,499
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	35	195,731	42	43	3,507,917	24	24	113,312	107	242	5,876,287
1	1	11,556	1	1	1,605	—	—	—	5	5	22,470
8	36	207,287	43	44	3,509,522	24	24	113,312	115	250	8,070,290

(5) 旧法による軽油取引税交付金の交付額調

(単位：円)

政 令 指 定 市 名	交 付 額
新 潟 市	31,091
計	31,091

20 減免申請等の

(1) 申請の処理区分

区 分 税 目	減 免 申 請						処			
	前年度以前に申請 のあったもの		本年度中に申請 のあったもの		計		申請の取下げを したものの		減免の許可を しなかったもの	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
法人県民税	—	—	144	1,735,900	144	1,735,900	—	—	1	20,000
個人事業税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	—	—	260	196,718,900	260	196,718,900	—	—	—	—
自動車税	—	—	21,360	766,003,700	21,360	766,003,700	5	185,600	328	13,752,500
自動車取得税	—	—	1,220	90,403,800	1,220	90,403,800	—	—	—	—
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞金	—	—	22	797,864	22	797,864	—	—	—	—
計	—	—	23,006	1,055,660,164	23,006	1,055,660,164	5	185,600	329	13,772,500

(2) 減免等の理由別内訳

区 分 科 目	地 震		火 災		風 水 害		開 発 公 社		開放型病院等		都市再開発等	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
法人県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人事業税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	76	5,547,500	38	3,113,500	4	56,900	—	—	—	—	—	—
自動車税	10	163,800	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	86	5,711,300	38	3,113,500	4	56,900	—	—	—	—	—	—
延滞金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	86	5,711,300	38	3,113,500	4	56,900	—	—	—	—	—	—

区 分 科 目	地方公共団体の 用に供した 不動産代替		そ の 他 知 事 協 議		身 体 障 害 者 戦 傷 病 者		日 本 赤 十 字 社		構 造 変 更 車		社 会 福 祉 法 人 等	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
法人県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人事業税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	—	—	7	12,126,000	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車税	—	—	—	—	15,889	600,549,700	—	—	2,694	69,240,400	394	13,587,700
自動車取得税	—	—	—	—	881	48,776,400	3	429,100	335	39,660,200	—	—
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	7	12,126,000	16,770	649,326,100	3	429,100	3,029	108,900,600	394	13,587,700
延滞金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	7	12,126,000	16,770	649,326,100	3	429,100	3,029	108,900,600	394	13,587,700

処理状況調

(単位：円)

理 済						受理から決定まで の 期 間			未 処 理		区 分
一 部 減 免				全 部 減 免		15 日 以内の も	16日か ら30日 までの も	31 日 以上の も			
件数	当初の税額	減 免 額	減免後の 税 額	件数	減 免 額	件数	件数	件数	件数	税 額	税 目
－	－	－	－	143	1,715,900	6	57	81	－	－	法 人 県 民 税
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	個 人 事 業 税
129	178,034,400	47,646,100	130,388,300	131	18,684,500	249	9	2	－	－	不 動 産 取 得 税
1,649	59,005,400	15,951,400	43,054,000	19,378	693,060,200	18,714	1,005	1,636	－	－	自 動 車 税
28	1,847,700	348,400	1,499,300	1,192	88,556,100	1,200	15	5	－	－	自 動 車 取 得 税
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	狩 猟 税
5	502,097	334,400	167,697	17	295,767	21	－	1	－	－	延 滞 金
1,811	239,389,597	64,280,300	175,109,297	20,861	802,312,467	20,190	1,086	1,725	－	－	計

(単位：円)

補 助 金		公 民 館 等		公 益 法 人 ・ 地 縁 団 体 ・ N P O		地方公共団体等 へ 無 償 譲 渡		非 公 共 事 業 代 替 取 得		区 画 整 理	
件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
-	-	-	-	143	1,715,900	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	29,571,800	92	14,017,500	-	-	6	397,500	-	-	24	1,499,900
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	1	38,800	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	29,571,800	92	14,017,500	144	1,754,700	6	397,500	-	-	24	1,499,900
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	29,571,800	92	14,017,500	144	1,754,700	6	397,500	-	-	24	1,499,900

生活路線バス		廃止路線バス		商品中古自動車		リ ー ス 教 習 車		自動車運転免許 技能試験提供車		そ の 他		計	
件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	143	1,715,900
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	260	66,330,600
215	5,270,000	161	3,551,500	1,517	14,007,800	122	1,779,800	25	860,900	-	-	21,027	709,011,600
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,220	88,904,500
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
215	5,270,000	161	3,551,500	1,517	14,007,800	122	1,779,800	25	860,900	-	-	22,650	865,962,600
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	630,167	22	630,167
215	5,270,000	161	3,551,500	1,517	14,007,800	122	1,779,800	25	860,900	22	630,167	22,672	866,592,767

21 産業振興等に係る条例による減免額調

(単位：千円)

区 分 税 目	低工法等に基づく地方交付税の基準財政収入額の控除対象となる減免額					その他の減免額
	低 工 法	過 疎 法	農 工 法	企業立地法	離 島 法	その他のもの
個 人 事 業 税	－	－	－	－	－	－
法 人 事 業 税	－	3,859	19	－	－	18,975
不動産取得税	－	124,657	－	140,953	－	80,702
固 定 資 産 税 (特 例 分)	－	－	－	－	－	－
計	－	128,516	19	140,953	－	99,677

22 不服申立ての処理状況調

区 分 税 目	要 処 理 件 数			処 理 済 件 数						未処理 件 数
	前年度か らの繰越	本 年 度 発 生	合 計	却 下	棄 却	一部取消	全部取消	取 下	合 計	
法 人 県 民 税 及 び 事 業 税	－	1	1	－	－	－	－	－	－	1
不動産取得税	3	6	9	－	4	－	－	－	4	5
自 動 車 税	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
軽 油 引 取 税	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人 事 業 税	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
徴 収	1	2	3	1	－	－	－	1	2	1
計	4	9	13	1	4	－	－	1	6	7

第4 徴収に関する調

- 1 滞納整理状況調
- 2 督促状発付状況及び滞納処分票の処理状況調
- 3 滞納額に対する処置状況調
- 4 徴収猶予処理状況調
- 5 滞納処分の停止状況調（税目別）
- 6 過誤納金等の還付充当状況調
- 7 不納欠損理由別処理状況調

1 滞 納 整

区 分		調 定 額 ①		納 期 内 収 入 額 ②			
		件 数	税 額	件 数	左 の う ち 証紙徴収に 係 る も の	税 額	左 の う ち 証紙徴収に 係 る も の
現 年 課 税 分	法 人 県 民 税	65,715	11,758,512	59,452	—	11,573,801	—
	法 人 事 業 税	29,398	37,907,708	27,394	—	37,654,701	—
	個 人 事 業 税	24,286	1,874,919	19,573	—	1,600,037	—
	不 動 産 取 得 税	24,217	4,648,780	20,576	—	4,181,768	—
	自 動 車 税	1,003,691	32,880,201	782,355	63,581	25,014,143	1,169,182
	自 動 車 取 得 税	92,933	4,569,614	92,933	92,933	4,569,614	4,569,614
	軽 油 引 取 税	3,199	24,955,735	3,145	—	24,590,632	—
	そ の 他 の 県 税	24,813	8,432,215	24,597	—	8,422,163	—
計 (A)		1,268,252	127,027,684	1,030,025	156,514	117,606,859	5,738,796
滞 納 繰 越 分 (B)		6,803	1,303,872	—	—	—	—
合 計 (A)+(B)		1,275,055	128,331,556	1,030,025	156,514	117,606,859	5,738,796

(単位：千円)

区 分		滞納額③のうち整理済額		収 入 計 ⑥		⑥ の う ち 還 付 未 済 額		欠 損 処 分 ⑧		整理未済額⑨	
		差押徴収⑤									
		滞納処分徴収		② + ④ + ⑤		⑦					
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
現 年 課 税 分	法 人 県 民 税	45	1,321	65,418	11,748,475	－	1,128	12	361	285	10,804
	法 人 事 業 税	1	52	29,312	37,889,733	－	10,208	1	338	85	27,845
	個 人 事 業 税	29	2,028	24,168	1,862,442	－	211	－	－	118	12,688
	不 動 産 取 得 税	27	2,452	24,015	4,611,971	－	522	－	－	202	37,331
	自 動 車 税	785	27,398	1,002,887	32,851,221	－	591	36	1,160	768	28,411
	自 動 車 取 得 税	－	－	92,933	4,569,614	－	－	－	－	－	－
	軽 油 引 取 税	－	－	3,196	24,682,279	－	181	－	－	3	273,637
	そ の 他 の 県 税	－	－	24,813	8,432,215	－	－	－	－	－	－
計 (A)		887	33,251	1,266,742	126,647,950	－	12,841	49	1,859	1,461	390,716
滞 納 繰 越 分 (B)		255	26,747	1,623	525,752	－	－	834	51,992	4,346	726,128
合 計 (A)+(B)		1,142	59,998	1,268,365	127,173,702	－	12,841	883	53,851	5,807	1,116,844

理 状 況 調

滞 納 額 ③				滞 納 額 ③ の うち 整 理 済 額					
① - ②				任 意 徴 収 ④				差押徴収⑤	
件 数	左 の うち 徴収猶予等 に係るもの	税 額	左 の うち 徴収猶予等 に係るもの	件 数	左 の うち 徴収猶予等 に係るもの	税 額	左 の うち 徴収猶予等 に係るもの	任意納税	
								件 数	税 額
6,263	-	184,711	-	5,891	-	172,600	-	30	753
2,004	-	253,007	-	1,912	-	234,762	-	5	218
4,713	-	274,882	-	4,556	-	259,884	-	10	493
3,641	4	467,012	2,963	3,399	1	422,581	166	13	5,170
221,336	-	7,866,058	-	219,231	-	7,790,659	-	516	19,021
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
54	3	365,103	44,679	50	1	91,646	3,867	1	1
216	-	10,052	-	216	-	10,052	-	-	-
238,227	7	9,420,825	47,642	235,255	2	8,982,184	4,033	575	25,656
6,803	302	1,303,872	18,814	1,100	-	218,264	-	268	280,741
245,030	309	10,724,697	66,456	236,355	2	9,200,448	4,033	843	306,397

- (注) 1 個人県民税均等割・所得割及び地方消費税を除く。
2 「納期内収入②」欄は充当及び徴収猶予に係るものを除いた数値を示す。
3 「任意徴収④」欄は納期限後、差押前までに納税者等が直接納税したもの及び徴税吏員が徴収したものを示す。
4 「任意納税」欄は差押済のもので、納税者が直接納税したもの及び徴税吏員が徴収したものを示す。
5 「滞納処分徴収」欄は、公売処分によるものを示し、交付要求又は参加差押により配当を受けた場合で税額に充当したものを含む。
6 滞納繰越分については、3月31日現在の状況による。
7 徴収猶予の期間内に収入されたものは、「任意徴収④」欄に含む。

2 督促状発付状況及び滞納処分票の処理状況調

税 目	区 分	現年分督促状発付 件 数 (A)	繰越分督促状発付 件 数 (B)	処分票作成枚数
法 人 県 民 税		4,491	23	1,835
個 人 事 業 税		3,193	—	2,188
法 人 事 業 税		2,507	20	1,613
不 動 産 取 得 税		(247) 2,575	(1) 3	1,697
ゴ ル フ 場 利 用 税		8	—	5
自 動 車 税		(14) 114,250	1	34,841
鉦 区 税		3	—	3
軽 油 引 取 税		47	—	1
特 別 地 方 消 費 税		—	—	—
自 動 車 取 得 税		—	—	—
計		(261) 127,074	(1) 47	42,183

- (注) 1 個人県民税を除く。
2 督促状の発付欄については、平成24年度（24. 4. 1～25. 3. 31）中において発付したものを示す。
3 () 書きは連帯納税義務者等に対するもので、外書きである。
4 滞納処分票の作成枚数は、現年課税と滞納繰越分の合計枚数であり、前年度から繰越した枚数を含んでいる。

3 滞納額に対

税 目		滞 納 分		財 産 差 押 中		換 価 猶 予 中		徴 収 猶 予 中		滞納処分の停止		徴 収 嘱 託 中	
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
現 年 課 税 分	法 人 県 民 税	285	10,804,288	11	379,230	—	—	1	1,009,500	—	—	—	—
	個 人 事 業 税	118	12,688,372	11	2,734,446	—	—	—	—	1	114,600	—	—
	法 人 事 業 税	85	27,845,952	5	537,110	—	—	1	1,955,300	—	—	—	—
	不動産取得税	202	37,330,355	11	5,584,900	1	15,000,000	3	2,796,500	—	—	—	—
	ゴルフ場利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	自 動 車 税	768	28,410,476	93	3,467,909	—	—	—	—	33	1,179,248	—	—
	鉦 区 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	軽油引取税	3	273,636,932	—	—	—	—	2	40,812,856	—	—	—	—
	県たばこ税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計		1,461	390,716,375	131	12,703,595	1	15,000,000	7	46,574,156	34	1,293,848	—	—
滞 納 繰 越 分		(1)	(37,920)										
		4,346	726,127,653	407	168,562,790	2	10,734,041	302	18,814,030	1,075	79,827,219	—	—
計		(1)	(37,920)			()	()						
		5,807	1,116,844,028	538	181,266,385	3	25,734,041	309	65,388,186	1,109	81,121,067	—	—
個 人 県 民 税	現	30,260	854,297,021	552	19,177,044			6	125,124	195	3,313,032	—	—
	繰	51,324	2,463,871,480	2,992	275,766,624			4	397,013	4,732	249,714,486	—	—
	計	81,584	3,318,168,501	3,544	294,943,668			10	522,137	4,927	253,027,518	—	—
合 計		—	4,435,012,529	—	476,210,053			—	91,644,364	—	334,148,585	—	—

- (注) 1 換価猶予中の () 書きは差押中である。
2 法令等措置不可の () 書きは、不動産の生前贈与に係る納期限の延長中のもので、内書きである。
3 個人県民税の件数は人員数。

する処置状況調

(単位：円)

交 付 要 求 中		参 加 差 押 中		法令等措置不可		有価証券受託中		納 税 誓 約 中		未 達 収 入		住(居)所、財産等調査中		そ の 他	
件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
12	361,751	2	590,000	—	—	—	—	2	77,298	5	82,097	252	8,304,412	—	—
—	—	3	450,600	—	—	—	—	20	2,334,758	1	26,000	82	7,027,968	—	—
1	3,000	2	9,660,000	—	—	—	—	2	265,151	1	46,600	73	15,378,791	—	—
4	583,200	—	—	—	—	—	—	4	104,800	—	—	179	13,260,955	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	334,200	2	81,300	2	96,700	—	—	22	639,967	6	171,453	599	22,439,699	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	232,824,076	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28	1,282,151	9	10,781,900	2	96,700	—	—	50	3,421,974	14	233,150,226	1,185	66,411,825	—	—
				(1)	(37,920)										
40	24,813,321	285	89,805,364	1	37,920	—	—	124	71,891,618	—	—	2,110	261,641,350	—	—
				(1)	(37,920)										
68	26,095,472	294	100,587,264	3	134,620	—	—	174	75,313,592	14	233,150,226	3,295	328,053,175	—	—
		104	4,342,753	—	—	—	—	—	—	—	18,406,288	29,403	808,932,780	—	—
		636	88,392,974	—	—	5	2,856,392	—	—	—	15,653,955	42,955	1,831,090,036	—	—
		740	92,735,727	—	—	5	2,856,392	—	—	—	34,060,243	72,358	2,640,022,816	—	—
		—	219,418,463	—	134,620	—	2,856,392	—	75,313,592	—	267,210,469	—	2,968,075,991	—	—

4 個人県民税及び合計について、徴収猶予中の額には換価猶予中を含み、参加差押中の額には交付要求中を含む。

5 個人県民税及び合計について、住(居)所、財産等調査中には、徴収嘱託中、法令等措置不可、納税誓約中及びその他を含む。

4 徴収猶予

(1) 該当条項別

区 分			前年度から繰越した徴収猶予中の額 (A)		猶 予 申 請						(D)について許可(承認)した額(E)	
					前年度に猶予の申請のあった額(B)		本年度中に猶予の申請のあった額(C)		計 (B) + (C) (D)			
			件数	税 額	件数	税額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
法 第 15 条 該 当			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人 県民税	法第15条の4該当		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	法第55条の2～5該		－	－	－	－	1	1,009,500	1	1,009,500	1	1,009,500
法人 事業税	法第15条の4該当		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	法第72条の38の2該		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	法第72条の39の2～5該		－	－	－	－	1	1,955,300	1	1,955,300	1	1,955,300
不動産 取得税	法第73条の25等該	現年課税分	－	－	－	－	29	7,620,300	29	7,620,300	29	7,620,300
	に係るもの	滞納繰越分	9	825,400	－	－	－	－	－	－	－	－
	本法附則第12条該	現年課税分	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	に係るもの	滞納繰越分	360	22,869,960	－	－	－	－	－	－	－	－
法 第 144 条 の 29 に 係 る 軽 油 引 取 税			4	293,763,860	－	－	510	10,621,048,519	510	10,621,048,519	510	10,621,048,519
法 第 125 条 の 2 に 係 る 自 動 車 取 得 税			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
旧法第122条の2該当に 係る料理飲食等消費税			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
旧法第122条の2該当 に係る特別地方消費税			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計			373	317,459,220	－	－	541	10,631,633,619	541	10,631,633,619	541	10,631,633,619

(2) 県 税 部 別

区 分 県税部			前年度から繰越 した徴収猶予中 の 額 (A)		猶 予 申 請						(D)について許可 (承認)した額(E)	
					前年度に猶 予の申請の あった額(B)		本年度中に猶予の 申請のあった額(C)		計 (B) + (C) (D)			
			件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
新 発 田	106	5,132,790	—	—	39	2,171,974,146	39	2,171,974,146	39	2,171,974,146		
新 潟	90	63,217,797	—	—	345	3,664,892,338	345	3,664,892,338	345	3,664,892,338		
三 条	41	2,301,450	—	—	3	175,500	3	175,500	3	175,500		
長 岡	49	1,788,070	—	—	82	231,727,682	82	231,727,682	82	231,727,682		
南 魚 沼	11	641,900	—	—	12	1,438,213,612	12	1,438,213,612	12	1,438,213,612		
上 越	12	242,236,713	—	—	60	3,124,650,341	60	3,124,650,341	60	3,124,650,341		
佐 渡	64	2,140,500	—	—	—	—	—	—	—	—		
計	373	317,459,220	—	—	541	10,631,633,619	541	10,631,633,619	541	10,631,633,619		

処理状況調

(単位：円)

計 (A) + (E) (F)		(F)のうち、徴収猶予 を取消した額 (G)		徴収猶予許可(承認) 後調定減した額 (H)		(F)のうち、徴収猶予 期限が出納閉鎖期日 までのもので滞納に より翌年度へ繰越し た額 (I)		(F)のうち、出納閉鎖 期日現在徴収猶予中 の額 (J)	
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	1,009,500	—	—	—	—	—	—	1	1,009,500
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1	1,955,300	—	—	—	—	—	—	1	1,955,300
29	7,620,300	4	527,200	21	3,792,400	1	504,200	3	2,796,500
9	825,400	1	148,400	8	677,000	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
360	22,869,960	2	48,400	51	3,846,250	5	161,280	302	18,814,030
514	10,914,812,379	—	—	—	—	—	—	2	40,812,856
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
914	10,949,092,839	7	724,000	80	8,315,650	6	665,480	309	65,388,186

(単位：円)

計 (A) + (E) (F)		(F)のうち、徴収猶予 を取消した額 (G)		徴収猶予許可(承認) 後調定減した額 (H)		(F)のうち、徴収猶予 期限が出納閉鎖期日 までのもので滞納に より翌年度へ繰越し た額 (I)		(F)のうち、出納閉鎖 期日現在徴収猶予中 の額 (J)	
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
145	2,177,106,936	—	—	22	1,101,850	—	—	84	4,030,940
435	3,728,110,135	5	678,900	31	5,882,870	6	665,480	73	55,199,766
44	2,476,950	—	—	11	640,470	—	—	33	1,836,480
131	233,515,752	—	—	8	335,190	—	—	43	1,549,980
23	1,438,855,512	—	—	3	236,000	—	—	8	405,900
72	3,366,887,054	—	—	—	—	—	—	11	388,990
64	2,140,500	2	45,100	5	119,270	—	—	57	1,976,130
914	10,949,092,839	7	724,000	80	8,315,650	6	665,480	309	65,388,186

5 滞納処分の

税 目	区 分	停 止 (A)		停 止 後 の 異 動 状 況 (B)				停 止 中 (B) (A) - (B)	
				停 止 取 消		不 納 欠 損			
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
法 人 県 民 税	現	12	361,130	—	—	12	361,130	—	—
	繰	145	5,510,453	—	—	113	4,221,969	32	1,288,484
	計	157	5,871,583	—	—	125	4,583,099	32	1,288,484
個 人 事 業 税	現	1	114,600	—	—	—	—	1	114,600
	繰	146	30,084,867	2	245,400	45	7,786,971	99	22,052,496
	計	147	30,199,467	2	245,400	45	7,786,971	100	22,167,096
法 人 事 業 税	現	1	337,900	—	—	1	337,900	—	—
	繰	51	15,307,374	—	—	44	13,030,662	7	2,276,712
	計	52	15,645,274	—	—	45	13,368,562	7	2,276,712
不 動 産 取 得 税	現	—	—	—	—	—	—	—	—
	繰	96	25,023,795	2	92,600	39	4,656,577	55	20,274,618
	計	96	25,023,795	2	92,600	39	4,656,577	55	20,274,618
ゴ ル フ 場 利 用 税	現	—	—	—	—	—	—	—	—
	繰	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—
自 動 車 税	現	71	2,415,839	2	77,000	36	1,159,591	33	1,179,248
	繰	1,472	56,538,871	67	2,468,205	523	20,135,757	882	33,934,909
	計	1,543	58,954,710	69	2,545,205	559	21,295,348	915	35,114,157

(注) 1 「不納欠損」には、滞納処分の停止中に時効が完成したことにより不納欠損処分したものを含む。

2 個人県民税の件数は、人員数。

停止状況調（税目別）

（単位：円）

区 分 税 目			停 止 (A)		停 止 後 の 異 動 状 況 (B)				停 止 中 (A) (B)	
					停 止 取 消		不 納 欠 損			
			件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
鉾 区 税	現	—	—	—	—	—	—	—	—	
	繰	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	
軽 油 引 取 税	現	—	—	—	—	—	—	—	—	
	繰	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	
料 理 飲 食 等 税 消 費 税	現	—	—	—	—	—	—	—	—	
	繰	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	
特別地方消費税	現	—	—	—	—	—	—	—	—	
	繰	70	2,160,597	—	—	70	2,160,597	—	—	
	計	70	2,160,597	—	—	70	2,160,597	—	—	
小 計	現	85	3,229,469	2	77,000	49	1,858,621	34	1,293,848	
	繰	1,980	134,625,957	71	2,806,205	834	51,992,533	1,075	79,827,219	
	計	2,065	137,855,426	73	2,883,205	883	53,851,154	1,109	81,121,067	
個 人 県 民 税	現	259	6,480,852	—	—	64	3,167,820	195	3,313,032	
	繰	7,883	389,541,862	76	1,572,796	3,075	138,254,580	4,732	249,714,486	
	計	8,142	396,022,714	76	1,572,796	3,139	141,422,400	4,927	253,027,518	
合 計	現	344	9,710,321	2	77,000	113	5,026,441	229	4,606,880	
	繰	9,863	524,167,819	147	4,379,001	3,909	190,247,113	5,807	329,541,705	
	計	10,207	533,878,140	149	4,456,001	4,022	195,273,554	6,036	334,148,585	

6 過誤納金等の

区 分 税 目	現 年 度 還 付 取 扱 額							
	還 付 (充当) し た 額						未 還 付 額	
	還 付 し た 額		充 当 し た 額		計			
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
個 人 県 民 税	－	－	－	－	－	－	－	1,347,291
法 人 県 民 税	2,107	126,577,793	222	6,613,827	2,329	133,191,620	－	1,128,547
個 人 事 業 税	131	4,117,900	20	530,700	151	4,648,600	－	210,800
法 人 事 業 税	2,012	448,339,350	146	66,176,324	2,158	514,515,674	－	10,208,318
不 動 産 取 得 税	1,611	138,442,591	20	2,845,700	1,631	141,288,291	－	521,800
ゴルフ場利用税	14	85,600	5	2,116	19	87,716	－	－
特別地方消費税	－	－	－	－	－	－	－	－
自 動 車 税	63,113	1,041,061,597	788	19,286,926	63,901	1,060,348,523	－	590,875
鉦 区 税	47	55,700	－	－	47	55,700	－	－
軽 油 引 取 税	26	2,628,006	5	92,791	31	2,720,797	－	180,744
自 動 車 取 得 税	－	－	－	－	－	－	－	－
狩 猟 税	－	－	－	－	－	－	－	－
利 子 割	－	－	－	－	－	－	－	－
配 当 割	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等譲渡所得割	－	－	－	－	－	－	－	－
産 業 廃 棄 物 税	－	－	－	－	－	－	－	－
た ば こ 税	－	－	－	－	－	－	－	－
計	69,061	1,761,308,537	1,206	95,548,384	70,267	1,856,856,921	－	14,188,375
税 外 収 入	642	5,438,551	66	433,398	708	5,871,949	－	－
合 計	69,703	1,766,747,088	1,272	95,981,782	70,975	1,862,728,870	－	14,188,375

還付充当状況調

(単位：円)

過 年 度 還 付 取 扱 額								区 分 税 目
還 付 (充 当) し た 額						未 還 付 額		
還 付 し た 額		充 当 し た 額		計				
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
—	—	—	—	—	—	—	198,841	個 人 県 民 税
2,135	244,929,009	178	9,774,503	2,313	254,703,512	—	—	法 人 県 民 税
87	2,587,500	6	150,200	93	2,737,700	—	—	個 人 事 業 税
2,296	604,549,348	99	8,813,563	2,395	613,362,911	—	—	法 人 事 業 税
1,113	136,628,800	7	2,282,100	1,120	138,910,900	—	—	不 動 産 取 得 税
2	2,900	—	—	2	2,900	—	—	ゴ ル フ 場 利 用 税
—	—	—	—	—	—	—	—	特 別 地 方 消 費 税
113	2,336,412	30	793,900	143	3,130,312	—	—	自 動 車 税
1	3,800	—	—	1	3,800	—	—	鉦 区 税
28	4,003,332	1	870	29	4,004,202	—	—	軽 油 引 取 税
—	—	—	—	—	—	—	—	自 動 車 取 得 税
—	—	—	—	—	—	—	—	狩 猟 税
17,121	46,218,522	5,178	2,783,552	22,299	49,002,074	—	—	利 子 割
—	—	—	—	—	—	—	—	配 当 割
—	—	—	—	—	—	—	—	株 式 等 譲 渡 所 得 割
—	—	—	—	—	—	—	—	産 業 廃 棄 物 税
—	—	—	—	—	—	—	—	た ば こ 税
22,896	1,041,259,623	5,499	24,598,688	28,395	1,065,858,311	—	198,841	計
30	2,809,958	12	88,628	42	2,898,586	—	—	税 外 収 入
22,926	1,044,069,581	5,511	24,687,316	28,437	1,068,756,897	—	198,841	合 計

7 不納欠損理由別処理状況調

(単位：円)

税 目	区 分	時効完成に基づくもの				滞 納 処 分 の 停 止 後 3 年 以 上 の 経 過 に よ り の 除 去 し た も の		法第15条の7第5項による消滅				合 計			
		滞 納 処 分 の 停 止 中 の も の		左 以 外 の も の				法 人 の 解 散 に よ る も の		左 以 外 の も の					
		件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額		
法 人 県 民 税		1	540,000	－	－	3	320,664	89	2,717,270	32	1,005,165	125	4,583,099		
事 業 税 個 人		14	3,655,052	－	－	28	3,840,998	－	－	3	290,921	45	7,786,971		
事 業 税 法 人		2	82,000	－	－	1	1,649,900	31	9,157,375	11	2,479,287	45	13,368,562		
不 動 産 取 得 税		4	182,300	－	－	11	604,338	4	990,598	20	2,879,341	39	4,656,577		
ゴ ル フ 場 利 用 税		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
自 動 車 税		129	5,215,358	－	－	343	12,908,386	20	712,130	67	2,459,474	559	21,295,348		
鉦 区 税		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
軽 油 引 取 税		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
旧 法 に よ る 税 料 理 飲 食 等 消 費 税		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
旧 法 に よ る 税 特 別 地 方 消 費 税		－	－	－	－	56	1,226,826	－	－	14	933,771	70	2,160,597		
旧 法 に よ る 税 軽 油 引 取 税		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
計		150	9,674,710	－	－	442	20,551,112	144	13,577,373	147	10,047,959	883	53,851,154		
個 人 県 民 税		1,592	52,799,800	2,704	72,103,620	981	45,691,066					644	42,931,534	5,921	213,526,020
合 計		1,742	62,474,510	2,704	72,103,620	1,423	66,242,178					－	66,556,866	6,804	267,377,174

(注) 1 個人県民税の件数は、人員数。

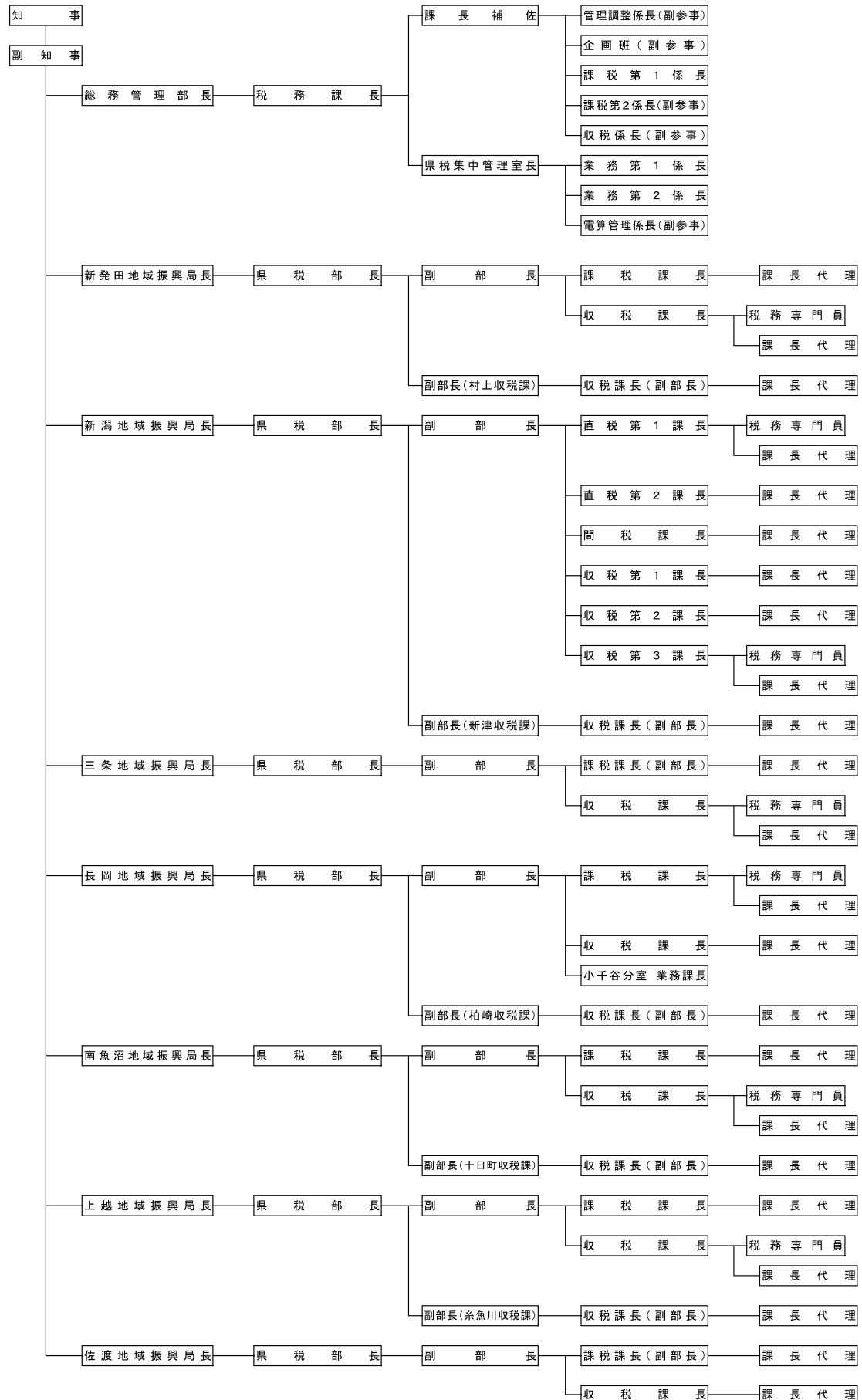
2 個人県民税及び合計について、法第15条の7第5項による消滅の左以外のものには、法人の解散によるものを含む。

第5 参 考 資 料

- 1 税務機構等
- 2 税務職員の定数等調
- 3 特殊勤務手当の支給に関する条例等
- 4 徴税費に関する調
- 5 徴税費の科目別調（決算額）
- 6 口座振替に関する調
- 7 納税貯蓄組合に対する補助金交付状況調
- 8 個人県民税徴収成績優良市町村
- 9 地方税等の一世帯当たり及び一人当たりの税額累年比較調
- 10 各都道府県税の調定収入状況調
- 11 都道府県税の住民一人当たり及び一世帯当たりの税額調
- 12 県税の税率等の推移の概要
- 13 地域振興局県税部等一覧
- 14 管 内 図

1 税 務 機 構 等 (平成25年 4 月 1 日現在)

(1) 税 務 機 構 図



(2) 税務課事務分掌

(管理調整係)

分 掌 事 務
1 人事、服務、表彰に関する事項
2 税務研修に関する事項
3 予算管理に関する事項
4 県税部の運営に関する事項

(企 画 班)

分 掌 事 務
1 税制の調査研究に関する事項
2 税制調査会の運営に関する事項
3 県税収入の見積りに関する事項
4 県税条例の制定、改廃に関する事項
5 核燃料税に関する事項

(課税第1係)

分 掌 事 務
1 法人県民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、鉾区税、県固定資産税に係る企画、指導に関する事項
2 上記税目に係る犯則事件の取締りに関する事項
3 上記税目に係る不服申立て及び訴訟に関する事項

(課税第2係)

分 掌 事 務
1 県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、狩猟税、軽油引取税、自動車税、自動車取得税、産業廃棄物税に係る企画、指導に関する事項
2 上記税目に係る犯則事件の取締りに関する事項
3 上記税目に係る不服申立て及び訴訟に関する事項

(収 税 係)

分 掌 事 務
1 収税事務の企画、指導に関する事項
2 新潟県地方税徴収機構に関する事項
3 収税に係る不服申立て及び訴訟に関する事項
4 納税貯蓄組合に関する事項
5 滞納整理に関する事項
6 個人県民税に関する事項

(業務第1係)

分 掌 事 務
1 県税の収納管理に関する事項
2 口座振替、債権譲渡に関する事項
3 決算に関する事項

(業務第2係)

分 掌 事 務
1 自動車税、自動車取得税の課税事務に関する事項
2 自動車税の積雪軽減地区の指定に関する事項
3 自動車取得税に係る商品自動車調査に関する事項
4 原始家屋評価事務の企画、指導に関する事項
5 原始家屋評価計算、評価基準に関する事項
6 県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割の賦課に関する事項

(電算管理係)

分 掌 事 務
1 電算管理事務の企画、指導に関する事項
2 電算システムの維持管理に関する事項

(3) 研 修 概 要

(平成25年10月1日現在)

月	日	日数	項 目	受 講 者	研 修 内 容
4	5	1日	個人県民税初任者研修会	初 任 者	事 務 全 般
	10～12	3日	税務初任者研修会	初 任 者	事 務 全 般
	17	1日	免税軽油事務初任者研修会	初 任 者	事 務 全 般
	18	1日	自動車税初任者研修会	初 任 者	事 務 全 般
	19	1日	収税事務初任者研修会（前期）	初 任 者	事 務 全 般
5	13	1日	間税事務初任者研修会	初 任 者	事 務 全 般
	13～14	2日	不動産取得税初任者研修会	初 任 者	事 務 全 般
	14～15	2日	法人二税初任者研修会	初 任 者	事 務 全 般
	14～17	4日	端末機操作研修会（課税）	初 任 者	端 末 操 作
	16	1日	個人事業税初任者研修会	初 任 者	事 務 全 般
6	3～5	3日	端末機操作研修会（自動車税・収納）	初 任 者	端 末 操 作
	7	1日	端末機操作研修会（電子申告）	担 当 者	端 末 操 作
	13～14	2日	法人税法・所得税法・調査事務研修会	担 当 者	事 務 全 般
	21	1日	個人事業税実務者研修会	担 当 者	事 務 全 般
7	11 23	2日	家屋評価初任者現地同行研修会	初 任 者	評 価 事 務
	12	1日	収税事務専門研修会（前期）	担 当 者	徴 収 実 務
	16～17	2日	税務職員キャリアアップ研修	税務経験年数 3年目の職員	総則・事例研究・講話
8	2	1日	収税事務初任者研修会（後期）	初 任 者	事 務 全 般
	22	1日	家屋評価初任者現地同行研修会	初 任 者	評 価 事 務
9 10	12～13 15～16	4日	会計学・財務諸表論研修会	担 当 者	事 務 全 般
11	8	1日	免税軽油事務実務者研修会	担 当 者	事 務 全 般
	15	1日	収税事務専門研修会（後期）	担 当 者	徴 収 実 務
	22	1日	不動産取得税承継実務者研修会	担 当 者	事 例 研 究
	22	1日	個人県民税精算事務研修会	担 当 者	精 算 事 務
	25	1日	法人二税実務者研修会	担 当 者	事 例 研 究
12	12～13	2日	軽油引取税調査事務研修会	担 当 者	事例研究・調査事務
1	下旬	1日	税務職員合同研修会	所 属 推 薦	講 演
2	14	1日	自動車税等実務者研修会	担 当 者	事 務 全 般

2 税 務 職 員 の 定 数 等 調

(1) 税 務 職 員 数

	平成 18. 4. 1 現 在	平成 19. 4. 1 現 在	平成 20. 4. 1 現 在	平成 21. 4. 1 現 在	平成 22. 4. 1 現 在	平成 23. 4. 1 現 在	平成 24. 4. 1 現 在	平成 25. 4. 1 現 在
定数内	人	人	人	人	人	人	人	人
税務担当事務職員	〔13〕296	〔12〕293	〔5〕281	〔5〕279	〔5〕280	〔5〕279	〔5〕275	〔5〕273
総務課事務職員	10	5						
総務課用員	4	2						
計	〔13〕310	〔12〕300	〔5〕281	〔5〕279	〔5〕280	〔5〕279	〔5〕275	〔5〕273
定数内	(4)	(2)	(2)	(5)	(6)	(4)	(9)	(4)
22 条 職 員	58	65	48	48	48	48	48	48
臨 時 ・ 嘱 託	3		6					
事 務 員	61	65	54	48	48	48	48	48
計	〔13〕371	〔12〕365	〔5〕335	〔5〕327	〔5〕328	〔5〕327	〔5〕323	〔5〕321
合 計								

(2) 所 属 別 内 訳

(平成25. 4. 1 現在)

	県税部事務職員定数				税務課事務職員定数								職 員 定 数 計	嘱 託 員 定 数
	県 税 部 長	総 務 課	課 税 課	収 税 課	管 理 調 整 係	企 画 班	課 税 第 1 係	課 税 第 2 係	収 税 係	業 務 第 1 係	業 務 第 2 係	電 算 管 理 係		
新 発 田	1		13	9									23	4
村 上 収 税 課				6									6	1
新 潟	1		39	33									73	11
新 津 収 税 課				7									7	1
三 条	1		9	9									19	5
長 岡	1		20	14									35	5
柏 崎 収 税 課				6									6	1
小 千 谷 分 室		〔4〕											〔4〕	
南 魚 沼	1		13	8									22	4
十日町収税課				5									5	1
上 越	1		15	10									26	4
糸 魚 川 収 税 課				4									4	1
佐 渡	〔1〕		5	4									〔1〕 9	1
県 税 部 小 計	〔1〕6	〔4〕	114	115									〔5〕 235	39
税 務 課					6	4	4	4	3	5	6	6	38	9
合 計	〔1〕6	〔4〕	114	115	6	4	4	4	3	5	6	6	〔5〕 273	48

* 1 県税部長の〔 〕の数は、兼務職員数。

* 2 小千谷分室総務課の〔 〕の数は、維持管理事務所の兼務職員数。

* 3 税務課の課長、課長補佐は管理調整係に、県税集中管理室長は業務第1係に含む。

* 4 基幹局県税部副部長は課税課に、地元局収税課副部長は収税課に含む。

* 5 事務員は、研修期間として1年間配置された職員数。

* 6 上記の表には、休職等の職員を含む。

3 特殊勤務手当の支給に関する条例等（税務職員関係抜すい）

○職員の特殊勤務手当に関する条例

（平成12年 3月31日新潟県条例第3号）

（趣 旨）

第1条 この条例は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第20条第2項及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第30条第2項の規定に基づき、特殊勤務手当の種類及び支給される職員の範囲並びにその額に関し必要な事項を定めるものとする。

（特殊勤務手当の種類）

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

：

(14) 県税賦課徴収手当

：

（県税賦課徴収手当）

第16条 県税賦課徴収手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 地域振興局に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員が専ら県税の賦課又は徴収に関する業務に従事した場合
- (2) 地域振興局に勤務する職員その他の人事委員会規則で定める職員（前号に該当する職員を除く。）が直接納税者等と接して行う県税の賦課又は徴収に関する業務に従事した場合

2 前項の手当の額は、次のとおりとする。

業務の区分	手 当 の 額
前項第1号に掲げる業務	勤務1月につき19,000円（別に人事委員会規則で定める職員にあっては、11,400円）
前項第2号に掲げる業務	業務に従事した日1日につき550円

○特殊勤務手当に関する規則

（平成12年 3月31日

新潟県人事委員会規則第6－1313号）

（趣 旨）

第1条 この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年条例第3号。以下「条例」という。）並びに一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第28条及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第31条の規定に基づき、特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（県税賦課徴収手当）

第15条 条例第16条第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。

(1) 地域振興局

(2) 総務管理部税務課県税集中管理室（電算管理係を除く。）

2 条例第16条第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる勤務箇所に勤務する職員とする。

(1) 地域振興局

(2) 総務管理部税務課

(3) 総務管理部税務課県税集中管理室

3 条例第16条第2項の人事委員会規則で定める職員は、総務管理部税務課県税集中管理室長、地域振興局県税部長（兼職により当該職又は他の職を占めている職員を除く。）とする。

4 徴 税 費 に 関 す る 調

区 分				平 成 23 年 度		平 成 24 年 度	
税 収 入	予 算 額 (イ)			219,593,000	千円	226,453,000	千円
	調 定 (見 込) 額 (ロ)			225,123,290		231,580,316	
	収 入 (見 込) 額 (ハ)			219,807,663		226,892,313	
徴 税 費	人 件 費	職 員 給 当	1,105,589	1,080,990			
		諸 手 当	53,727	56,255			
		超 過 勤 務 手 当	54,642	53,031			
		そ の 他 の 人 件 費	534,483	520,493			
		計	642,852	629,779			
		旅 費	528,293	491,940			
	旅 費	需 通 信 用 運 搬 費	2,276,734	2,202,709			
		備 備 そ の 他	14,098	13,097			
		計	73,846	73,566			
		徴 収 取 扱 費 等	118,061	116,936			
	徴 収 取 扱 費 等	道 府 県 税 地 小 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	5,646	4,744			
		道 府 県 税 地 小 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	185,206	174,794			
		道 府 県 税 地 小 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	382,759	370,040			
		道 府 県 税 地 小 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	3,540,868	3,452,712			
		道 府 県 税 地 小 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	10,164	8,803			
		道 府 県 税 地 小 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	97,255	121,192			
		道 府 県 税 地 小 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	3,648,287	3,582,707			
		道 府 県 税 地 小 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	130,249	135,580			
税 収 入 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	徴 収 取 扱 費 等	道 府 県 税 地 小 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	3,778,536	3,718,287			
		道 府 県 税 地 小 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	400	400			
		道 府 県 税 地 小 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	-	-			
	徴 収 取 扱 費 等	道 府 県 税 地 小 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	6,714	6,464			
		道 府 県 税 地 小 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	612,795	631,725			
		道 府 県 税 地 小 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	619,509	638,189			
	徴 収 取 扱 費 等	道 府 県 税 地 小 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	28,943	32,899			
		道 府 県 税 地 小 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	4,427,388	4,389,775			
		道 府 県 税 地 小 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金	7,100,979	6,975,621			
	合 計 (A) + (B) + (C) + (D) (ニ)						
徴 税 吏 員 数	対 予 算 額 (ニ) / (イ)	対 予 算 額 (ニ) / (ロ)	3.23 %	3.08 %			
		対 予 算 額 (ニ) / (ハ)	3.15	3.01			
		対 予 算 額 (ニ) / (ハ)	3.23	3.07			
	徴 税 吏 員 数	徴 税 吏 員 数	273 人	266 人			
		徴 税 吏 員 数	54	57			
		徴 税 吏 員 数	327	323			
	徴 税 吏 員 数	徴 税 吏 員 数	4	7			
		徴 税 吏 員 数					
		徴 税 吏 員 数					
	計 (ニ) / (ホ)						
徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 費	徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 費	徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 費	672,195 千円	702,453 千円			
		徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 費	7,006	6,860			
		徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 費	14,710	14,736			
	徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 費	徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 費	21,716	21,596			
		徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 費					
		徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 費					
	徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 費	徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 費	- 箇所	- 箇所			
		徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 費	8	8			
		徴 税 吏 員 1 人 当 た り 徴 税 費	8	8			
	計						
	計						

5 徴税費の科目別調（決算額）

（単位：円）

節	目	平成23年度			平成24年度		
		徴税総務費	賦課徴収費	計	徴税総務費	賦課徴収費	計
報	酬	63,081,990	9,210,066	72,292,056	54,803,164	9,170,322	63,973,486
給	料	1,105,589,007	—	1,105,589,007	1,080,989,943	—	1,080,989,943
職員手当等	（扶養手当	38,451,024	—	38,451,024	37,710,282	—	37,710,282
	通勤手当	33,544,016	—	33,544,016	32,845,284	—	32,845,284
	期末勤勉手当	402,624,404	—	402,624,404	394,824,255	—	394,824,255
	寒冷地手当	8,276,400	—	8,276,400	7,775,400	—	7,775,400
	時間外勤務手当	53,400,925	—	53,400,925	55,920,780	—	55,920,780
	宿日直手当	21,000	—	21,000	25,200	—	25,200
	夜勤手当	—	—	—	—	—	—
	休日勤務手当	304,814	—	304,814	308,736	—	308,736
	管理職手当	12,331,800	—	12,331,800	12,307,200	—	12,307,200
	初任給調整手当	—	—	—	—	—	—
	特殊勤務手当	54,641,738	—	54,641,738	53,031,379	—	53,031,379
	調整手当	—	—	—	—	—	—
	住居手当	13,543,900	—	13,543,900	12,339,200	—	12,339,200
	特勤勤務手当	4,199,794	—	4,199,794	4,174,398	—	4,174,398
	児童手当	—	—	—	13,095,000	—	—
	子ども手当	18,514,000	—	18,514,000	2,690,000	—	2,690,000
	単身赴任手当	2,998,000	—	2,998,000	2,712,000	—	2,712,000
	管理職員特別勤務手当	—	—	—	20,000	—	—
	特例一時金	—	—	—	—	—	—
	小計	642,851,815	—	642,851,815	629,779,114	—	629,779,114
共	済費	434,203,397	1,482,232	435,685,629	398,267,177	1,430,973	399,698,150
賃	金	19,850,080	465,000	20,315,080	27,896,300	371,840	28,268,140
報	償費	622,643,000	65,450	622,708,450	641,668,500	171,000	641,839,500
旅	費	11,951,675	2,146,178	14,097,853	11,582,544	1,514,391	13,096,935
需	用費	71,015,984	2,830,206	73,846,190	69,231,145	4,335,267	73,566,412
役	務費	104,156,177	37,573,676	141,729,853	101,706,323	42,859,848	144,566,171
委	託料	58,764,493	99,127,495	157,891,988	54,786,839	98,731,226	153,518,065
使用料及び賃借料		1,373,285	9,036,991	10,410,276	1,338,259	9,863,206	11,201,465
工事請負費		—	—	—	—	—	—
備品購入費		5,646,290	—	5,646,290	4,744,468	—	4,744,468
負担金・補助及び交付金		14,568,578	3,785,967,729	3,800,536,307	11,975,814	3,721,411,609	3,733,387,423
補償・補填及び賠償金		212,646	—	212,646	201,100	—	201,100
投資及び出資金		—	—	—	—	—	—
公課費		191,800	7,600	199,400	233,443	—	233,443
	計	3,156,100,217	3,947,912,623	7,104,012,840	3,089,204,133	3,889,859,682	6,979,063,815

6 口座振替に関する調

(単位：件、千円)

区 分	口座振替 により納税が 行われた件数 ①	① の 税 額 ②	当該年度の 税 収 入 額 ③	② / ③	②の納付場所による区分			
					銀 行	信用金庫	農業協同 組 合	そ の 他
個人事業税	5,082	548,386	1,901,692	28.84%	353,527	69,537	89,226	36,096
自動車税	71,029	2,442,003	32,882,614	7.43%	1,339,608	121,959	810,578	169,859
計	76,111	2,990,389	34,784,306	8.60%	1,693,135	191,496	899,804	205,955

7 納税貯蓄組合に対する補助金交付状況調

(単位：円)

補 助 金 交 付 対 象 連 合 会	補助金額
新潟県納税貯蓄組合総連合会	400,000
計	400,000

8 個人県民税徴収成績優良市町村

◎完納市町村（1村）

〈当該年度の現年課税分の収入率が100%の市町村〉

県 税 部	市 町 村	平成24年度調定額
新 発 田	粟 島 浦 村	円 6,150,000

◎徴収成績優良市町村（14市町村）

〈現年度課税分の収入率が3年連続向上し、特に徴収努力が顕著と認められる市町村〉

県 税 部	市 町 村	収 入 率（%）				
		H21	H22	H23	H24	H24－H21
新 発 田	新 発 田 市	98.67	98.77	98.97	99.14	0.47
	胎 内 市	98.60	98.79	98.85	99.23	0.63
新 潟	五 泉 市	97.02	97.53	97.77	98.07	1.05
	新 潟 市	97.82	98.22	98.46	98.64	0.82
三 条	三 条 市	98.16	98.39	98.62	98.71	0.55
	加 茂 市	97.77	98.30	98.42	98.57	0.80
	弥 彦 村	98.41	99.13	99.17	99.22	0.81
	田 上 町	97.92	98.82	99.17	99.66	1.74
南 魚 沼	魚 沼 市	98.29	98.32	98.66	98.67	0.38
	湯 沢 町	96.03	96.09	96.76	96.82	0.79
	十 日 町	98.53	99.05	99.21	99.28	0.75
上 越	妙 高 市	98.98	99.10	99.2267	99.2275	0.25
	上 越 市	98.08	98.39	98.44	98.60	0.52
	糸 魚 川 市	98.90	98.96	98.99	99.09	0.19
県 平 均 収 入 率		98.08	98.35	98.54	98.69	0.61

※「新潟県地方税徴収確保対策基本要領」に基づき感謝状贈呈の対象となった市町村のみ掲載した。

9 地方税等の一世帯当たり及び一人当たりの税額累年比較調

(平成15年度～平成24年度)

区 分 年 度	調 定 額				
	国 税	県 税	市 町 村 税	地 方 税 計	指 数
	千円	千円	千円	千円	
平 成 15 年 度	530,772,546	231,357,426	327,585,274	558,942,700	100
平 成 16 年 度	528,595,922	237,692,511	327,200,683	564,893,194	101
平 成 17 年 度	565,786,931	248,541,969	328,952,219	577,494,188	103
平 成 18 年 度	582,492,806	264,666,576	335,724,320	600,390,896	107
平 成 19 年 度	552,597,393	289,907,873	360,525,859	650,433,732	116
平 成 20 年 度	517,947,663	279,323,276	360,347,179	639,670,455	114
平 成 21 年 度	492,458,876	240,109,867	346,807,974	586,917,841	105
平 成 22 年 度	478,784,556	224,076,084	341,394,185	565,470,269	101
平 成 23 年 度	487,830,602	225,123,290	341,643,456	566,766,746	101
平 成 24 年 度	—	231,580,316	340,518,639	572,098,955	102

区 分 年 度	県 民 1 世 帯 当 た り 税 額					
	世 帯 数	国 税 1 世帯当たり	県 税 1 世帯当たり	市 町 村 税 1 世帯当たり	地 方 税 1 世帯当たり	指数
	世帯	円	円	円	円	
平 成 15 年 度	810,483	654,884	285,456	404,185	689,641	100
平 成 16 年 度	815,799	647,949	291,362	401,080	692,442	100
平 成 17 年 度	824,873	685,908	301,309	398,791	700,101	102
平 成 18 年 度	831,390	700,625	318,342	403,811	722,153	105
平 成 19 年 度	837,457	659,852	346,176	430,501	776,677	113
平 成 20 年 度	843,516	614,034	331,142	427,197	758,338	110
平 成 21 年 度	849,247	579,877	282,733	408,371	691,104	100
平 成 22 年 度	854,420	560,362	262,255	399,562	661,818	96
平 成 23 年 度	859,516	567,564	261,919	397,484	659,402	96
平 成 24 年 度	864,025	－	268,025	394,107	662,132	96

区 分 年 度	県 民 1 人 当 た り 税 額					
	人 口	国 税 1 人 当 た り	県 税 1 人 当 た り	市 町 村 税 1 人 当 た り	地 方 税 1 人 当 た り	指数
	人	円	円	円	円	
平 成 15 年 度	2,455,996	216,113	94,201	133,382	227,583	100
平 成 16 年 度	2,445,807	216,123	97,184	133,780	230,964	101
平 成 17 年 度	2,438,482	232,024	101,925	134,900	236,825	104
平 成 18 年 度	2,425,683	240,136	109,110	138,404	247,514	109
平 成 19 年 度	2,413,103	228,999	120,139	149,403	269,542	118
平 成 20 年 度	2,401,803	215,650	116,297	150,032	266,329	117
平 成 21 年 度	2,391,091	205,956	100,419	145,042	245,460	108
平 成 22 年 度	2,378,853	201,267	94,195	143,512	237,707	104
平 成 23 年 度	2,364,632	206,303	95,204	144,481	239,685	105
平 成 24 年 度	2,348,323	－	98,615	145,005	243,620	107

- (注) 1 指数は地方税計のものであり、平成15年度を100とした。
2 世帯数及び人口は当該年度末現在（住民基本台帳）による。
3 市町村税は、国民健康保険税を除く。
4 平成24年度の国税関係は未発表である。

10 各都道府県税の調定収入状況調

(単位：千円)

税 目	新 潟 県			全 国		
	調 定 額	収 入 額	収入率	調 定 額	収 入 額	収入率
			%			%
個 人 県 民 税	69,681,200	66,151,052	94.9	5,061,469,282	4,681,732,842	92.5
法 人 県 民 税	11,808,600	11,760,847	99.6	840,890,270	832,024,145	98.9
県 民 税 利 子 割	1,450,677	1,450,677	100.0	115,091,244	115,091,402	100.0
個 人 事 業 税	2,036,295	1,901,692	93.4	187,724,507	177,618,371	94.6
法 人 事 業 税	38,262,386	37,995,823	99.3	2,379,787,636	2,353,658,250	98.9
地方消費税（譲渡割）	27,734,974	27,734,974	100.0	1,910,089,483	1,910,089,483	100.0
地方消費税（貨物割）	6,787,056	6,787,056	100.0	641,019,452	641,019,452	100.0
不 動 産 取 得 税	4,949,488	4,652,360	94.0	366,193,636	335,563,251	91.6
県 た ば こ 税	5,094,059	5,094,022	100.0	288,934,334	288,934,092	100.0
ゴ ル フ 場 利 用 税	579,941	574,882	99.1	51,047,033	50,670,115	99.3
自 動 車 取 得 税	4,569,614	4,569,614	100.0	210,480,939	210,432,218	100.0
軽 油 引 取 税	25,249,700	24,976,033	98.9	938,691,510	924,682,354	98.5
自 動 車 税	33,012,146	32,882,614	99.6	1,628,270,569	1,585,965,783	97.4
鉦 区 税	49,617	49,617	100.0	391,806	368,003	93.9
県 固 定 資 産 税	—	—	—	2,298,171	2,298,171	100.0
法 定 外 普 通 税	—	—	—	25,604,394	25,604,394	100.0
狩 猟 税	38,341	38,341	100.0	1,684,601	1,684,601	100.0
法 定 外 目 的 税	271,124	271,124	100.0	8,420,891	7,971,622	94.7
旧 法 に よ る 税	5,098	1,585	31.1	3,557,388	178,088	5.0
計	231,580,316	226,892,313	98.0	14,661,647,146	14,145,586,637	96.5

(地方行財政調査資料より)

11 都道府県税の住民一人当たり及び一世帯当たりの税額調

区 分 都道府県			調 定 額	1 人 当 たり 税 額		1 世 帯 当 たり 税 額	
				人	税 額	世 帯 数	税 額
計			千円	人	円	世帯	円
			14,661,647,146	126,393,679	116,000	54,594,744	268,554
北海道	青森	道 森 手 城 田	524,143,104	5,444,307	96,274	2,696,554	194,375
			126,040,313	1,368,246	92,118	579,497	217,500
			111,918,925	1,309,009	85,499	509,702	219,577
			250,847,531	2,304,889	108,833	930,454	269,597
			81,600,110	1,072,625	76,075	421,935	193,395
山形	福島	形 島 城 木 馬	97,568,294	1,149,851	84,853	402,787	242,233
			191,964,819	1,971,142	97,388	750,488	255,787
			336,291,623	2,947,879	114,079	1,152,844	291,706
			214,088,464	1,981,584	108,039	773,739	276,693
茨城	栃木		206,437,492	1,982,831	104,112	784,587	263,116
埼玉県	千葉県	玉 葉 京 川	689,091,060	7,156,223	96,293	3,008,304	229,063
			753,560,316	6,136,250	122,805	2,638,013	285,655
			2,764,337,441	12,757,445	216,684	6,452,253	428,430
			1,032,691,370	8,924,132	115,719	4,022,895	256,704
新 潟			231,580,316	2,348,323	98,615	864,025	268,025
富山	石川	山 川 井 梨 野	118,013,476	1,081,665	109,104	396,674	297,507
			124,230,980	1,152,629	107,781	455,490	272,741
			95,387,794	798,939	119,393	277,220	344,087
			86,492,875	850,375	101,711	342,246	252,721
福井	山梨		198,754,712	2,134,866	93,099	830,593	239,293
岐阜	静岡県	阜 岡 知 重 賀	207,377,229	2,058,652	100,734	765,098	271,047
			423,282,627	3,735,526	113,313	1,475,560	286,862
			958,242,204	7,273,013	131,753	2,982,053	321,336
			215,350,466	1,830,584	117,640	742,426	290,063
愛知	三重		140,161,939	1,395,363	100,448	531,214	263,852
京 都	大阪府	都 阪 庫 良 山	241,228,677	2,536,238	95,113	1,141,157	211,390
			1,110,711,585	8,673,898	128,052	3,990,017	278,373
			598,159,132	5,564,824	107,489	2,402,035	249,022
			109,102,912	1,394,729	78,225	568,655	191,861
奈 和	歌 山		83,991,271	1,010,982	83,079	433,720	193,653
鳥 取	島 根	取 根 山 島 口	45,525,220	584,602	77,874	229,579	198,299
			57,145,807	707,878	80,728	279,948	204,130
			198,944,883	1,925,697	103,311	800,011	248,678
			289,889,896	2,836,043	102,216	1,245,350	232,778
岡 山	廣 島		150,965,730	1,434,337	105,251	647,504	233,150
徳 島	香 川	島 川 媛 知 岡	71,473,716	780,107	91,620	325,454	219,612
			109,267,488	1,002,650	108,979	419,542	260,445
			124,611,106	1,431,445	87,053	637,183	195,566
			54,524,838	752,845	72,425	350,199	155,697
愛 媛	高 知		508,328,220	5,053,473	100,590	2,246,912	226,234
福 岡	佐 賀	賀 崎 本 分 崎	71,850,372	849,230	84,606	316,884	226,740
			102,313,274	1,420,145	72,044	618,180	165,507
			140,637,714	1,816,579	77,419	746,968	188,278
			103,936,761	1,189,981	87,343	516,654	201,173
大 宮	熊 本		85,182,818	1,137,558	74,882	510,086	166,997
鹿 児 島	沖 縄	島 縄	126,758,948	1,695,273	74,772	794,486	159,548
			97,641,298	1,428,817	68,337	587,569	166,178

- (注) 1 調定額は、地方行財政調査資料平成24年度決算見込額による。
2 人口及び世帯数は、平成25年3月31日現在の住民基本台帳による。

12 県 税 の 税 率 等 の 推

税 目		課税客体、課税標準等	昭 和 25 年 度	昭 和 26 年 度	昭 和 27 年 度
県 民 税	個 人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額			
	法 人	均等割 法人税割 法人税額			
事 業 税	個 人	個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業	免税点 年25,000円 税率 第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1種業務 6.4% 第2種業務 8%		基礎控除 年 38,000円
	法 人	法人の行う事業	税率 普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		
不 動 産 税	取 得 税	不動産の価格			
県 た ば こ 税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)		売渡等に係る製造たばこの本数(36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格)			
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)		ゴルフ場の利用(63年度までは娯楽施設の利用)			
特 別 地 方 消 費 税 (昭和35年度までは遊興飲食税、昭和63年度までは料理飲食等消費税)		料理店、飲食店等における料金	税率 芸者等の花代 100% カフェー、バー 40% その他 20% 旅館(宿泊) 20%		税率 カフェー、バー 20% その他 10% 旅館(宿泊) 10% 免税点 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品 50円以下
自 動 車 税		自動車の総排気量及び用途等(トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等)に応じて区分	税率 普通 自 15,000円 営 10,000円 トラック等 10,000円 小型 1,000～4,500円 軽 500円		
鉦 区 税		鉦区の面積又は延長	税率 30～60円		
狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度までは狩猟者税、昭和53年度までは狩猟免許税)		狩猟者の登録を受ける者	税率 3,600円		税率 2,400円
県 固 定 税	資 産 税	大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額			
自 動 車 税	取 得 税	自動車の取得価額			
軽 油 引 取 税		元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等			
入 猟 税		狩猟者の登録を受ける者			

移 の 概 要（昭和25年度～平成25年度）

昭 和 28 年 度	昭 和 29 年 度	昭 和 30 年 度	昭 和 31 年 度	税 目	
	(創設) 均等割 年 100円 所得割 5%		所得割 5.5%	個 人	県 民 税
	(創設) 均等割 年 600円 法人税割 5%	法人税割 5.3% (7/1 ～9/30) 5.4% (10/1～)		法 人	
基礎控除 年 50,000円	基礎控除 年 70,000円 税率 第1種事業 8% 第2種事業 6% 第3種事業 6% 第3種中助産婦業等 4% 特別所得税が第3種事業とされた。	基礎控除 年 100,000円	基礎控除 年 120,000円	個 人	事 業 税
	税率 普通法人 年50万円以下 10% 年50万円超 12% 収入金額課税法人 1.5% 生命保険事業を収入金額課税法人とする。	損害保険事業を収入金額課税法人とする。		法 人	
	(創設) 税率 3% 新築住宅控除 100万円 新築住宅用土地の税額控除 1.8万円	免税点 土地 1万円 家屋 (建築) 10万円 々 (その他) 5万円		不 動 産 取 得 税	
	(創設) 課税標準 小売定価 税率 $\frac{5}{115}$		税率 $\frac{8}{100}$		県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)
	(創設) 税率 舞踏場、ゴルフ場 50% その他 30% ばちんこ、まあじゃん、 たまつき場等は外形課税	税率 芸者の花代 30% その他の花代 15% 花代を伴う遊飲 15% カフェー、バー 15% その他500円以下 5% 500円超 10% 旅館 (宿泊) 1,000円以下 5% 1,000円超 10% 免税点等 飲食店、喫茶店 200円 食券食堂1品 100円 基礎控除 500円 公給領収証制度の採用			ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)
	免税点 大衆旅館 1人1泊 700円 甘味喫茶店 100円 大衆飲食店 120円				特 別 地 方 消 費 税 (昭和35年度までは遊興飲食税、昭和63年度までは料理飲食等消費税)
税率 普通 自 30,000円 営 14,000円 トラック等 14,000～25,000円 小型 1,400～ 7,200円 軽 700円	軸距、燃料別、車種別、積載 トン数別、定員別に税率区分 を設定し、その引上げを行う。	3輪の小型自動車について車 種により税率適用区分を設け る (普通自動車からけん引車、 被けん引車を区分して税率を 引き下げる。)	揮発油自動車以外の自動車の 税率を揮発油自動車の税率に 統一し、税率区分の増設を行 う。 売主、買主の共有に関する規 定を設ける。 月割課税規定を設ける。		自 動 車 税
					鉾 区 税
税率 狩猟を業とする者 1,800円 その他の者 3,600円	税率 前年分の所得税の納付義務 のない者又は自家労力農家 1,800円 その他の者 3,600円	税率 前年分の所得に係る総所得 金額が諸控除額に満たない 者又は自家労力農家 1,800円 その他の者 3,600円			狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度までは狩猟者税、 昭和53年度までは狩猟免許税)
		(創設) 大規模償却資産に対する課税 権創設 税率 1.4%			県 固 定 資 産 税
					自 動 車 取 得 税
			(創設) 税率 1 kl 6,000円 (6/1 以降)		軽油引取税
					入 猟 税

税 目		昭 和 32 年 度	昭 和 33 年 度	昭 和 34 年 度	昭 和 35 年 度
県 民 税	個 人	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	
	法 人				
事 業 税	個 人	税率 第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%		基礎控除 年 200,000円	
	法 人	税率 普通法人 年 50万円以下 8% 年100万円以下 10% 年100万円超 12% 地方鉄道軌道事業を所得課税とする。		税率 普通法人 年 50万円以下 7% 年100万円以下 8% 年200万円以下 10% 年200万円超 12% 特別法人 年 50万円以下 7% 年 50万円超 8%	
不 動 産 取 得 税					
県 た ば こ 税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)					
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)		ゴルフ場に係る定額課税の採用 1人1日 200円		ゴルフ場の定額課税の税率 1級 1人1日 250円 2級 〃 200円 3級 〃 150円 4級 〃 100円	
特 別 地 方 消 費 税 (昭和35年度までは遊興飲食税、昭和63年度までは料理飲食等消費税)		税率 芸者の花代 15% その他の飲食 10% 旅館(宿泊) 10% 免税点 旅館(宿泊) 800円 〃(その他) 300円 飲食店等 300円 食券食堂1品 150円			
自 動 車 税			2輪小型自動車、軽自動車に係る課税権を市町村へ移譲		
鉦 区 税				税率 90～270円	
狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度までは狩猟者税、昭和53年度までは狩猟免許税)			税率 甲種免許、乙種免許 3,600円 上記の者のうち前年分の課税総所得金額が諸控除額に満たない者及び自家労力農家 1,800円 丙種免許 900円		
県 固 定 資 産 税		市町村の課税限度額の引上げ			
自 動 車 取 得 税					
軽油引取税		税率 1kl 8,000円 (4/11以降)		税率 1kl 10,400円	
入 猟 税					

昭 和 36 年 度	昭 和 37 年 度	昭 和 38 年 度	昭 和 39 年 度	税 目	
	所得割 課税総所得金額 150万円以下 2% 150万円超 4%			個 人	県 民 税
				法 人	
	税率 第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 第3種事業中助産婦業等 3%		事業主控除 年 220,000円	個 人	事 業 税
	税率 普通法人 年100万円以下 6% 年200万円以下 9% 年200万円超 12% 特別法人 年100万円以下 6% 年100万円超 8%		税率 普通法人 年150万円以下 6% 年300万円以下 9% 年300万円超 12% 特別法人 年150万円以下 6% 年150万円超 8%	法 人	
			新築住宅控除 150万円 新築住宅用土地の税額控除 4.5万円 免税点 土地 5万円 家屋(建 築) 15万円 〃 (その他) 8万円	不 動 産 取 得 税	
	課税標準 売渡数量×全国平均 価格税率 9%			県たばこ税(昭和63年度までは県たばこ消費税)	
料金課税における税率 ゴルフ場 30% その他 15% 法定対象施設から、つりばり、貸 船場を除外 ゴルフ場の定額税率 1級 1人1日 500円 2級 〃 400円 3級 〃 300円 4級 〃 200円	料金課税における税率 ゴルフ場 30% その他 10%	ボーリングを条例施設に加える。 税率 1級 1台 20,000円 2級 〃 16,000円 3級 〃 12,000円 4級 〃 8,000円 5級 〃 6,000円		ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度までは娯楽 施設利用税)	
料理飲食等消費税に名称変更 免税点 旅館(宿 泊) 1,000円 〃 (その他) 500円 飲食店等 500円 食券食堂1品 250円	税率 消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% 旅館における宿泊 10% 基礎控除 800円			特 別 地 方 消 費 税 (昭和35年度までは遊興 飲食税、昭和63年度ま では料理飲食等消費税)	
トラックにつき、自家用、営業用の区分を廃止し、税率を統一合理化	4輪の小型自動車につき、総排気量の区分に応じ、税率区分を合理化			自 動 車 税	
				鉾 区 税	
税率 甲種免許、乙種免許 3,600円 上記の者のうち所得割額の納付を要しない狩猟業者、林業者及び自家労力農家 1,800円		税率 甲種免許、乙種免許 1,500円 上記の者のうち所得割額の納付を要しない者 700円 丙種免許 450円		狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度までは狩猟 者税、昭和53年度までは 狩猟免許税)	
				県 固 定 資 産 税	
				自 動 車 取 得 税	
税率 1kl 12,500円 (5/1以降)			税率 1kl 15,000円	軽油引取税	
		(創設) 税率 甲種免許、乙種免許 1,000円 丙種免許 350円		入 猟 税	

税 目		昭 和 40 年 度	昭 和 41 年 度	昭 和 42 年 度	昭 和 43 年 度
県 民 税	個 人				
	法 人	法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 資本の金額又は出資金額 1,000万円超 年 1,000円 上記法人以外の法人等 年 600円	
事 業 税	個 人	事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円	
	法 人				
不 動 産 取 得 税					
県 たばこ 税 (昭和63年度 までは県た ばこ消費税)				税率 $\frac{10.3}{100}$	43年度に限り売渡本数× 1.013
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)			ゴルフ場の定額課税における 税率 1級1人1日につき 750円 2級 〃 600円 3級 〃 450円 4級 〃 300円 ゴルフ場所在市町村に対して 1/6交付		
特別地方消費税 (昭和35年度ま では遊興飲食税、 昭和63年度ま では料理飲食等消 費税)			免税点 飲食店、喫茶店 600円 食券食堂1品 300円 旅館 1,200円 奉仕料控除制度の創設		
自 動 車 税		自家用乗用車、営業用普通自 動車及び観光貸切バスの税率 をそれぞれ50%ずつ引上げ			
鉱 区 税		砂鉱を目的とする鉱業権の鉱 区について、税率を面積100 アールごとに年90円に統一	石油又は可燃性天然ガスを目 的とする鉱業権の鉱区につい ての税率の3分の1軽減		
狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度 までは狩猟 者税、昭和53 年度までは 狩猟免許税)					
県 固 定 資 産 税					
自 動 車 取 得 税					(創設) 税率 3% 免税点 10万円
軽油引取税					
入 猟 税					

昭 和 44 年 度	昭 和 45 年 度	昭 和 46 年 度	昭 和 47 年 度	税 目	
				個 人	県
	法人税割 5.6%			法 人	民 税
	事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円	個 人	事 業 税
				法 人	税
				不 動 産 取 得 税	
				県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)	
		ゴルフ場所在市町村に対し 1/3交付		ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)	
統一税率の採用 10% 免税点 飲食店、喫茶店 800円 食券食堂1品 400円 旅館（宿泊） 1,600円		免税点 飲食店、喫茶店 900円 食券食堂1品 450円 旅館 1,800円 基礎控除 1,000円		特別地方消費税 (昭和35年度までは遊興飲食税、昭和63年度までは料理飲食等消費税)	
			バスにつき一般乗合用とその他に税率適用区分を改める。 一般乗合用 (標準課税) 年額 14,000円 その他() 30,000円	自 動 車 税	
				鉦 区 税	
		税率 甲種免許、乙種免許 4,500円 上記の者のうち所得割額の納付を要しない者 2,000円 丙種免許 1,500円		狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度までは狩猟者税、昭和53年度までは狩猟免許税)	
				県 固 定 税 資 産 税	
免税点 15万円				自 動 車 取 得 税	
				軽油引取税	
		税率 甲種免許、乙種免許 3,000円 丙種免許 1,000円		入 猟 税	

税 目		昭 和 48 年 度	昭 和 49 年 度	昭 和 50 年 度	昭 和 51 年 度
県 民 税	個 人				均等割 年額 300円
	法 人		法人税割 5.2%	法人税割 6.2% 昭50.8.1から適用。ただし、 中小法人については、6.2 分の1を減額する。	均等割 資本の金額又は出資金額 1億円超 年額 6,000円 1千万円超 年額 3,000円 1千万円以下 年額 1,800円
事 業 税	個 人	事業主控除 年 800,000円	事業主控除 年 1,500,000円	事業主控除 年 1,800,000円	事業主控除 年 2,000,000円
	法 人		税率 普通法人 年300万円以下 6% 年600万円以下 9% 年600万円超 12%	税率 普通法人 年350万円以下 6% 年700万円以下 9% 年700万円超 12%	
不 動 産 税		新築住宅控除 230万円	特別法人 年300万円以下 6% 年300万円超 8% 昭和49.5.1から適用する。	特別法人 年350万円以下 6% 年350万円超 8% 昭50.5.1から適用する。	新築住宅控除 350万円
	免 税 点 土地 10万円 家屋（建築） 23万円 （その他） 12万円				
県 た ば こ 税 （昭和63年度ま では県たばこ消 費税）					
ゴ ル フ 場 利 用 税 （昭和63年度 までは娯楽 施設利用税）		ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設 を含む。）の定額課税における税 率 1級1人1日につき 1,000円 2級 〃 800円 3級 〃 600円 4級 〃 400円 5級 〃 300円 6級 〃 200円 ボーリング場 1級 70,000円～ 17級 8,000円 ゴルフ場所在市町村に対し1/2 交付	ボーリング場 1台につき 1級 70,000円 〃 20級 2,000円		ボーリング場 1台につき 1級 70,000円 〃 22級 5,000円
特別地方消費税 （昭和35年度ま では遊興飲食税、 昭和63年度ま では料理飲食等消 費税）		免税点 飲食店、喫茶店 1,200円 食券食堂1品 600円 旅館（宿泊） 2,400円	基礎控除 1,500円	免税点 飲食店、喫茶店 1,700円 食券食堂1品 850円 旅館（宿泊） 3,400円 昭50.10.1から適用する。	
自 動 車 税			納期を年1回（5月中）とする。 賦課期日後所有者の変更があっ た場合は、当該年度の末日に 所有者の変更があったものと みなすこととする。		一般乗合用バスの税率を除き、 自家用車の税率にあつては約 30%、営業用車の税率にあつ ては約15%の引上げ ただし、低公害車及び電気 自動車の税率は、昭和50年度 の税率にすえ置き
鉦 区 税			納期を5月中とする。		
狩 猟 者 登 録 税 （昭和38年度ま では狩猟者税、 昭和53年度ま では狩猟免許税）					
県固定資産税					
自 動 車 取 得 税			免税点 昭49.4.1～昭51.3.31の取得 については、30万円とする。 税率 昭49.4.1～昭51.3.31の間の軽 自以外の自家用の取得につい ては、5%とする。昭49.4.1～ 9.30の間の低公害車の取得 については、1%減とする。	税率 昭 和 50.4.1～昭和51.3.31の 間の低公害車の取得につい ては、2%減とする。	免税点 昭53.3.31までの取得については、 30万円とする。 税率 昭53.3.31までの軽自以外の自家 用の取得については、5%とす る。 昭52.3.31までの電気自動車の取 得については、2%を軽減する。
軽油引取税					昭51.4.1～昭53.3.31の間の引取 りに係る税率については、税 率の特例措置により、15,000円 /kl→19,500円/klとする。
入 猟 税					

昭 和 52 年 度	昭 和 53 年 度	昭 和 54 年 度	昭 和 55 年 度	税 目	
			均等割 年額 500円	個 人	県 民 税
均等割 資本の金額又は出資金額 1億円超 年額 20,000円 1千万円超 年額 6,000円 1千万円以下 年額 2,000円	均等割 { 200,000円 100,000円 20,000円 6,000円 2,000円			法 人	
事業主控除 年 2,200,000円				個 人	事 業 税
				法 人	
				不 動 産 税	
				県 民 税	
				県 民 税	
ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日につき 1級 1,000円 12級 250円				ゴ ル フ 場 利 用 税 （昭和63年度までは娯楽施設利用税）	
免税点 飲食店、喫茶店 2,000円 食券食堂1品 1,000円 旅館（宿泊） 4,000円 昭52.10.1から適用する。	基礎控除 2,000円 昭53.10.1から適用する。			特別地方消費税 （昭和35年度までは遊興飲食税、昭和63年度までは料理飲食等消費税）	
(1) 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積 100アールごとに 180円 採掘鉱区 面積 100アールごとに 360円 (2) 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 下記の鉱区以外のもの 面積 100アールごとに 180円 河床に存するもの（鉱業法施行法によるものに限る。） 延長1,000メートルごとに540円	被けん引車 営業用7,100円～53,900円 （8トン以下～20トン超） 自家用8,100円～60,100円 （8トン以下～20トン超） 電気自動車 昭和50年度の税率にすえ置き	普通自動車についての税率適用基準を軸距から総排気量に改める。 自家用自動車の税率にあっては約10%、営業用自動車の税率にあっては観光貸切用バスについてのみ5%引上げ 電気自動車の税率は昭和50年度の税率にすえ置き（昭和55年度まで）		自 動 車 税	
甲種免許、乙種免許 9,000円 上記の者のうち、所得割額の納付を要しない者 4,000円 丙種免許 3,000円				鉦 区 税	
				鉦 区 税	
甲種免許、乙種免許 9,000円 上記の者のうち、所得割額の納付を要しない者 4,000円 丙種免許 3,000円				狩 猟 者 登 録 税 （昭和38年度までは狩猟者税、昭和53年度までは狩猟免許税）	
				県 固 定 資 産 税	
税率 昭53.3.31までの53年度規制適合車の取得にあっては0.25/100（電気自動車にあっては2/100）を、昭53.4.1から昭53.8.31までの53年度規制適合車の取得にあっては0.125/100（電気自動車にあっては昭54.3.31までの取得に対して2/100）を、軽減する。	自家用の自動車に対する税率の特例措置（3%→5%）及び免税点の特例措置（15万円→30万円）の適用期限を昭55.3.31まで延長する。	昭56.3.31までの電気自動車の取得については、2%を軽減する。	自家用の自動車に対する税率の特例措置（3%→5%）及び免税点の特例措置（15万円→30万円）の適用期限を昭58.3.31まで延長する。	自 動 車 税	
	税率の特例措置（15,000円/kl→19,500円/kl）の適用期限を昭55.3.31まで延長する。	昭54.6.1～昭58.3.31の間の引取りに係る税率については、税率の特例措置により、15,000円/kl→24,300円/klとする。		軽 油 引 取 税	
甲種免許、乙種免許 6,000円 丙種免許 2,000円				入 猟 税	

税 目		昭 和 56 年 度	昭 和 57 年 度	昭 和 58 年 度
県 民 税	個 人			
	法 人	法人税割6% ただし、中小法人については6分の1 を減額。 均等割の税率適用区分を資本等の金額 に改めた。		均等割 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 30万円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人 20万円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人 4万円 (4) 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人 12千円 (5) 資本等の金額が1,000万円以下の法人等 4千円
事 業 税	個 人			
	法 人			
不 動 産 取 得 税		税率 4% 新築住宅控除 420万円		
県 た ば こ 税 (昭和63年度ま では県たばこ消 費税)				(1) ばちんこ場1台につき 月額 280円
ゴルフ場利用税 (昭和63年度ま では娯楽施設利 用税)				(2) まあじゃん場1卓につき 月額 830円 (3) たまつき場1台につき 月額 1,300円 (4) ゴルフ場1人1日につき 1,100円 昭58.6.1から適用
特別地方消費税 (昭和35年度ま では遊興飲食税、 昭和63年度ま では料理飲食等消 費税)			免税点 飲食店、喫茶店 2,500円 旅館(宿泊) 5,000円 昭58.1.1から適用する。	基礎控除額 2,500円 昭59.1.1から適用する。
自 動 車 税		電気自動車 昭和50年度の税率にすえ置き (昭和57年度まで)		電気自動車 昭和54年度改正前の税率とした。(昭和59年度 まで)
鉦 区 税				(1) 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区 試掘鉦区面積100アールごとに 年額 200円 採掘鉦区面積100アールごとに 年額 400円 (2) 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区 次の鉦区以外のもの面積100アールごとに 年額 200円 河床に存する鉦区 (鉦業法施行法によるものに限り) 延長1,000メートルごとに 年額 600円
狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度ま では狩猟者税、 昭和53年度ま では狩猟免許税)				(1) 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登 録を受ける者で、次の(2)に掲げる者以外のもの 10,000円 (2) 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登 録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額 を納付することを要しないもののうち、控除対象配 偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は 林業に従事している者を除く)以外の者 4,500円 (3) 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受けるもの 3,300円
核 燃 料 税				
県固定資産税				
自 動 車 取 得 税		電気自動車の税率の軽減措置を昭58.3.31 まで延長		自家用の自動車に対する税率の特例措置及び免税点の 特例措置 昭60.3.31まで延長 電気自動車の税率の軽減措置 昭60.3.31まで延長
軽油引取税				税率の特例措置の適用期限を昭60.3.31まで延長
入 猟 税				(1) 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登 録を受ける者 6,500円 (2) 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 2,200円

昭 和 59 年 度			昭 和 60 年 度			昭 和 61 年 度			税 目										
基礎控除 配偶者控除 控除対象配偶者 老人控除対象配偶者 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万3千円 25万3千円 26万3千円 29万3千円			基礎控除 配偶者控除 控除対象配偶者 老人控除対象配偶者 同居の特別障害者である控除対象配偶者 26万円 26万円 27万円 30万円			配偶者控除 同居の特別障害者である控除対象配偶者 扶養控除 同居の特別障害者である扶養親族 34万円 34万円 1人 34万円			個 人	県 民									
扶養控除 扶養親族 老人扶養親族 同居の特別障害者である扶養親族 同居老親等扶養親族 1人 25万3千円 1人 26万3千円 1人 29万3千円 1人 30万3千円			扶養控除 扶養親族 老人扶養親族 同居の特別障害者である扶養親族1人 同居老親等扶養親族 1人 26万円 1人 27万円 30万円 1人 31万円																
均等割 (1)資本等の金額が50億円を超える法人 75万円 (2)資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人 50万円 (3)資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人 10万円 (4)資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人 3万円 (5)資本等の金額が1,000万円以下の法人等 1万円			税率 均等割 標準税率 年額 700円						法 人	税									
			事業主控除 年 240万円 新聞業、出版業等の非課税措置を廃止 個人事業税 昭61年以降の所得から 法人事業税 昭60.4.1以後に開始する事業年度から適用																
			新築特例住宅を取得した場合の課税標準の特例控除 450万円			住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成元年6月30日まで3年間延長された。			不 動 産 取 得 税										
			従価割 8.1% 従量割 1,000本につき200円			従価割 8.1% 従量割 1,000本につき200円 (ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、1,000本につき160円を加算する。)			県 た ば こ 税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)										
									ゴルフ場利用税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)										
									特別地方消費税 (昭和35年度までは遊興飲食税、昭和63年度までは料理飲食等消費税)										
自 動 車 の 区 分			税率 (年額)																
乗 用 車	普通自動車 営業用	総排気量が3リットル以下のもの	25,000	電気自動車 昭和59年度改正前の税率とした。 (昭和61年度まで)						自 動 車 税									
		総排気量が3リットルを超え、6リットル以下のもの	27,500																
		総排気量が6リットルを超えるもの	54,500																
		総排気量が3リットル以下のもの	81,500																
	自家用	総排気量が3リットルを超え、6リットル以下のもの	88,500							鉦 区 税									
		総排気量が6リットルを超えるもの	148,500																
		四輪以上の小型自動車 営業用	総排気量が1リットル以下のもの 7,500 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 8,500															狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度までは狩猟者税、昭和53年度までは狩猟免許税)	
		自家用	総排気量が1.5リットルを超えるもの 9,500																
ト ラ ッ ク	営業用	18,500等																	
	自家用	25,500等																	
	バ ス	営業用									14,500等								
		一般乗合用のもの 32,000等 一般乗合用のものの以外のもの 41,000等 自家用																	
三輪の小型自動車	営業用	4,500																	
	自家用	6,000																	
昭和59年11月15日創設 税率 7 %									核 燃 料 税										
									県固定資産税										
過疎バスに係る非課税措置 昭61.3.31まで延長			自家用の自動車に対する税率の特例措置及び免税点の特例措置 昭63.3.31まで延長 電気自動車の税率の軽減措置 昭62.3.31まで延長 税率の特例措置の適用期限を昭63.3.31まで延長						自 動 車 取 得 税										
									軽油引取税										
									入 猟 税										

税 目		昭 和 62 年 度		昭 和 63 年 度	
県民税	個 人		基礎控除	28万円	
			配偶者控除		
			控除対象配偶者	28万円	
			老人控除対象配偶者	29万円	
			同居の特別障害者である控除対象配偶者	36万円	
			(新設) 配偶者特別控除	14万円	
			(配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)		
			扶養控除		
			扶養親族	1 人	28万円
			老人扶養親族	1 人	29万円
			同居の特別障害者である扶養親族	1 人	36万円
			同居老親等扶養親族	1 人	33万円
			税 率		
			所得割		
			(1) 130万円以下の金額	2 %	
			130万円を超える金額	3 %	
			260万円	4 %	
			(2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率		
			(昭和63～平成3年度)		
			(イ)又は(ロ)のいずれか多い金額		
			(イ) 4 %		
			(ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額		
			(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率		
			(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(昭和63～平成3年度)	2 %	
			(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得(昭和63～平成3年度)	2 %	
			(4) 賦課制限の廃止		
	法 人				
	利子割		(創設) 利子割 一定税率 4月1日施行	5.0%	
事業税	個 人		事業専従者控除 (白色)		
			配偶者である事業専従者	年	600,000円
			その他の事業専従者	年	450,000円
	法 人				

税 目	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度
不 動 産 取 得 税		
県 た ば こ 税 (昭和63年度 までは県た ばこ消費税)	従量割の税率の引上げ等の特例措置について、昭和62年12月31日まで延長。 従量割の税率の引上げ等の特例措置について、昭和63年3月31日まで延長。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)		
特 別 地 方 消 費 税 (昭和35年度 までは遊興 飲食税、昭 和 63 年 度 ま では料理飲 食等消費税)		
自 動 車 税		
鉾 区 税		
狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度 までは狩猟 者税、昭和53 年度までは 狩猟免許税)		
核 燃 料 税		
県 固 定 資 産 税		
自 動 車 取 得 税		自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。
軽油引取税		暫定税率が5年度間延長された。
入 猟 税		

税 目		平 成 元 年 度	平 成 2 年 度	平 成 3 年 度
県	民 個 人	税率 所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡取得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（平成元年度～3年度） 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得（平成元年度～3年度） ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	基礎控除 30万円（A） 配偶者控除 控除対象配偶者 30万円（A） 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 35万円（A、B） 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円（B） （新設）同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円（B） 配偶者特別控除 30万円（A） （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。） 扶養控除 扶養親族 1人 30万円（A） 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 35万円（A、B） 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円（B） （新設）同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円（B） 同居の老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 42万円（A、B） （新設）同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円（B） （新設）特定扶養親族 1人 35万円（A） （新設）同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円（A、B） 税率 所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率（A） 2% (2) 資産合算課税制度の廃止（A） (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率（C）（～平成5年度） (イ)又は（ロ）のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率（C） (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成4年度） (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得（～平成4年度） 平成2年度欄において、（A）とあるのは昭和63年度（昭和63年12月）改正によるものであり、（B）とあるのは平成元年度（平成元年3月）改正によるものであり、（A、B）とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもの、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、（C）とあるのは平成2年度（平成2年3月）改正で適用期限を延長したものである。	基礎控除 31万円 配偶者控除 控除対象配偶者 31万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57万円 配偶者特別控除 31万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。） 扶養控除 扶養親族 1人 31万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 36万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 52万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 57万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 43万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 64万円 特定扶養親族 1人 36万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 57万円 税率 所得割 (1) 550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得に対する税率（～平成10年度） (イ)又は（ロ）のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得廃止（ただし、平成5年3月31日までの譲渡に係る分については、2.2%） (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） ① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額 平成3年度「税率」欄のうち、(2)及び(3)は、平成5年度から適用される。
		税		

平 成 4 年 度	平 成 5 年 度	平 成 6 年 度	税 目
税率 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成9年度) 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得 特例廃止（経過措置として平成3年12月31日までの譲渡に係る分は従前の税率適用）	税率 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得（特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	扶養控除 特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円 税率 所得割 みなし法人課税制度廃止	県民税 個人住民税

税 目		平 成 元 年 度	平 成 2 年 度	平 成 3 年 度
県 民 税	法 人		法人税割5.8% ただし、中小法人については 5.8分の0.8を減額	
	利子割			
事 業 税	個 人		事業専従者控除 (白色) 配偶者である事業専従者 年 800,000円 その他の事業専従者 年 470,000円	
	法 人	特別法人 年350万円以下 6% 年350万円超及び清算所得 8% (ただし、一定の協同組合等につ いては 年10億円超 9%) ただし、3以上の道府県に事務所等を 有する法人で資本金等1,000万円以上 の法人の所得 8% (ただし、一定の協同組合等につ いては 年10億円超 9%)		
不 取 得 産 税		住宅及び住宅用土地に係る税率等の特 例措置について、平成4年6月30日まで3 年間延長された。		
県 た ば こ 税 (昭和63年度 までは県 た ば こ 消費 税)		名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分は従 価割が廃止された。 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円		
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)		名称がゴルフ場利用税に変更された。 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 税率 1人1日 400～1,200円 ゴルフ場所在市町村に対して7/10交付		

平成4年度	平成5年度	平成6年度	税目	
		均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円	法人	県民税
			利子割	税
	事業主控除 年 2,700,000円		個人	事業税
			法人	
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。		宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	不動産取得税	
			県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)	
			ゴルフ場利用税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)	

税 目	平 成 元 年 度	平 成 2 年 度	平 成 3 年 度
特 別 地 方 消 費 税 (昭和35年度 までは遊興 飲食税、昭 和63年度ま では料理飲 食等消費税)	名称が特別地方消費税に変更された。 税率 1人1回の消費金額の3% 免税点 遊興を含むすべての利用行為につい て適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 旅館における基礎控除 廃止 奉仕料控除 廃止 公給領収証制度の廃止	免税点 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点廃止 交付金 旅館・飲食店等所在市町村に対して 1/5交付 以上平成3年7月1日施行	
自 動 車 税	乗用車 自家用 1ℓ以下 29,500円 1ℓ超1.5ℓ以下 34,500円 1.5ℓ超2ℓ以下 39,500円 2ℓ超2.5ℓ以下 45,000円 2.5ℓ超3ℓ以下 51,000円 3ℓ超3.5ℓ以下 58,000円 3.5ℓ超4ℓ以下 66,500円 4ℓ超4.5ℓ以下 76,500円 4.5ℓ超6ℓ以下 88,000円 6ℓ超 111,100円 営業用 1ℓ以下 7,500円 1ℓ超1.5ℓ以下 8,500円 1.5ℓ超2ℓ以下 9,500円 2ℓ超2.5ℓ以下 13,800円 2.5ℓ超3ℓ以下 15,700円 3ℓ超3.5ℓ以下 17,900円 3.5ℓ超4ℓ以下 20,500円 4ℓ超4.5ℓ以下 23,600円 4.5ℓ超6ℓ以下 27,200円 6ℓ超 40,700円 普通自動車と小型自動車（三輪車を除く。）との車種区分を廃止した。		
鉾 区 税			
狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度ま では狩猟者税、 昭和53年度まで は狩猟免許税)			
核 燃 料 税			
県 固 定 資 産 税			
自 動 車 取 得 税		免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)	
軽油引取税			
入 猟 税			

平 成 4 年 度	平 成 5 年 度	平 成 6 年 度	税 目
			特別地方消費税 (昭和35年度までは遊興飲食税、昭和63年度までは料理飲食等消費税)
			自 動 車 税
			鉾 区 税
			狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度までは狩猟者税、昭和53年度までは狩猟免許税)
			核 燃 料 税
			県 固 定 税 資 産 税
	暫定措置がさらに5年間延長された。		自 動 車 取 得 税
	暫定措置が平成5年11月30日まで延長され、平成5年12月1日から平成10年3月31日までの間適用する暫定税率が1キロリットル当たり32,100円とされた。		軽油引取税
			入 猟 税

税 目	課税客体、課税標準等	平成7年度	平成8年度
県民税	個人	基礎控除 33万円 配偶者控除 33万円 控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。） 扶養控除 扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円 税 率 所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%	税 率 均等割 標準税率 年額 1,000円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が*4,000万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が*4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額
	法人	均等割 法人税割 法人税額	
	利子割	利子等の額	
事業税	個人	個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業	事業専従者控除（白色） 配偶者である事業専従者 年 860,000円 その他の事業専従者 年 500,000円
	法人	法人の行う事業	
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	

平成9年度		平成10年度		税目	
税率 所得割 (1) 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3% (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所等の金額に対する税額の110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等（～平成15年度） ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額	税率 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	個人	県民税	税	
			法人		
			利子割		
			個人		事業
	普通法人 年400万円以下 5.6% 年400万円超800万円以下 8.4% 年800万円超及び清算所得 11% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で 資本金等1,000万円以上の法人の所得 11% 特別法人 年400万円以下 5.6% 年400万円超及び清算所得 7.5% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で 資本金等1,000万円以上の法人の所得 7.5%		法人	業	税
(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収 4月1日施行			譲渡割		地方消費税
(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 国が消費税と併せて賦課徴収 4月1日施行			貨物割		

税 目	課税客体、課税標準等	平 成 7 年 度	平 成 8 年 度
不 動 産 取 得 税	不動産の価格	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。
県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)	売渡等に係る製造たばこの本数(36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格)		
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)	ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設の利用)		
特 別 地 方 消 費 税 (昭和35年度までは遊興飲食税、昭和63年度までは料理飲食等消費税)	料理店、飲食店等における料金		
自 動 車 税	自動車の車種及び総排気量並びに用途(トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等)に応じて区分		
鉾 区 税	鉾区の面積又は延長		
狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度までは狩猟者税、昭和53年度までは狩猟免許税)	狩猟者の登録を受ける者		
核 燃 料 税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額		
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額		
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価額		
軽油引取税	元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等		
入 猟 税	狩猟者の登録を受ける者		

平成9年度	平成10年度	税目
宅地及び宅地比準土地の取得が平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用地に係る税率等の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。	不動産取得税
平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円		県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)
		ゴルフ場利用税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)
交付金 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付		特別地方消費税 (昭和35年度までは遊興飲食税、昭和63年度までは料理飲食等消費税)
		自動車税
		鉱区税
		狩猟者登録税 (昭和38年度までは狩猟者税、昭和53年度までは狩猟免許税)
		核燃料税
		県固定資産税
	暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税
	暫定税率が5年度間延長された。	軽油引取税
		入猟税

税 目		課税客体、課税標準等	平成11年度
県民税	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	基礎控除 配偶者控除 同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円 扶養控除 同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円 税 率 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（平成11年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用（～平成13年度） (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等特例廃止 定率減税 平成11年度以降当分の間、所得割額の15%（4万円を上限）を控除
		均等割 法人税割 法人税額	
		利子割 利子等の額	
事業税	個人	個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業	事業主控除 年 2,900,000円
業 税	法人	法人の行う事業	普通法人 年400万円以下 5% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超及び清算所得 9.6% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 9.6% 特別法人 年400万円以下 5% 年400万円超及び清算所得 6.6% （ただし、一定の協同組合等については年10億円超7.9%） ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.6% （ただし、一定の協同組合等については年10億円超7.9%） 収入金額課税法人 1.3%
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	

税 目	課税客体, 課税標準等	平成11年度
不 動 産 取 得 税	不動産の価格	
県 た ば こ 税 (昭和63年度 までは県た ばこ消費税)	売渡等に係る製造たば この本数(36年度まで は小売定価、63年度ま では売渡数量×全国平 均価格)	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)	ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施 設の利用)	
特 別 地 方 消 費 税 (昭和35年度 までは遊興 飲食税、昭 和63年度ま では料理飲 食等消費税)	料理店、飲食店等にお ける料金	
自 動 車 税	自動車の車種及び総排 気量並びに用途(トラッ ク及びバス等について は、積載量、乗車定員 等)に応じて区分	
鉱 区 税	鉱区の面積又は延長	
狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度 までは狩猟 者税、昭和53 年度までは 狩猟免許税)	狩猟者の登録を受ける 者	
核 燃 料 税	発電用原子炉に挿入さ れた核燃料の価額	
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格 から市町村が課する課 税標準となるべき価額 を控除した額	
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価額	
軽油引取税	元売業者又は特約業者 からの引取軽油の容量 等	
入 猟 税	狩猟者の登録を受ける 者	

平成12年度	平成13年度	税目
宅地及び宅地比準土地の取得が平成12年1月1日から平成14年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用地に係る税率等の特例措置について平成16年6月30日まで3年間延長された。	不動産取得税
		県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)
		ゴルフ場利用税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)
4月1日廃止		特別地方消費税 (昭和35年度までは遊興飲食税、昭和63年度までは料理飲食等消費税)
		自動車税
		鉾区税
		狩猟者登録税 (昭和38年度までは狩猟者税、昭和53年度までは狩猟免許税)
		核燃料税
		県固定資産税
		自動車取得税
		軽油引取税
		入猟税

税 目		課税客体、課税標準等	平成14年度
県民税	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	税 率 所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成16年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（～平成16年度） 2％ (3) 商品先物取引による所得に対する税率（平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分） 2％
	法人	均等割 法人税割 法人税額	均等割 資本等の金額…資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	
	株式等譲渡所得割	特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額	
事業税	個人	個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業	
	法人	法人の行う事業	
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	
不動産取得税		不動産の価格	
県たばこ税（昭和63年度までは県たばこ消費税）		売渡等に係る製造たばこの本数（36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格）	
ゴルフ場利用税（昭和63年度までは娯楽施設利用税）		ゴルフ場の利用（63年度までは娯楽施設の利用）	

平成15年度				税目	
税率 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成16年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	個人	県民税	税		
	法人				
	利子割				
	配当割				
	株式等譲渡所得割				
(創設) (平成16年1月1日～) 税率 5% (ただし、平成16年1月1日～平成20年3月31日までの間は3%)	個人	事業税	税		
(創設) (平成16年1月1日～) 税率 5% (ただし、平成16年1月1日～平成19年12月31日までの間は3%)	法人				
	譲渡割	地方消費税			
	貨物割				
税率4% [ただし、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに行われた不動産の取得については課税標準を3%とする特例措置が講じられた。] 宅地及び宅地比準土地の取得が平成15年1月1日から平成17年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	不動産取得	不動産税			
平成15年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)				
	ゴルフ場 利用税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)				

税 目	課税客体、課税標準等	平成14年度		
自 動 車 税	自動車の車種及び総排气量並びに用途（トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等）に応じて区分	税率等 トラック（三輪の小型自動車を除く。） 営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。） 1 トン以下 6,500円 5 トン超 6 トン以下 22,000円 1 トン超 2 トン以下 9,000円 6 トン超 7 トン以下 25,500円 2 トン超 3 トン以下 12,000円 7 トン超 8 トン以下 29,500円 3 トン超 4 トン以下 15,000円 8 トン超 29,500円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに4,700円を加算した額 4 トン超 5 トン以下 18,500円 自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。） 1 トン以下 8,000円 5 トン超 6 トン以下 30,000円 1 トン超 2 トン以下 11,500円 6 トン超 7 トン以下 35,000円 2 トン超 3 トン以下 16,000円 7 トン超 8 トン以下 40,500円 3 トン超 4 トン以下 20,500円 8 トン超 40,500円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに6,300円を加算した額 4 トン超 5 トン以下 25,500円 けん引自動車 被けん引自動車 営業用 営業用 小型自動車 7,500円 小型自動車 3,900円 普通自動車 15,100円 普通自動車で 8 トン以下のもの 7,500円 普通自動車で 8 トン超のもの 7,500円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに3,800円を加算した額 自家用 自家用 小型自動車 10,200円 小型自動車 5,300円 普通自動車 20,600円 普通自動車で 8 トン以下のもの 10,200円 普通自動車で 8 トン超のもの 10,200円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに5,100円を加算した額 ※トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額 営業用 自家用 1 リットル以下 3,700円 1 リットル以下 5,200円 1 リットル超1.5リットル以下 4,700円 1 リットル超1.5リットル以下 6,300円 1.5リットル超 6,300円 1.5リットル超 8,000円 バス（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 自家用 一般乗合用 一般乗合用以外 30人以下 33,000円 30人以下 12,000円 30人以下 26,500円 30人超40人以下 41,000円 30人超40人以下 14,500円 30人超40人以下 32,000円 40人超50人以下 49,000円 40人超50人以下 17,500円 40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 57,000円 50人超60人以下 20,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 65,500円 60人超70人以下 22,500円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 74,000円 70人超80人以下 25,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 83,000円 80人超 29,000円 80人超 64,000円 自動車税のグリーン化による特例措置 軽 減 〔平成13年度・14年度新車新規登録分が対象〕 （軽減は登録の翌年度及び翌々年度） 電気自動車 } 標準税率より概ね50%軽減 天然ガス自動車 } メタノール自動車 } ☆☆☆かつ燃費基準達成 } ☆☆☆かつ燃費基準達成 } 25%軽減 ☆☆かつ燃費基準達成 } 13%軽減 重 課 新車新規登録から } 11年超ディーゼル車 } 標準税率より概ね10%重課 13年超ガソリン車、L P G 車 } (注) 1 ☆☆☆は平成12年排出ガス基準値より75%以上性能がよい自動車 2 ☆☆☆は 〃 50%以上 〃 3 ☆☆☆は 〃 25%以上 〃		
		鉦 区 税	鉦区の面積又は延長	
		狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度までは狩猟者税、昭和53年度までは狩猟免許税)	狩猟者の登録を受ける者	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、甲種狩猟免許が網・わな猟免許に、乙種狩猟免許が第一種銃猟免許に、丙種狩猟免許が第二種銃猟免許に改正された。（平成15年4月16日施行）
		核 燃 料 税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	税率 9%
		県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額	
		自 動 車 取 得 税	自動車の取得価額	
		軽油引取税	元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等	
		入 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、甲種狩猟免許が網・わな猟免許に、乙種狩猟免許が第一種銃猟免許に、丙種狩猟免許が第二種銃猟免許に改正された。（平成15年4月16日施行）

平成 15 年 度	税 目
	自 動 車 税
	鉾 区 税
	狩 猟 者 登 録 税 (昭和38年度 までは狩猟 者税、昭和53 年度までは 狩猟免許税)
税率 10%	核 燃 料 税
	県 固 定 資 産 税
暫定措置がさらに5年度間延長された。	自 動 車 取 得 税
暫定税率が5年度間延長された。	軽油引取税
	入 猟 税

税 目		課税客体、課税標準等	平成16年度
県民税	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	税率 所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成15年1月～） (イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6% (ロ) 長期（1年超）保有上場株式等に係る特例（平成15～17年） 1% ※ (イ)について、税率1%の特例を創設（～平成20年度） (ロ)について、廃止 (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%
	法人	均等割 法人税割 法人税額	
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	
	株式等譲渡所得割	特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額	
事業税	個人	個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業	
	法人	法人の行う事業	下記1～3に掲げる法人以外の法人（資本金等1億円超の法人） 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 3.8% 年400万円超800万円以下 5.5% 年800万円超及び清算所得 7.2% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 7.2% 1 所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 5% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超及び清算所得 9.6% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 9.6% 2 特別法人 所得割 年400万円以下 5% 年400万円超及び清算所得 6.6% [ただし、一定の協同組合等については年10億円超 7.9%] ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.6% [ただし、一定の協同組合等については年10億円超 7.9%] 3 収入金額課税法人 収入割 1.3% ※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則40⑩に定められているものであり、本則（法72の24の7）の税率とは異なる。 制限税率が引き上げられた。〔標準税率の1.2倍〕
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	

税 目	課税客体、課税標準等	平成 16 年 度
不 動 産 取 得 税	不動産の価格	
県 た ば こ 税 (昭和63年度 までは県た ばこ消費税)	売渡等に係る製造たば この本数（36年度まで は小売定価、63年度ま では売渡数量×全国平 均価格）	
ゴ ル フ 場 利 用 税 (昭和63年度 までは娯楽 施設利用税)	ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設 の利用)	
自 動 車 税	自動車の車種及び総排 気量並びに用途（トラッ ク及びバス等）につい ては、積載量、乗車定員 等）に応じて区分	自動車税のグリーン化による特例措置 軽 減 {平成15年度新車新規登録分が対象} (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ燃費基準達成 } 標準税率より概ね50%軽減 重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、L P G 車 } 標準税率より概ね10%重課 (注) ☆☆☆は平成12年排出ガス基準値より75%以上性能がよい自動車
鉱 区 税	鉱区の面積又は延長	
核 燃 料 税	発電用原子炉に挿入さ れた核燃料の価額	税率 12% (平成16年11月15日以降に発電用原子炉に挿入された核燃料から適用)
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格 から市町村が課する課 税標準となるべき価額 を控除した額	
自 動 車 取 得 税	自動車の取得価額	
軽油引取税	元売業者又は特約業者 からの引取軽油の容量 等	
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける 者	目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。 1. 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など
産 業 廃 棄 物 税	最終処分場に埋立処分 のため搬入される産業 廃棄物の重量	平成16年4月1日創設 税率 1トンにつき 1,000円

税 目		課税客体、課税標準等	平成17年度
県民税	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	配偶者控除 配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止。 税率 所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成21年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良宅地等の譲渡所得（～平成21年度） ① 課税長期所得金額が2,000万円以下である場合 1.3% ② 課税譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額 (ハ) 短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 3% ② 国等に対する譲渡である場合 1.6% (3) 株式等に係る譲渡所得に対する税率 1.6%
	法人	均等割 法人税割 法人税額	
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	
	株式等譲渡所得割	特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額	
事業税	個人	個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業	
	法人	法人の行う事業	
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	
不動産取得税		不動産の価格	
県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)		売渡等に係る製造たばこの本数（36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格）	
ゴルフ場利用税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)		ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設の利用)	

税 目	課税客体、課税標準等	平成 17 年 度
自 動 車 税	自動車の車種及び総排気量並びに用途（トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等）に応じて区分	自動車税のグリーン化による特例措置 軽 減 〔平成16年度・17年度新車新規登録分が対象〕 〔（軽減は登録の翌年度）〕 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ燃費基準＋5％以上達成 } 標準税率より概ね50％軽減 ★★★★かつ燃費基準達成 ★★★かつ燃費基準＋5％以上達成 } 〃 25％軽減 重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10％重課 (注) 1 ★★★★★は平成17年排出ガス基準値より75％以上性能がよい自動車 2 ★★★★★は 〃 50％以上 〃
鉱 区 税	鉱区の面積又は延長	
核 燃 料 税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	
県 固 定 税 資 産 税	大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額	
自 動 車 税 取 得 税	自動車の取得価額	
軽油引取税	元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等	
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	
産 廃 棄 物 業 税	最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量	

税 目		課税客体、課税標準等	平成18年度
県民税	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	老年者控除を廃止 定率減税 所得割額の7.5%（2万円を上限）を控除
	法人	均等割 法人税割 法人税額	均等割 資本金等の額…法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	
	株式等譲渡所得割	特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額	
事業税	個人	個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業	
	法人	法人の行う事業	
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	
不動産取得税		不動産の価額	税率4% [ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成21年3月31日まで3年間延長された。 住宅以外の家屋に係る税率の特例措置については平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り、標準税率を3.5%とする経過措置が講じられた。] 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成21年3月31日まで延長する。
県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)		売渡等に係る製造たばこの本数（36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格）	平成18年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円
ゴルフ場利用税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)		ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設の利用)	

税 目	課税客体、課税標準等	平成 18 年 度
自動車税	自動車の車種及び総排気量並びに用途（トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等）に応じて区分	
鉱 区 税	鉱区の面積又は延長	
核 燃 料 税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額	
自動車取得税	自動車の取得価額	
軽油引取税	元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等	
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	
産業廃棄物業税	最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量	

税 目		課税客体、課税標準等	平成 19 年 度
県民税	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	税率 所得割 (1) 一律 4 % (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得 2 % (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成21年度） ④ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% ⑤ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 ④ 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6% ⑤ 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 短期譲渡所得 ④ 国等に対する譲渡以外である場合 3.6% ⑤ 国等に対する譲渡である場合 2 % (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2 % 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成20年度） 1.2% (4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2 % (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ④又は⑤のいずれか多い金額 ④ 4.8% ⑤ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 （ただし、平成21年度まで特例不適用）
	法人	均等割 法人税割 法人税額	
	利子割	利子等の額	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に99%を乗じて得た額の5分の3を市町村に交付
	配当割	特定配当等の額	
	株式等 譲渡所得割	特定口座における上場 株式等の譲渡に係る所得等の額	源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5 % （平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡所得等に係る税率 3 %）
事業税	個人	個人の行う第1種事業、 第2種事業及び第3種 事業	
	法人	法人の行う事業	
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	
不動産取得税		不動産の価格	
県たばこ税 （昭和63年度までは県たばこ消費税）		売渡等に係る製造たばこの本数（36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格）	
ゴルフ場利用税 （昭和63年度までは娯楽施設利用税）		ゴルフ場の利用 （63年度までは娯楽施設の利用）	

税 目	課税客体、課税標準等	平成19年度
自動車税	自動車の車種及び総排気量並びに用途（トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等）に応じて区分	自動車税のグリーン化による特例措置 軽減〔平成18年度・19年度新車新規登録分が対象〕 （軽減は登録の翌年度） 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★★かつ燃費基準＋20％以上達成 } 標準税率より概ね50％軽減 ★★★★★かつ燃費基準＋10％以上達成 〃 25％軽減 重課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10％重課 （注）★★★★★は平成17年排出ガス基準値より75％以上性能がよい自動車
鉾区税	鉾区の面積又は延長	
核燃料税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	
県固定資産税	大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額	
自動車取得税	自動車の取得価額	
軽油引取税	元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等	
狩猟税	狩猟者の登録を受ける者	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500円 3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など
産業廃棄物業税	最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量	

税 目		課税客体、課税標準等	平成 20 年 度
県民税	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	
	法人	均等割 法人税割 法人税額	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が1千万円以下の法人 年額 20,000円 (2) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (5) 資本金等の額が50億円を超える法人 年額 800,000円
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	上場株式等の配当に係る税率 5% (平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%) ※3%軽減税率は、平成22年12月31日まで延長。
	株式等譲渡所得割	特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額	源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)
事業税	個人	個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業	
	法人	法人の行う事業	下記1～3に掲げる法人以外の法人（資本金等1億円超の法人） 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 1.5% 年400万円超800万円以下 2.2% 年800万円超及び清算所得 2.9% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 2.9% 1 所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 2.7% 年400万円超800万円以下 4.0% 年800万円超及び清算所得 5.3% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 5.3% 2 特別法人 所得割 年400万円以下 2.7% 年400万円超及び清算所得 3.6% [ただし、一定の協同組合等については年10億円超 4.3%] ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 3.6% [ただし、一定の協同組合等については年10億円超 4.3%] 3 収入金額課税法人 収入割 0.7% ※平成20年10月1日以後に開始する事業年度に適用
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	
不動産取得税	不動産	不動産の価格	

税 目	課税客体、課税標準等	平成20年度
県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)	売渡等に係る製造たばこの本数(36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格)	
ゴルフ場 利用税 (昭和63年度までは娯楽 施設利用税)	ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設の利用)	
自動車税	自動車の車種及び総排気量並びに用途(トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等)に応じて区分	
鉱区税	鉱区の面積又は延長	
核燃料税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	
県固定 資産税	大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額	
自動車 取得税	自動車の取得価額	暫定措置がさらに10年度間延長された。
軽油引取税	元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等	暫定税率が10年度間延長された。
狩猟税	狩猟者の登録を受ける者	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成20年4月1日から平成25年3月31日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講じた。
産業 廃棄物 業税	最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量	

税 目		課税客体、課税標準等	平成21年度
県民税	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	税率 所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成21年度） 1.2%
	法人	均等割 法人税割 法人税額	
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	
	株式等 譲渡所得割	特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額	
事業税	個人	個人の行う第1種事業、 第2種事業及び第3種事業	
	法人	法人の行う事業	
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	
不動産取得税		不動産の価額	税率4% [ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。] 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。
県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)		売渡等に係る製造たばこの本数（36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格）	
ゴルフ場利用税 (昭和63年度までは娯楽施設利用税)		ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽施設の利用)	

税 目	課税客体、課税標準等	平 成 21 年 度
自動車取得税	自動車の取得価額	目的税から普通税に改められた。
軽油引取税	元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等	目的税から普通税に改められた。
自動車税	自動車の車種及び総排気量並びに用途（トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等）に応じて区分	自動車税のグリーン化による特例措置 軽 減 〔平成20年度・21年度新車新規登録分が対象〕 （軽減は登録の翌年度） 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が3.5トン超の天然ガス自動車のうち、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より75%以上 NOx 低減 ★★★★かつ燃費基準＋25%以上達成 } 標準税率より概ね50%軽減 ★★★★かつ燃費基準＋15%以上達成 } 25%軽減 重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG 車 } 標準税率より概ね10%重課 （注）★★★★は平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい自動車
鉾 区 税	鉾区の面積又は延長	
核 燃 料 税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	税率 14.5% （平成21年11月15日以降に発電用原子炉に挿入された核燃料から適用）
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額	
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	
産 廃 棄 物 業 税	最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量	

税 目		課税客体、課税標準等	平成 22 年 度
県民税	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	税率 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成26年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額 との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成26年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成22年度～平成24年度) 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成22年度～平成24年度) 1.2%
	法人	均等割 法人税割 法人税額	
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	上場株式等の配当に係る税率 5% (平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)
	株式等譲渡所得割	特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額	源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)
事業税	個人	個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業	
	法人	法人の行う事業	下記1～3に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 1.5% 年400万円超800万円以下 2.2% 年800万円超 2.9% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 2.9% 1 所得課税法人 (特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 2.7% 年400万円超800万円以下 4.0% 年800万円超 5.3% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 5.3% 2 特別法人 所得割 年400万円以下 2.7% 年400万円超 3.6% [ただし、一定の協同組合等については年10億円超 4.3%] ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 3.6% [ただし、一定の協同組合等については年10億円超 4.3%] 3 収入金額課税法人 収入割 0.7% ※平成22年10月1日以後に解散 (合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)又は破産手続開始の決定が行われる場合に適用
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	
不動産税	取得	不動産の価格	

税 目	課税客体、課税標準等	平 成 22 年 度
県たばこ税 (昭和63年度までは県たばこ消費税)	売渡等に係る製造たばこの本数(36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格)	平成22年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき716円
ゴルフ場 利用税 (昭和63年度までは娯楽 施設利用税)	ゴルフ場の利用 (63年度までは娯楽 施設の利用)	
自動車 取得税	自動車の取得価額	平成30年3月31日の10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準(3%)。自家用の自動車で軽自動車以外のものは5%)を維持することとされた。
軽油引取税	元売業者又は特約業者 からの引取軽油の容量 等	平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準(1キロリットル32,100円)を維持することとされた。 揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率(1キロリットル15,000円)を上回る部分の課税措置を停止することとされた。 また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の税率水準に復元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に復元することとされた。
自動車税	自動車の車種及び総排 気量並びに用途(トラッ ク及びバス等につい ては、積載量、乗車定員 等)に応じて区分	
鉾 区 税	鉾区の面積又は延長	
核燃料税	発電用原子炉に挿入さ れた核燃料の価額	
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格 から市町村が課する課 税標準となるべき価額 を控除した額	
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける 者	
産 廃 業 棄 物 税	最終処分場に埋立処分 のため搬入される産業 廃棄物の重量	

税 目		課税客体、課税標準等	平成23年度
県民税	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	
	法人	均等割 法人税割 法人税額	
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	上場株式等の配当に係る税率 5% (平成24年 1 月 1 日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)
	株式等譲渡所得割	特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額	源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成24年 1 月 1 日から平成25年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)
事業税	個人	個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業	
	法人	法人の行う事業	
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	
不動産取得税	不動産の価格	東日本大震災により被災した家屋の敷地となる土地の代替土地（平成33年 3 月31日までに取得）に係る特例措置（従前の土地面積相当分を非課税） 東日本大震災（原子力発電所の事故による災害）により警戒区域設定指示が行われた日において警戒区域内に所在した家屋の敷地となる土地の代替土地（当該指示が解除された日から起算して 3 月を経過する日までの取得等）に係る特例措置（従前の土地面積相当分を非課税） 東日本大震災により被災した家屋の代替家屋（平成33年 3 月31日までに取得）に係る特例措置（従前の床面積相当分を非課税） 東日本大震災（原子力発電所の事故による災害）により警戒区域設定指示が行われた日において警戒区域内に所在した家屋の代替家屋（当該指示が解除された日から起算して 3 月（新築家屋は 1 年）を経過する日までの取得等）に係る特例措置（従前の床面積相当分を非課税） 東日本大震災により被災した農用地の代替農用地（平成33年 3 月31日までに取得）に係る特例措置（従前の農用地面積相当分を非課税） 東日本大震災（原子力発電所の事故による災害）により警戒区域設定指示が行われた日において警戒区域内に所在した農用地の代替農用地（当該指示が解除された日から起算して 3 月を経過する日までの取得等）に係る特例措置（従前の農用地面積相当分を非課税）	
県たばこ税（昭和63年度までは県たばこ消費税）		売渡等に係る製造たばこの本数（36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格）	
ゴルフ場利用税（昭和63年度までは娯楽施設利用税）		ゴルフ場の利用（63年度までは娯楽施設の利用）	

税 目	課税客体、課税標準等	平 成 23 年 度
自動車取得税	自動車の取得価額	東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車（平成26年3月31日までに取得）に係る特例措置（非課税） 東日本大震災（原子力発電所の事故による災害）に係る警戒区域内にある自動車等の代替自動車（平成26年3月31日までに取得）に係る特例措置（非課税等）
軽油引取税	元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等	揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされた。
自動車税	自動車の車種及び総排気量並びに用途（トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等）に応じて区分	自動車税のグリーン化による特例措置 軽減〔平成22年度・23年度新車新規登録分が対象〕 （軽減は登録の翌年度） 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が3.5トン超の天然ガス自動車のうち、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より10%以上NOx低減しているもの ・車両総重量3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より75%以上NOx低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ燃費基準+25%以上達成 標準税率より概ね50%軽減 重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 標準税率より概ね10%重課 （注）★★★★★は平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい自動車 東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置（平成23～25年度非課税） 東日本大震災（原子力発電所の事故による災害）に係る警戒区域内にある自動車等の代替自動車に係る特例措置（平成23～25年度 非課税等）
鉱 区 税	鉱区の面積又は延長	
核 燃 料 税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	
県 固 定 資 産 税	大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額	
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	
産 廃 棄 物 税	最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量	

税 目		課税客体、課税標準等	平成24年度
県民税	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	配偶者控除 同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に23万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組 扶養控除 扶養親族のうち年齢16歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に23万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組 所得割 退職所得に係る10%税額控除の廃止（平成25年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等）
	法人	均等割 法人税割 法人税額	
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	
	株式等譲渡所得割	特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額	
事業税	個人	個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業	
税	法人	法人の行う事業	
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	
不動産取得税		不動産の価格	税率4% [ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する。] 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する。 東日本大震災（原子力発電所の事故による災害）により居住困難区域の指定が行われた日において所在した家屋の敷地となる土地の代替土地（当該指定が解除された日から起算して3月を経過する日までの取得等）に係る特例措置（従前の土地面積相当分を非課税） 東日本大震災（原子力発電所の事故による災害）により居住困難区域の指定が行われた日において所在した家屋の代替家屋（当該指定が解除された日から起算して3月（新築家屋は1年）を経過する日までの取得等）に係る特例措置（従前の床面積相当分を非課税） 東日本大震災（原子力発電所の事故による災害）により居住困難区域の指定が行われた日において所在した農用地の代替農用地（当該指定が解除された日から起算して3月を経過する日までの取得等）に係る特例措置（従前の農用地面積相当分を非課税）
県たばこ税（昭和63年度までは県たばこ消費税）		売渡等に係る製造たばこの本数（36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格）	
ゴルフ場利用税（昭和63年度までは娯楽施設利用税）		ゴルフ場の利用 （63年度までは娯楽施設の利用）	

税 目	課税客体、課税標準等	平 成 24 年 度
自 動 車 税 取 得 税	自動車の取得価額	東日本大震災（原子力発電所の事故による災害）に係る自動車持出困難区域内にある自動車等の代替自動車（平成26年3月31日までに取得）に係る特例措置（非課税等）
軽油引取税	元売業者又は特約業者からの引取軽油の容量等	
自 動 車 税	自動車の車種及び総排気量並びに用途（トラック及びバス等については、積載量、乗車定員等）に応じて区分	東日本大震災（原子力発電所の事故による災害）に係る自動車持出困難区域内にある自動車等の代替自動車に係る特例措置（平成24～25年度 非課税等）
鉱 区 税	鉱区の面積又は延長	
核 燃 料 税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	
県 固 定 税 資 産 税	大規模償却資産の価格から市町村が課する課税標準となるべき価額を控除した額	
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	
産 廃 棄 物 業 税	最終処分場に埋立処分のため搬入される産業廃棄物の重量	

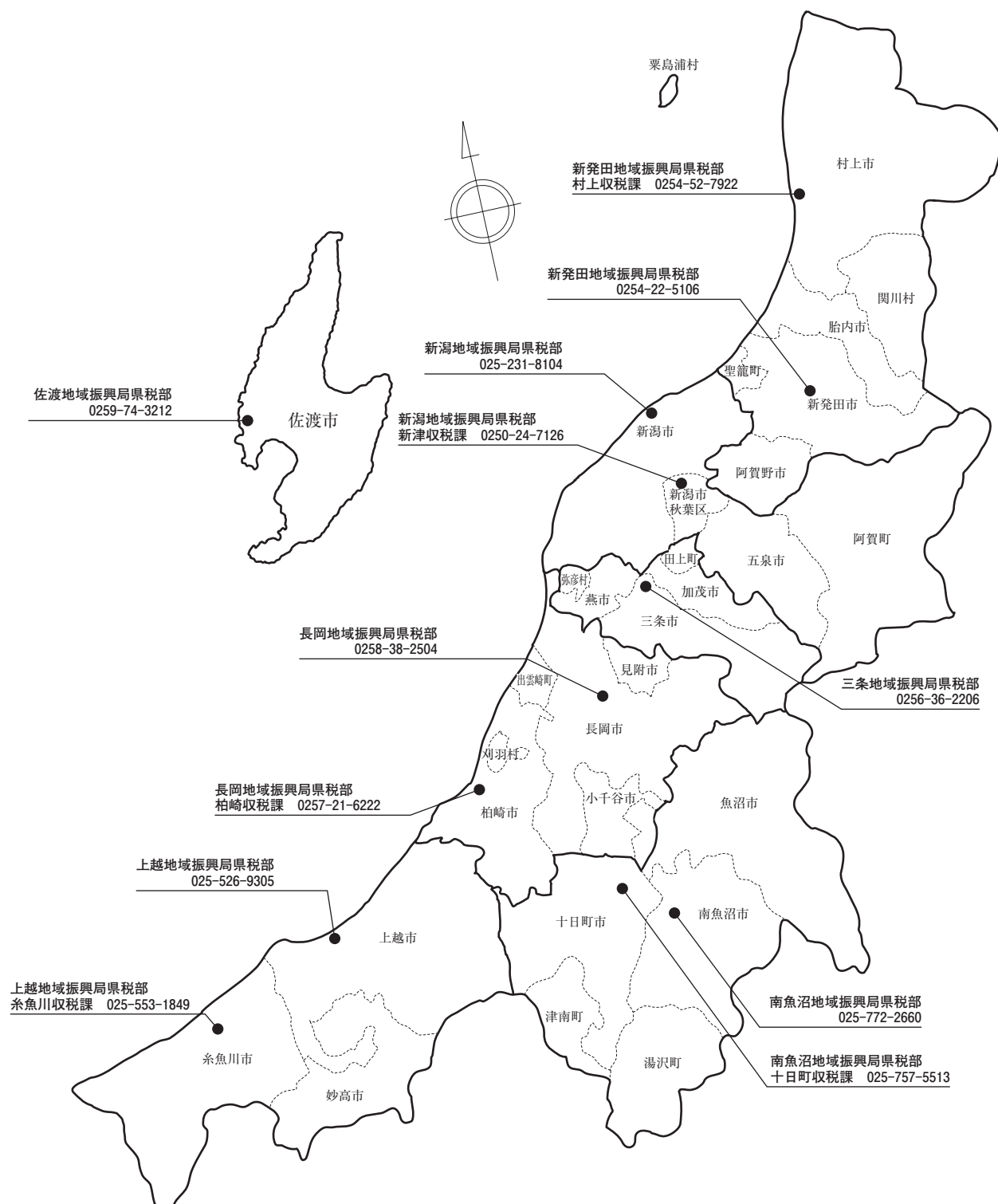
税 目		課税客体、課税標準等	平成25年度
県民税	個人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得税額	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成25年度～平成26年度） 1.2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率（平成25年度～平成26年度） 1.2%
	法人	均等割 法人税割 法人税額	
	利子割	利子等の額	
	配当割	特定配当等の額	
	株式等譲渡所得割	特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の額	
事業税	個人	個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業	
	法人	法人の行う事業	
地方消費税	譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額	
	貨物割	課税貨物に係る消費税額	
不動産取得税		不動産の価格	
県たばこ税（昭和63年度までは県たばこ消費税）		売渡等に係る製造たばこの本数（36年度までは小売定価、63年度までは売渡数量×全国平均価格）	平成25年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円
ゴルフ場利用税（昭和63年度までは娯楽施設利用税）		ゴルフ場の利用（63年度までは娯楽施設の利用）	
自動車取得税		自動車の取得価額	東日本大震災（原子力発電所の事故による災害）に係る自動車持出困難区域内にある自動車等の代替自動車（平成26年3月31日までに取得）に係る特例措置（非課税等）

13 地域振興局県税部等一覧

(平成25年4月1日現在)

県税部等	所在地	郵便番号	電話番号	管轄市町村等	市町村数
新発田地域振興局 県税部	新発田市豊町3丁目3番2号 (新発田地域振興局内)	957-8511	課税課 0254-22-5106 収税課 0254-26-9123	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、 聖籠町、関川村、粟島浦村 ※村上市、関川村、粟島浦村の区域に 係る収税及び免税軽油業務を除く	7
	村上収税課	958-8585	0254-52-7922	村上市、関川村、粟島浦村の区域に係 る収税及び免税軽油業務	
新潟地域振興局 県税部	新潟市中央区川岸町3丁目 18番地1 (新潟地域振興局内)	951-8575	直税第1課 025-231-8104 収税第1課 025-231-8124	新潟市、五泉市、阿賀町 ※新潟市秋葉区、五泉市、阿賀町の区 域に係る収税及び免税軽油業務を除 く	3
	新津収税課	956-0031	0250-24-7126	新潟市秋葉区、五泉市、阿賀町の区域 に係る収税及び免税軽油業務	
三条地域振興局 県税部	三条市興野1丁目13番45号 (三条地域振興局内)	955-0046	課税課 0256-36-2206 収税課 0256-36-2212	三条市、加茂市、燕市、弥彦村、田上町	5
長岡地域振興局 県税部	長岡市四郎丸町173番地2 (長岡地域振興局内)	940-8567	課税課 0258-38-2504 収税課 0258-38-2510	長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、出 雲崎町、刈羽村 ※柏崎市、刈羽村の区域に係る収税 及び免税軽油業務を除く	6
	柏崎収税課	945-8558	0257-21-6222	柏崎市、刈羽村の区域に係る収税及 び免税軽油業務	
南魚沼地域振興局 県税部	南魚沼市六日町960番地 (南魚沼地域振興局内)	949-6680	課税課 025-772-2660 収税課 025-772-2665	十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、 津南町 ※十日町市、津南町の区域に係る収 税及び免税軽油業務を除く	5
	十日町収税課	948-0037	025-757-5513	十日町市、津南町の区域に係る収税 及び免税軽油業務	
上越地域振興局 県税部	上越市本城町5番6号 (上越地域振興局内)	943-8551	課税課 025-526-9305 収税課 025-526-9311	上越市、糸魚川市、妙高市 ※糸魚川市の区域に係る収税及び免 税軽油業務を除く	3
	糸魚川収税課	941-0052	025-553-1849	糸魚川市の区域に係る収税及び免税 軽油業務	
佐渡地域振興局 県税部	佐渡市相川二丁目浜町20番 1号 (佐渡地域振興局内)	952-1555	課税課 0259-74-3212 収税課 0259-74-3310	佐渡市	1
総務管理部税務課	新潟市中央区新光町4番地1	950-8570	025(280)5046	市20 町6 村4 } 計30	-

14 管 内 図



平成 25 年 12 月 10 日 印 刷
平成 25 年 12 月 20 日 発 行

新潟県税務統計要覧

発行人 新 潟 県 税 務 課

新潟市中央区南出来島 2 丁目 1 番 25 号
印刷所 新 高 速 印 刷 株 式 会 社
TEL(025)285-3311

~~~~~  
新 潟 県 税 務 課

---